

令和2年第1回定例会

一宮町議会会議録

令和2年3月6日開会

令和2年3月16日閉会

一宮町議会

令和2年第1回一宮町議会定例会会議録目次

第1号（3月6日）

出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	1
議事日程	1
表彰の伝達	4
開会の宣告	5
開議の宣告	5
議会運営委員会委員長の報告	5
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	6
町長の施政方針	6
一般質問	17
小 関 義 明 君	18
志 田 延 子 君	22
鵜野澤 一 夫 君	25
小 林 正 満 君	31
藤 乗 一 由 君	43
袴 田 忍 君	61
大 橋 照 雄 君	67
承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	80
議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	81
議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	82
議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	87
議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	88

議案第 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	89
議案第 6 号の上程、説明、質疑、討論、採決	91
議案第 7 号の上程、説明、質疑、討論、採決	92
議案第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	93
議案第 9 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第 10 号の上程、説明、質疑、討論、採決	95
議案第 11 号の上程、説明、質疑、討論、採決	96
議案第 12 号の上程、説明、質疑、討論、採決	106
議案第 13 号の上程、説明、質疑、討論、採決	108
議案第 14 号の上程、説明、質疑、討論、採決	110
議案第 15 号の上程、説明、質疑、討論、採決	112
議案第 16 号～議案第 20 号の上程、説明、委員会付託	113
休会の件	117
散会の宣告	118

第 2 号 (3月16日)

出席議員	119
欠席議員	119
地方自治法第 121 条の規定により出席した者の職氏名	119
職務のため出席した事務局職員	119
議事日程	119
開議の宣告	121
議事日程の報告	121
議案第 16 号～議案第 20 号の委員長報告、質疑、討論、採決	121
発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	140
発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	142
閉会の宣告	144
署名議員	145

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 1 号 ）

3 月 6 日 （ 金 ）

令和2年第1回一宮町議会定例会会議録 (第1号)

令和2年3月6日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川城茂樹	2番	内山邦俊
3番	小関義明	4番	大橋照雄
5番	小林正満	6番	鶴沢清永
7番	鶴沢一男	8番	藤乗一由
9番	袴田忍	10番	吉野繁徳
11番	志田延子	12番	森佐衛
13番	鶴野澤一夫	14番	小安博之

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	川島敏文
会計管理者	小柳薫	教育長	藍野和郎
総務課長	塩田健	秘書広報課長	鶴岡治美
企画課長	渡邊高明	税務課長	秦和範
住民課長	鎗田浩司	福祉健康課長	森常麿
都市環境課長	土屋勉	産業観光課長	田中一郎
オリンピック推進課長	高田亮	子育て支援課	中山栄子
教育課長	峰島勝彦		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	関谷智香子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	会議録署名議員の指名
日程第二	会期の決定
日程第三	諸般の報告
日程第四	町長の施政方針
日程第五	一般質問

日程第六	承認第 1 号	令和元年度一宮町一般会計補正予算（第 7 次）の専決処分につき承認を求めることについて
日程第七	議案第 1 号	一宮町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について
日程第八	議案第 2 号	一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第九	議案第 3 号	監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十	議案第 4 号	一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十一	議案第 5 号	一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について
日程第十二	議案第 6 号	一宮町保育所条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十三	議案第 7 号	一宮町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定について
日程第十四	議案第 8 号	一宮町区長設置条例を廃止する条例の制定について
日程第十五	議案第 9 号	町道路線の変更について
日程第十六	議案第 10 号	一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結について
日程第十七	議案第 11 号	令和元年度一宮町一般会計補正予算（第 8 次）議定について
日程第十八	議案第 12 号	令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 次）議定について
日程第十九	議案第 13 号	令和元年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第 2 次）議定について
日程第二十	議案第 14 号	令和元年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）議定について
日程第二十一	議案第 15 号	令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 次）議定について
日程第二十二	議案第 16 号	令和 2 年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二十三	議案第 17 号	令和 2 年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第二十四	議案第 18 号	令和 2 年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
日程第二十五	議案第 19 号	令和 2 年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について

日程第二十六 議案第 20 号 令和 2 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について

日程第二十七 休会の件

◎表彰の伝達

○議長（小安博之君） 皆さん、おはようございます。

早朝よりご参集いただき、誠にご苦労さまです。

今、大変注意が必要な新型コロナウイルス対策について、当議会におきましても、感染拡大防止のため、傍聴をできる限り控えていただき、インターネットによる視聴をお願いしております。

また、直接傍聴されたい方には、手指消毒や、マスクの着用、マスクがない場合は、咳エチケットなどをお願いしております。

ご理解、ご協力をお願いいたします。

会議に入る前に、皆様にお知らせいたします。

全国町村議会議長会創立70周年を記念して、昨年11月13日付で全国町村議会議長会会長より、永年にわたり地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされた方に対し表彰が行われ、本町から森 佐衛君が表彰されました。

これから、この栄えある表彰の伝達式を執り行いたいと思います。

12番、森 佐衛君、前においでください。

表彰状。千葉県一宮町、森 佐衛殿。

あなたは、永年にわたり町村議会議員として地域社会の発展及び住民福祉の向上に尽くされました。よって、今回創立70周年を記念して、表彰します。

令和元年11月13日。

全国町村議会議長会会長 松尾文則。

おめでとうございます。（拍手）

それでは、受賞されました森 佐衛君から一言ご挨拶をいただきたいと存じます。

○12番（森 佐衛君） 一言、ご挨拶申し上げます。

私、現在、議員職34年目でございますが、今回、30年の区切りということで、表彰を受けました。誠に光栄に存じます。

顧みますと、34年、あっという間に過ぎた感じがいたします。歴代の町長が向井町長、そして渡辺町長、近藤町長、玉川町長、そして現在の馬淵町長、5人の町長とお付き合いさせていただきました。そして、多くの議員の方々ともお付き合いさせていただきました。

また、多くの方々の温かいご支援を賜り、感謝申し上げる次第でございます。

また、私は気力、体力、まだ充実しておりますので、これを励みに今後とも頑張っていくつもりでございます。

どうもありがとうございました。（拍手）

○議長（小安博之君） ありがとうございました。

このたびは、誠におめでとうでございます。

最後に、皆さん、いま一度大きな拍手をお願いいたします。（拍手）

以上で、表彰状の伝達式を終わります。

開会 午前 9時08分

◎開会の宣告

○議長（小安博之君） ただいまから令和2年第1回一宮町議会定例会を開会いたします。

◎開議の宣告

○議長（小安博之君） ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議会運営委員会委員長の報告

○議長（小安博之君） 日程に入る前に、議会運営委員長より本定例会の運営について発言の申出がありましたので、これを許します。

議会運営委員長、12番、森 佐衛君。

○議会運営委員長（森 佐衛君） 会期について議会運営委員会から報告いたします。

本定例会に提案されるものは、町長の施政方針をはじめとして、専決処分の承認1件、条例の一部改正と廃止を合わせて8件、町道路線の変更1件、工事委託の協定締結1件、各会計の補正予算5件のほか、新年度予算議定5件であります。また、一般質問は7名の議員から提出されております。なお、慣例により、新年度予算は各常任委員会へ付託して審議をしまいたいと思います。

以上を勘案いたしまして、会期については、3月6日本日から16日までの11日間としたいと思います。

以上で報告を終わります。

以上です。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでした。

◎議事日程の報告

○議長（小安博之君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもって了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（小安博之君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において指名いたします。

12番、森 佐衛君、13番、鵜野澤一夫君、以上、兩名をお願いいたします。

◎会期の決定

○議長（小安博之君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は議会運営委員会の答申どおり、本日から16日までの11日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から16日までの11日間と決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（小安博之君） 日程第3、諸般の報告をいたします。

監査委員から例月出納検査結果報告書、長生郡市広域市町村圏組合議会議員から議会定例会概要報告書、千葉県後期高齢者医療広域連合組合議会議員から議会概要報告書、一宮聖苑組合議会議員から議会定例会概要報告書の提出がありました。

別紙諸般の報告一覧表のとおり、資料をお手元に配付しております。

これをもってご了承願います。

◎町長の施政方針

○議長（小安博之君） 日程第4、町長の施政方針を伺います。

馬淵町長より、本定例会に当たり施政方針を述べたい旨の申出がありましたので、これを許します。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 皆様、おはようございます。

本日ここに、令和2年第1回一宮町議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様におかれましては公私とも大変ご多用の中、ご参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

さて、いよいよ今年は、東京2020オリンピック競技大会が開催され、7月26日から8月2日までの間、釣ヶ崎海岸でサーフィン競技が行われます。

また、町では、オリンピックのサーフィン競技が行われる期間、役場周辺で地元の魅力を披露するイベントを実施します。大勢の方が世界中から訪れると思います。皆様、ご一緒に笑顔で世界の皆様をお迎えいたしましょう。

また、長年の懸案であった上総一ノ宮駅の東口が完成します。昨年4月から始まった工事は順調に進行し、6月には竣工の予定です。30年来の町の課題を、ついに解決することになります。完成後はどうぞ存分にご利用ください。

本定例会では、令和2年度予算案を中心にご審議を願うところでありますが、この機会に令和2年度の町政運営の基本的な考え方につきまして、所信の一端を申し上げ、引き続き、議員各位並びに町民の皆様方のご理解、ご支援、ご協力を賜りたいと存じます。

初めに、総務課所管の業務についてご報告を申し上げます。

まず、国内の経済状態でございますが、内閣府がまとめた2月の月例経済報告によりますと、景気は、輸出が弱含む中で製造業を中心に弱さが一段と増した状態が続いているものの、緩やかに回復しているとし、その先行きについては、当面、弱さが残るものの、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待されるとしています。

しかしながら、一方では、新型コロナウイルス感染症が内外経済に与える影響に十分注意する必要があるとも指摘しており、今後の景気の動向には十分注視していく必要がございます。

こうした中、令和2年度の予算案でございますが、一般会計の総額は49億600万円で、令和元年度に比べ4.8%、2億2,500万円の増加となっております。

特徴を申し上げますと、東京2020オリンピック競技大会の成功に向け、2年目を迎える上総一ノ宮駅東口整備事業をはじめ、町独自のおもてなしとして、オリンピック開催期間中に

町主催のイベントを実施するほか、安心・安全なまちづくりを目指し、一宮町中央ポンプ場整備事業の着手により予算規模が拡大しました。

また、オリンピック終了後のレガシーとして、釣ヶ崎海岸施設設備本設工事や、上総一ノ宮駅東口広場のバリアフリー化など、利用者の利便性を図るほか、小学校におけるICT環境の整備に向けた取組や、健康増進を目的とし、多様な生活ニーズに対応するため、乳がん・子宮がんの個別検診事業などを盛り込み、幅広い分野に配分いたしました。

また、特別会計につきましては、4会計総額で28億3,793万3,000円、前年度に比べますと2,067万2,000円の増加となりました。

主な増加要因は、介護保険特別会計の給付費が増加したほか、後期高齢者医療特別会計が被保険者数の増加に伴い、予算規模が増加したことによるものでございます。

今後も、社会保障費が肥大化するなど、非常に厳しい財政運営が予想されるところでありますが、義務的経費の動向に細心の注意を払いつつ、魅力あふれるまちづくりが継続的に進められるよう、さらなる経費削減に取り組み、健全な財政運営に努めてまいり所存でございます。

続いて、防災関係です。

千葉県で、想定し得る最大規模の降雨による洪水浸水想定区域を指定、公表したため、町の洪水、土砂災害ハザードマップを見直し、全世帯へ配布します。

災害に備え、デジタル戸別受信機を購入し、町内の避難所、医療機関及び防災機関に設置します。

また、4月から多メディア一斉配信システムを開始し、専用アプリをインストールしていただいた方のスマホに対し、町から音声と文字による情報を発信します。

次に、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が令和2年4月に施行されることに伴い、特別職非常勤職員となる対象の要件が厳格化され、町で委嘱している区長の任用が変わるため、報酬を規定している条例を今議会で廃止をお願いいたし上程いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、秘書広報課所管の業務についてであります。

マスコットキャラクター運営事業の関係についてご報告申し上げます。

一宮いっちゃんのぬいぐるみを製作し、2月3日より役場庁舎内で販売し、販売開始1か月で販売目標の650体に対し、343体を販売いたしました。

また、公共施設や観光拠点施設、金融機関等、集客が見込まれる施設には、見本となるぬ

いぐるみと宣伝チラシを設置させていただくなど、販売促進に努め、町のPRを図ってまいりますので、議員の皆様方にもご協力のほどをよろしくお願いいたします。

続きまして、企画課所管の業務についてであります。

まず、釣ヶ崎海岸に整備する県立自然公園内の恒久施設につきましては、本体部は1月に完成いたしました。

この施設は、東京2020オリンピック競技大会時に使用し、大会終了後、町で電気と水道本管接続工事等を行います。千葉県では、芝生広場と駐車場整備を行い、令和3年4月に一般供用開始の予定です。

次に、町独自のイベントにつきましては、東京2020オリンピック競技大会日に合わせた7月26日から8月2日の8日間連続で、役場駐車場、保健センター駐車場等で開催予定です。

イベントは、地域の郷土料理等をブースに設けて、ステージでは郷土芸能等を行い、世界中から一宮町に訪れる方に対して、地域全体で盛り上げていきます。

次に、総合戦略策定事業につきましては、まち・ひと・しごと創生基本方針が閣議決定されたことを受けて、次期地方版総合戦略の策定を進めるよう国から通知を受けました。

町では、現行の一宮町まち・ひと・しごと総合戦略は今年度で終期となりますが、1年延長して、来年度、国の総合戦略に基づいた第2期総合戦略を策定いたします。

次に、国勢調査につきましては、日本に住んでいる全ての人と世帯を対象にする最も重要な調査として5年ごとに実施されています。

国勢調査から得られる様々な統計は、国や地方公共団体の政治、行政の基礎資料として用いられるだけでなく、国民の共有財産として研究、教育活動など、幅広い分野で利用されます。

令和2年国勢調査は21回目となり、10月1日が調査基準日になっています。

次に、オリンピック推進課所管の業務についてであります。

東京2020オリンピック競技大会に関する事業ですが、令和元年度におきましては、平成29年度から継続して行っております町内外で開催される各種イベントに多数参加をいたしました。

東京2020大会、そしてサーフィン競技、そしてサーフィン競技会場である当町の魅力につきまして、こうした場で積極的にPRを行い、県内開催8競技の中で、サーフィン競技の認知度が突出して高いということも併せて皆様にご報告をさせていただきたく存じるところであります。

こうしたPR活動は、令和元年度に続きまして、令和2年度も引き続き行ってまいり所存であります。

さて、はまぐり祭りと同様開催し好評を得たオリンピック開催1年前を記念するイベントや、開催都市としてのPR看板の設置、ワールドサーフリーグ主催によるQS6000 ICHINOMIYA CHIBA OPEN、また、日本サーフィン連盟主催による第1回ジャパンオープンオブサーフィンなども開催され、本大会を来年度に控え、期待感もますます高まっていると感じているところであります。

また、一宮エリアの都市ボランティアに対して共通研修や採用決定を行い、競技会場となる釣ヶ崎海岸広場進入路拡幅のための工事も着工し、今年度末には工事完了する予定であります。

そのほか、大会組織委員会主催によるサーフィン競技のテストイベントの実施や、会場整備も本格的に進められているところであります。

さて、いよいよ新年度は大会開催の年になります。

町では、千葉県の支援も受けながら、小・中学生の全生徒に対し、会場内への入場の機会を確保いたします。子供たちが会場観戦を通して、スポーツのすばらしさや、世界中の人々と交流することの楽しさを経験することで、一生の財産としていただきたいと思っております。

また、大会組織委員会からオリンピックに係る町内の都市装飾について、ようやく承認を受けたことから、JR上総一ノ宮駅東口や競技会場である釣ヶ崎海岸周辺を中心に装飾を施すことで、より祝祭感を高めてまいります。

今後の予定といたしましては、7月2日には太東海水浴場から釣ヶ崎海岸でオリンピック聖火リレーが、また、8月19日には千葉県内でパラリンピック聖火リレーを含む聖火フェスティバルが開催されます。

このフェスティバルの一環として、千葉県では県内全ての市町村がそれぞれ独自の方法で火を起こし、それらを1つに集め千葉県のパラリンピックの聖火といたします。町といたしましても、一宮町の火として採火式を行う予定であり、現在企画、検討中でございます。

そして、7月26日から8月2日にかけては、釣ヶ崎海岸サーフィンビーチでオリンピック史上初のサーフィン競技が行われます。大会期間中には世界中の方が大勢訪れることが予想され、町が運営を行う都市ボランティア、City Castが駅周辺で活躍いたします。

大会組織委員会による会場整備や大会開催時の混雑により、町民の皆様にはご不便を差し

上げる局面もあろうかとは存じますが、地域の力を世界中に示す機会として、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

引き続き、関係機関と密に連絡調整を行い、大会成功に向け全力で取り組んでまいります。次に、住民課所管の業務について申し上げます。

まず、国民健康保険の関係であります。

県と町が共同で国保運営を実施する県広域化となり、この4月で3年目を迎えます。被保険者の減少や高齢化の進展、医療技術の高度化、生活習慣病の増加等の影響により、保険税の総額は減少する一方で、1人当たりの医療費は増加が続いており、国保財政については今後も極めて厳しい状況が見込まれます。

安定的な運営を維持するために、医療費の適正化が喫緊の課題であることは、県広域化後においても変わりません。町では、新年度においても、特定健康診査事業、糖尿病の重症化予防事業、人間ドック補助事業などを効果的に推進することにより、被保険者の健康保持増進と医療費の抑制を図りながら、引き続き健全な国保運営に努めてまいります。

次に、後期高齢者医療制度の関係でございます。

令和2年度から3年度までの保険料であります。去る2月17日開催の広域連合定例議会において、改定案が承認されました。高齢化の進展による被保険者と医療費の増加に対応するため、均等割額2,400円、所得割率0.5%の上昇となっております。

今後も厳しい状況が続くことが見込まれますので、広域連合と一体となって、医療費の適正化に努めてまいります。

続きまして、福祉健康課所管の業務についてでございます。

初めに、福祉事業の関係です。

今年度から町直営による運行を開始した、新にここサービスですが、高齢者の皆様を中心に多くの皆様から変わらずご好評をいただいておりますので、引き続き現行制度での運行を続けてまいります。

同時に、一部の利用者からは、利用回数の増加を求める声なども寄せられておりますので、高齢者や障害者の皆様がより安心し、便利な生活を送ることができるよう、他の交通手段を含めた地域公共交通の観点から、今後のサービス向上に関し、慎重な検討を進めてまいります。

次に、健康事業の関係です。

新年度から乳がん、子宮がんについて、従前の集団検診に加え、個別検診への助成制度も

新たに取り入れてまいります。

昨今の働く女性の増加などから、現在、保健センターで行っている集団検診では都合が合わず、来ることができない方が年々増えており、受診率も減少傾向となっております。

その対応策といたしまして、働く女性はもちろんのこと、子育て中の女性におかれましても、集団検診を受けられない場合には、ご自身の都合に合わせて、医療機関での検診を積極的に受けていただき、受診率の向上とがんの早期発見、早期治療につなげようとするものであります。

なお、受診される皆様のご負担は、郡内での歩調を合わせ、集団検診が500円のところ、個別検診では3,000円としております。

また、骨髄移植におけるドナー支援事業にも取り組んでまいります。

こちらは、骨髄移植を促進するため、ドナー及びそのドナーの従事する事業所に対し助成を行うもので、より多くの皆様が安心してドナー登録していただけるよう、広く周知してまいります。

次に、新型コロナウイルス感染症への対応についてご報告いたします。

町では、新型コロナウイルス感染症の発生段階を国内発生の早期とする厚生労働省からの発表を受け、町民の皆様への感染を防止するため、2月17日に緊急対策会議を開催いたしました。

会議では、国や県からの情報を基に、感染を防ぐための対策や、感染が疑われる場合の相談先など、町民の皆様へお伝えすべき情報等を確認いたしました。

さらに、その後の動向を踏まえ、2月27日には、私が本部長となり、副町長、教育長、庁内の全課長と局長をメンバーとする感染症対策本部を設置し、体制を強化しております。

現在、町が行っている対策といたしましては、総理大臣が発言された、何よりも子供たちの健康、安全を第一に考え、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校における全国一斉の臨時休校を要請するとの方針を受け、3月2日月曜日から町内全ての小中学校を臨時休校としたほか、町ホームページと防災行政無線による迅速な情報提供、役場や中央公民館、保健センターの出入口への手指消毒薬設置など、感染症予防への対策を進めております。

今後におきましても、関係機関との連携を強め、日々変化する状況を的確に捉え、町民生活に重大な影響が及ばないように、感染症予防と感染拡大の阻止に全庁を挙げて取り組んでまいります。

続いて、介護保険事業の関係です。

令和2年度は、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期事業計画を策定してまいります。

この計画では、3年間の介護保険料を適切に設定するほか、高齢者の皆様が住み慣れた地域で安心し、自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域包括ケアシステムのさらなる推進をはじめ、介護予防や認知症予防を目的とした各種教室の充実など、本町の特性に応じた取組を一層推進してまいります。

続いて、子育て支援課の業務について申し上げます。

令和2年度から6年度までを計画年度とする第2期一宮町子供・子育て支援事業計画が間もなく完成いたします。本計画は、少子化の進行や保育需要の拡大等、社会情勢やニーズの変化を施策に反映するもので、よりよい子育て環境の充実を目指し、来年度より第2期計画を推進してまいります。

続いて、令和2年度の保育所入所児童数についてご報告申し上げます。保護者の就労等、保育の必要性により調整した結果、いちのみや保育所が98人、愛光保育園が79人、東浪見こども園が75人、一宮どろんこ保育園が149人の401人で入所決定をいたしました。

特に今回は1、2歳児の入所申込みが多く、保育士の配置人数を考慮した上で、できるだけ多くの児童が入所できるよう、町としても慎重に調整をいたしました。

今後とも保育の支援はもちろんのこと、在宅の子育て支援の充実にも努めてまいります。

また、いちのみや保育所の増築工事が年度内に完了予定となっております。これに伴い、一宮町保育所条例の定員に関する改正を上程いたしましたので、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

次に、学童保育についてご報告申し上げます。

この1月に新年度の申込み受付を行い、審査、調整をいたしました。その結果、4月からの利用者数は、一宮、東浪見、合わせて203人となっております。事務の主管課が子育て支援課に移り、来年度は2年目となります。1年間の運営で明確になった課題等を整理し、新年度も、よりよい運営や環境整備に努めてまいります。

続きまして、産業観光課所管の業務についてであります。

まず、農業関係です。米の関係でございますが、令和2年産主食用米の生産目安面積につきましては、県協議会からの生産目安を基に、昨年より9.9ヘクタール多い279.9ヘクタールの作付面積を農家へ配分いたしました。

次に、施設野菜や果樹などの生産施設の支援事業ですが、生産性向上を図るための機械の

導入や高収量、高品質を実現するための施設整備及び改修に対し、県の補助事業、輝け！ちばの園芸を活用し、さらなる産地の強化を図ります。

次に、ため池関係ですが、西日本豪雨等による防災重点ため池の見直しにより、町内16か所のため池が再選定されました。そのため、新年度に防災重点ため池全体でハザードマップを作成し、町民に配布して防災意識の向上を図ります。

次に、大欠池ですが、耐震性が国の基準を下回るほか、堤体の漏水も確認されており、早急な対応が必要であることから、改修に向けた基本計画策定に取り組んでまいります。

また、昨年10月25日の豪雨により弁天池の堤体において崩落が確認されたことに伴い、災害復旧事業により早期復旧工事を実施します。年度内の事業完了が困難なことから、予算を繰り越して実施してまいります。

次に、昨年の台風15号で被災した農業者の再建等に係る費用を支援する、強い農業・担い手づくり総合支援事業（被災農業者支援型）について、同じく年度内の事業完了が困難なことから、予算を繰り越し、引き続き取り組んでまいります。

また、農業集落排水事業ですが、総務大臣通知により、従来の特設会計（官公庁会計）から民間企業会計同様の複式簿記へ移行することとされました。これは、経営状況や財政状態をより明確に把握し、経営の効率化、健全化を図るものであります。3か年度にわたり、公営企業会計移行支援業務を外部へ委託をいたします。

続いて、商工関係について申し上げます。

地域経済の活性化と町内商店街の消費拡大のため、商工会が実施するプレミアム商品券事業を引き続き支援し、活性化を図ってまいります。

消費者行政に関してですが、架空請求、振り込め詐欺など、悪徳商法がさらに巧妙化してきており、消費生活相談窓口への問合せが増加していることから、町民の皆様が安全で安心できる地域社会を確保するため、引き続き啓発活動を行い、相談員を設置して対応してまいります。

また、観光関係ですが、お買物・観光循環バスにつきましては、交通不便地域からの町民の移動手段、また、観光客には町の観光施設を堪能していただくためにご利用いただいております。

来年度も実施期間や運行ルートを再検討し、利用者のさらなる利便性向上を図ってまいります。

また、観光拠点施設であります、オープンから2年が経過しようとしております。観光

案内所、直売所ともに多くの方が来場されております。レンタサイクルについても、かねてより利用者からの要望のあった子供自転車を用意し、親子で町内を散策できるように整備を図ってまいります。

今後も町の観光情報や魅力について常時発信をし、町の経済振興を高め、町の活性化を図ってまいります。

また、オリンピック開催期間中ではありますが、駅を利用される方々へのおもてなしとして、レンタルWi-Fiを7月、8月設置してまいります。駅西口と東口の両面から利用することができ、訪日外国人にも対応した多言語機能を有することで、多くの方々に町内の観光情報などを提供してまいります。

次に、夏の風物詩であります一宮町納涼花火大会ですが、毎年8月の第一土曜日に開催しております。今年は東京2020オリンピック・パラリンピックの開催期間と重なることにより、花火大会を開催するために十分な警備体制を確保することが困難と判断し、中止させていただくことになりました。心待ちにされていた皆様におかれましては、誠に申し訳ございませんが、ご理解いただきますようお願いを申し上げます。

なお、令和3年度からは、また皆様に一宮町納涼花火大会を楽しんでいただけるよう、関係機関と協議をしております。

また、燈籠流しについては、8月16日日曜日に実施し、効果的な集客を図ってまいります。

さらに、一宮海水浴場は、7月18日から8月24日までの38日間開設いたします。そして、海開きでは、毎年好評であります、はまぐり祭りを併せて開催し、町の特色や魅力を内外に発信して交流人口の増加に努めてまいります。

最後に、海岸有料駐車場につきましては、南側の舗装工事が完了し、計217台の車がアスファルト舗装上に駐車できるようになりました。今後は北側の未舗装部分を整備し、利用者のさらなる利便性を高め、利用促進を図ってまいります。

続いて都市環境課の所管の業務についてであります。

まず、土木事業の関係です。

町道整備につきましては、前年度からの継続事業を中心に、道路機能の改善及び安全確保に努めてまいります。

また、平成24年度から交付金事業にて整備を進めています、天童跨線橋通り、町道1-7号線の道路改良事業については、第2工区の用地買収及び途中に架かる橋梁の詳細設計を行います。

交通安全対策関係であります。交通事故防止のため、昨年と同様に小中学校、教育委員会と通学路などの改善箇所を確認して、交通安全施設の整備充実を図ってまいります。

次に、環境事業の関係であります。

住宅用省エネルギー設備設置事業は、地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギーの導入促進のため、継続してまいります。

また、単独浄化槽及びくみ取槽から合併処理浄化槽に転換する場合の補助も実施いたします。浄化槽の計画的な整備を図り、し尿と生活雑排水を併せて処理することにより、生活環境の保全及び公衆衛生のより一層の向上を図ってまいります。

次に、廃棄物の不法投棄対策につきましてご報告を申し上げますが、千葉県との合同パトロールを実施し、今後も不法投棄の防止に努めてまいります。

また、有害鳥獣対策事業についてであります。年々イノシシ及びキョンの捕獲数が増えています。関係機関や捕獲従事者との情報共有を図りながら、捕獲を強化してまいりたく存じます。

次に、建築事業についてであります。

ブロック塀等の倒壊または転倒など、通行人などの安全性の向上を確保すること、通行人等の安全性が保たれるための環境の向上を目的として、ブロック塀等の改修促進事業を引き続き行ってまいります。

また、都市整備事業についてでありますけれども、中央ポンプ場の大規模改修に向けて、令和元年度は、中央ポンプ場にある除じん機施設の健全度診断と実施設計業務委託を行いました。次年度は、除じん設備改修工事及び電気設備改修工事の2つの改修工事を行ってまいります。

また、最後に都市計画事業でありますけれども、台風15号等でお住まいが被災された方々に、災害救助法の応急処理あるいは住宅修繕緊急支援事業などによる支援を引き続き行ってまいります。

さて、続きまして、教育課所管の業務についてご報告を申し上げます。

まず、学校教育につきましては、小学校におけるICT環境の整備に取り組みます。本事業は、東浪見小学校、一宮小学校において、サーバーやパソコン関連機器の故障が相次いでいることを踏まえ、新たな機器への入替えを行うものであります。

また、小学校における水泳事業の外部委託を導入いたします。

小学校のプール環境につきましては、老朽化の進行に伴い、維持管理費用が増加傾向とな

っており、大規模改修にも多額の費用を要することが見込まれます。

さらには、近年の猛暑による水道使用量の増加や適切な水温管理、水質維持のための学校教職員の皆さんの努力など、大変苦慮しているところであります。このたび、水泳指導の外部委託を導入することで、安全・安心で清潔なプールでの授業展開とインストラクターの質の高い技術指導に伴う水泳技術の向上と、さらには働き方改革に基づく教職員の負担軽減を併せて図ってまいります。

このほか、2020年度から小学校におけるプログラミング教育が必修化となることから、5・6年生を対象としたロボットプログラミング教室開催のための教員向けの事前研修費用を計上いたしました。

中学校におきましては、昨年度、普通教室棟へエアコンが完備されましたが、本校舎は建設後48年を経過し、老朽化に伴う各種修繕事案が多く存在しております。そのため、令和2年度では、まず職員室床や来局用トイレ等の整備に向けた費用を計上いたしました。

社会教育につきましては、中央公民館とG S Sセンターの電源改修を予定しております。これらの施設は老朽化に伴い、保守点検で不備が指摘されております。特に中央公民館については、今後の建物の使用年数のことを考慮し、工事費の低コスト化を検討しております。両施設とも、緊急時には避難所となる施設のため、いざというときに電気がつかないという状況にならないよう、維持管理に努めてまいります。

文化関係につきましては、歴史と文化あるまちづくりを目指して、文化財講座や資料展示など、町民の皆様には歴史に触れる機会を提供してまいります。

また、町内外へ町の歴史をアピールするため、文化財マップの改訂並びに印刷を行います。

終わりに、本定例会には、令和2年度の各会計予算案5件、令和元年度の補正予算案5件、条例の一部改正案7件など、合わせて20件の議案を提出しております。よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げます、私の施政方針を終わります。ありがとうございました。

○議長（小安博之君） ご苦労さまでした。

以上で、町長の施政方針を終わります。

◎一般質問

○議長（小安博之君） 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がなされておりますので、通告順に従いこれを許します。

質問者並びに答弁者は、要旨を十分整理され、簡潔に述べられますよう、また、会議規則第53条により、通告以外のことは発言できませんのでご了承願います。

なお、会議規則第54条により、質問は同一議題について2回を超えることができないことになっておりますが、前回同様、3回まで特別に認める対応といたします。

◇ 小 関 義 明 君

○議長（小安博之君） それでは、通告順に従い、3番、小関義明君の一般質問を行います。

3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） それでは、ご質問申し上げます。

まず、馬淵町長にお伺いいたします。

現在、県が進めている県道南総一宮線バイパス工事は、昭和46年に都市計画決定がされまして、40年以上の歳月が過ぎております。本来、町が整備しなくてはならないところを、県が市街地の一方通行解消を目的として、町に代わって事業を進めてくれております。

しかしながら、平成29年1月15日付のまぶち昌也後援会だよりによりますと、現在のルートに不都合があるということで、ルート変更を県に申し入れたと書いてありました。この提案に対して県は大変当惑し、その後の2年間は事業の進捗が不透明な状況となっております。

後に県は、既に用地の大半が買収済みであり、ルート変更は無理であるとの回答があったと聞いております。この回答に対して、町長はこれまでどおり県と一体となって協力していくとは言っておりますが、そもそも用地の大半が買収済みとなっていて、ルート変更など常識では誰が考えても無理と分かっているながら、どうして県との信頼関係を損なうような提案をしたのでしょうか。

本来、オリンピックを間近に控え、県と協力して一日も早く南総一宮線バイパスの完成を図るべきだったのではないのでしょうか。

そして、昨年12月20日付の後援会だよりでは、駅からの道、すなわち一宮停車場線と国道128号線を十字交差する避難道路の建設を、町の中長期計画として別途掲げておりますが、そもそもこれだけの重要な計画を掲げる以上、それなりの技術的な根拠と財政的な展望があつてのことなのではないのでしょうか。

また、関係機関や関係部局との調整を取って言っていることなのではないのでしょうか。改めて町長の真意を伺いたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 小関義明議員のご質問にお答えを差し上げたく存じます。

私は、県には、私は登板後、十分にこの趣旨をお知らせして、ルート変更の可能性があり得るかについてご質問を差し上げた次第でございます。

それは、現行ルートでは、1つ目として、防災機能が限定的にしか発揮ができないということ。2つ目は、国道128号線と南総一宮線バイパス接続部、そして県道一宮停車場線と、国道128号線の接続部、この間で右折需要により渋滞が発生する可能性がある、ということ。3つ目は、こちらのルートのほうが用地買収の件数が国道の接続部分まで少なく済むということで、早く進むのではないかと考えたことから、そうしたことから、こうしたルート変更の可能性があり得るかのご質問を差し上げた次第であります。

特にこの渋滞が発生する可能性がある、今私が申し上げた2つ目の要因ではありますが、この検証を行う必要を強く感じましたので、この検証をお願いした次第であります。

また、今回、国土交通省に対して要望活動をいたしましたものは、県道一宮停車場線からの直線ルート実現の可能性を探るために行ったものであります。現時点で技術的、財政的な裏づけはありません。要望活動を行う前には、県にはこうした趣旨についてはお伝えをいたしております。

今後、このルートの実現に向けてにつきましては、国土交通省あるいは県などと調整をする過程で様々な問題、特に技術的、財政的な問題は検討していく必要があります。その検討を進めていく中で、検討状況、また、町としての考え方をしかるべきタイミングである程度固まりましたところで町の皆様、あるいは議会の皆様にお示しをするとともに、ご意見を賜りながら合意形成を図ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

小関義明君。

○3番（小関義明君） それでは、再質問を行います。

昨年11月16日に国土交通省への要望活動に出向く際、事前に県から国への直接要望はしないでいただきたいという要請があったと聞いております。

国土交通省では、事務次官や審議官など幹部と会い、この道路への国の支援を要請したと

のことでありますが、そもそもこれは町民や議会などに承認された計画ではありません。後援会だよりでは、町長は南総一宮線バイパス工事はこれまでどおり県と一体となって進めていくという一方で、十字交差の道路計画を町の単独工事として提案しています。

今の答弁でお聞きしたところでは、これだけの大事業を技術的、財政的な裏づけを全く取らずに場当たりの行動を取ったことにはならないのでしょうか。

新ルートの直線道路で十字交差といえば町民の皆様には聞こえがいいと思いますが、とても町単独でできる工事ではないと思います。場合によっては一宮小学校の移転計画も含めた町の年間予算の総額に匹敵するほどの大事業となり、町の将来的な財政事情などを考慮しても非現実的な提案としてしか思えません。そして、最優先課題である南総一宮線バイパスの一日も早い完成について、議会でも過去に要望や一般質問で何回も取り上げられております。馬淵町長の単独ルート変更を提案したことにより、事業自体が停滞し、オリンピック開催までに開通させようという皆さんの思いに水を差す結果となったことは疑いのない事実であり、町長の責任は重大であると思いますが、町長の意見をお聞かせください。

併せまして、昨年、国への要望は、直線ルートの可能性を探るために行ったものであるということですが、県に確認したところ、県としては、公式には一宮町からそのような話は聞いていないということでした。それでは、町長はどのような立場でどのような手続を踏んで国に行かれたのでしょうか。町長のお考えをお伺いします。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） ご質問が、1つ目については、私が停滞させたかどうかというところが要点でありましょうか。

（「そうです」と呼ぶ者あり）

○町長（馬淵昌也君） 私は、この案件については、私が停滞させたとは考えておりません。

と申しますのは、先ほども申し上げましたんですけれども、この道路の建設につきましては、この渋滞の発生の可能性というものがあると、これは私のみならず、多くの方がお感じになるところだと思いますが、残念なことに、この件については、県のお立場としても、事前にそうしたことを調査をしておられるということがなかったわけでありまして、私のほうからお願いして、それはそういう趣旨の調査をすべきであるのご判断いただきまして、調査をしていただきました。

そういったことから考えますと、私といたしましては、これは必要なプロセスであったと、そのように考えておる次第であります。

また、もう一つのご質問は、国へどのような立場でということですね。県のほうへは私のほうから、参りますというふうに申し上げました。現在、どういう立場でということでは、あくまで一宮町長としての立場で参りました。こういった案件につきましては、私は、1つの構想を掲げて可能性を探るということを議会あるいは町民の皆様、まずアイデアの段階で可否を問うということが必要なものとは必ずしも考えておりません。これはかつて加納久朗千葉県知事が東京湾を埋め立てる計画を考えておられて、アクアラインの計画もそこで立てていらっしやいました。そうしたものが、後にはるかに時を隔てて現実化したわけであります。

そうした構想そのものを掲げるということに私は問題があるとは考えておりません。最終的にはこれを具体化する段階では様々な問題がございますので、皆様のご判断を仰ぐ必要があると思いますが、この事柄そのものに根本的に有害性があるとは考えておりません。

そこに様々なそれを解決するために考えるべき要因があるというところは、議員のおっしゃるとおりだと存じますけれども、考えることがそもそも禁じられるというものではないと考えますので、私はこれは一宮町長としての構想を国の補助を得ながら行うということで探りたいと思った次第でありますので、私は問題がなかったと考えているところであります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再々質問あれば。

小関義明君。

○3番（小関義明君） 町長の答弁をお聞きしますと、町長の資格として行かれたということなのですが、私が答弁を見ますと、県のほうは、言わば今まで町が国に要望する場合には必ず手続論をきちっと踏んでから行っていたわけですね。要するに、県にお話しして、そして国に行くという形を取っていたわけですね。

しかしながら、県に確認しましたら、公人としては行かないでいただきたいと、政治活動として行くのであればどうぞというふうに言われたと思うんです。ということは、何を言っているかという、正式には行かないでくれという話だと思うんですね。

それで、次の質問にちょっと続けます。

最初の答弁の最後に、この道路について、国土交通省や県などと調整の過程で町民や議会に示すというふうになっています。そして、合意形成を図っていきますということになっておりますが、これは手続論が進め方が逆ではないでしょうか。まず、町民の皆様、そして議

会、県と合意形成を経てから国に正式に要望すべき事案ではないのでしょうか。町長はどのようにお考えでしょうか。ちょっと聞かせてください。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私はあくまで可能性を探るということでありまして。町の単独の事業として行うには荷が重いというのは議員のおっしゃるとおりであります。

そういう中で、現在、全国的に防災という問題の意識が高まっております。その中で、国が現実的に津波の被害を受けた自治体には大きな財政の資金の投入を行いまして、まちを新しくつくり変えるということをしております。

私どもの一宮町は幸いに前回の津波のときは、被害の規模が小さくて済みましたが、非常に長い海岸線を抱えておりまして、防災の面での緊急性というのは非常に高いものがあると、これは議員の皆様も常々私どもにもおっしゃってくださっているところではありますが、そういう観点から、こうした町の防災の機能を高めるための道路を国のほうで何とかサポートしていただける可能性があるかないか、まずはそれを探りたいというふうに考えたわけでありまして。

以上であります。

○議長（小安博之君） 以上で、小関義明君の一般質問を終わります。

◇ 志 田 延 子 君

○議長（小安博之君） 次に、11番、志田延子君の一般質問を行います。

11番、志田延子君。

○11番（志田延子君） 11番、志田です。それでは、私のほうから質問をさせていただきます。

2020年東京オリンピックを迎えるに当たり、公民館の施設整備をどのようにお考えになっているのかをお伺いしたいと思います。

オリンピック開催を目前にして、我が町もサーフィン会場として世界中から注目を浴びております。

先日の議員説明の中で、我が一宮町においても、大会開催期間中は、保健センター前の駐車場を利用し、町独自のイベントを行うとのことがございました。イベント関係団体を呼び、開催期間中は多くの人でにぎわうことが予想されるが、公民館などトイレは問題がないでしょうか。

イベントには全国各地からの来客や、海外からの来客もあると予想されております。高齢者や障害者は公民館のトイレを利用すると考えられますが、今の公民館のトイレの現状を見ると、洋式、障害者利用のトイレはあまりにも利用しづらく、汚いですよね。

また、公民館は台風や地震発生時の住民の避難所として明記されております。高齢者や障害者が利用しづらく、生涯学習としてのサークル活動とか、また、町の図書室利用者たちからも、早く直してもらいたいとの声も多く聞かれております。

このオリンピックを契機に、早期にトイレだけでも改修できないかを伺いたいと思います。よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、志田議員の公民館施設整備をどのように考えているかについて答弁のほうをいたします。

今、社会教育施設の一つとして、一宮町中央公民館の整備計画は、耐震補強の整備か、新規の建て替えかの問題を抱えている中で、現時点でのトイレの改修についての計画は考えておりません。

今後進めていく、公共施設個別計画の中で関係課と協議し、方向性を打ち出していきたいと考えております。

また、オリンピック開催期間中のトイレの利用や、災害時における町民避難時の高齢者、障害者の方々の利用につきましては、隣接する保健センターのトイレの利用を踏まえ、考えてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問があればどうぞ。

○11番（志田延子君） 答弁ありがとうございました。

しかしながら、この公民館施設だけではなく、社会教育施設全体における整備については、長期計画の中で考えていかなければならない問題であります。施設の改修とか建て替え問題など、町財源が大きく関わってきます。その中で、この公民館のトイレは本当に私は見ていると思うんですけども、これは一宮町の恥だと思うんですね、あのトイレは。ですから、その中でふるさと納税とか、そういうほうの基金、ある程度どんなふうに使ってもよいという

ような基金がございますよね。それは町長の考え方でもって使えると思います。そんなに立派なトイレでなくてもいいんですけれども、せめて洋式の、今、和式だけしかございません。特に女子トイレはひどいです。どうか、ぜひ、もちろんちゃんとした計画は必要ですけれども、今回このオリンピックがあるということで、またいろいろな方が来るということで、ぜひふるさと納税とかを考えて、ある程度、まあまあというものでもよろしいですから、やっていただけるようお願いしたいと思います。

○議長（小安博之君） 今のは要望でよろしいんですか。

○11番（志田延子君） 要望だけじゃないけれども、できれば。

○議長（小安博之君） 答弁を求めますか。

○11番（志田延子君） できれば、はい、やっていただきたいと思います。

○議長（小安博之君） 答弁できますか。

○11番（志田延子君） ふるさと納税もありますので。

○議長（小安博之君） 峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、すみません。公民館施設だけではなく、社会教育施設全般における整備につきましては、長期計画の中で考えていかなければならない問題であり、施設の改修や建て替えの問題など、町財源が大きく関わってまいります。

その中で、今、志田議員さんのほうからも、ふるさと納税基金の話がございましたので、今後の検討材料としてまた検討のほうをしていきたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 再質問ですか。

○11番（志田延子君） 再質問じゃなくて、要望です。

○議長（小安博之君） では、簡潔にどうぞ。

○11番（志田延子君） ぜひ、あと、いろいろ施設を使っている方たちの中でもボランティアで自分たちができることも何かないかなという方たちもいらっしゃいます。そういう方たちからもいろいろなできることとか言ってくださっているんですから、ご意見を伺ったりとか、そして、少しでも早くぜひトイレのほうを何とかしていただきたいと思って、強く要望いたします。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 以上で、志田延子君の一般質問を終わります。

会議開会后1時間15分経過しました。ここで15分程度の休憩といたします。

再開は10時半ということで、休憩いたします。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時30分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◇ 鵜野澤 一 夫 君

○議長（小安博之君） 次に、13番、鵜野澤一夫君の一般質問を行います。

13番、鵜野澤一夫君。

○13番（鵜野澤一夫君） 鵜野澤です。私は、大きく3問、質問いたします。

まず最初に、町の汚水処理の広域化・共同化計画進捗状況について伺います。

平成30年、3月、6月、9月議会で、私は町内の汚水処理、下水道計画について質問してきました。平成30年1月17日付で、総務省、農林水産省、水産庁、国土交通省、環境省より汚水処理の事業運営に係る広域化・共同化計画の策定について、2022年度までに広域化・共同化計画を策定することとなっています。

現在までの進捗状況及び今後の方針等について、伺います。お願いします。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 広域化・共同化計画推進について、お答えいたします。

平成30年8月3日に千葉県汚水処理広域化・共同化検討会が立ち上げられ、勉強会も行っております。現在の進捗状況は、令和元年12月25日付の勉強会で、長生・夷隅ブロックで顔合わせを行いました。勉強会での意見は、直ちに事業化に結びつけるものではないと、会議の中での説明がございました。

また、今後のスケジュールですが、令和2年度は、方向性の取りまとめ、令和3年度は、広域化・共同化計画案の作成、令和4年度は、全県域汚水処理適正構想策定協議会、広域化・共同化計画の策定、公表となります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ですか。はい、どうぞ。

○13番（鵜野澤一夫君） ありがとうございます。できるだけ地域住民の負担を軽減できる

よう要望して1問目は終了いたします。

2問目に入らせていただきます。

2問目は、町は町内業者育成に周知徹底を質問いたします。

近年、町内業者の多くは、売上げ低迷で、日々の生活や納税に困っていると聞いています。買物は町外の安いところへ、また、ネット販売で購入する方々が多い。私は、心情は分かりますが、町として全ての購入、発注を納税義務のある町内業者に周知徹底を図っていただきたい。これは町民の要望でございます。

以下について、町の考えを伺います。

1、役場各課の周知徹底は、どのようにしているのか。

2、町の33補助団体、この補助金額が5,757万円という金額ですが、への周知徹底はどのようにされているのか、伺います。

○議長（小安博之君） 質問、終わりました。

答弁を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、鶴野澤議員の2点目について、お答えいたします。

町内業者への育成に周知徹底をとのことでございますが、予算の執行上、品質が保障され、かつ、低価格が提示された場合には町外業者であっても購入することも可能としておりますが、現状で町内の小中学校や保育所の給食用食材は町内業者から購入しており、また、町の公共事業の指名競争入札についても、町内業者を優先して指名しているところであります。

なお、町内業者からの購入は、町内経済活性化にとって大変重要なことであると承知はしておりますが、地方自治法には、地方自治体は最小の経費で最大の効果を上げるよう努めなければならないとされていること、また、町の財政健全化のための経費削減も町としては重要な課題になることも事実でございます。

今後は、このようなことを踏まえた中で、費用対効果や価格の問題もありますが、町内業者の受注率の向上に配慮してまいりたいと考えております。

2点目の補助団体につきましては、限られた財源の中で配分しております。全ての使途先までこれを拘束することは現実的ではないと考えますが、各担当課による補助金、要望ヒアリング時におきまして町内業者の育成に配慮する旨の周知をしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

再質問はありますか。

どうぞ。

○13番（鵜野澤一夫君） ありがとうございます。これは要望です。

役場各課が町補助金団体に、今、課長のほうで答弁がありました。できれば、書面で周知していただくよう要望として、この質問は終わりにします。

続いて、第3問目に入ります、3問目ですが、県道南総一宮線のことです。先ほど、小関義明議員も質問されて、重複する点もあるかと思いますが、町長の明確な答弁を求めます。

県道南総一宮線に別ルートを設定するという町長の計画について、伺います。

1つ目、馬淵町長は、一昨年幾つかの地区集会で県道南総一宮線を別のルートにする計画を説明しました。これについて伺います。県道一宮線の道路建設は、非常に重要であります。これについての町長の考え、計画について、どの地区でいつどのように話をしたのか、説明を求めます。

2つ目、昨年、12月末に町長が発行して新聞に折り込みました後援会だよりを見て、複数の住民の方々から話が度々変わっておかしいと、一体、何が本当なのかという声があります。町長の説明を求めます。

3つ目、後援会だよりでは、国交省へ出向いて説明し、約束をもらったとありますが、その計画を議会は全く承知していません。その際の内容とやり取りについて説明を求めます。

4つ目、町長の言う計画道路を建設するには、埋蔵文化財への対応や一宮小学校の移転も検討しなくてはなりません。この点について、町長はどのように考えるのか伺います。

5つ目、この道路建設には、町の都市計画の変更が必要であります。ほかにも様々な問題があります。それらをどのように解決する考えなのか、町長の説明を求めます。

よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 鵜野澤議員のご質問にお答えを差し上げたいと存じます。

まず、1つ目ですけれども、どちらでどのようにお話を差し上げたかということであり。この件につきましては、住民の皆様から南総一宮線バイパスの問題について質問をいただいたときに、個人的見解として何回かにわたって述べたと記憶します。ただ、残念ながら鵜野澤議員とご一緒させていただいた7区の2の会合ですか、そちらでお話ししたのははっきり覚えておりますが、それ以外、どちらでどのようにお話ししたかまでは、ちょっとはっ

きり覚えておりません。大変、申し訳ありません。

2つ目でありますけれども、この後援会だよりについて、話が度々変わっておかしい、何が本当ですかということでありまして、私の考えは全く変わっておりません。後援会だよりに記したとおりであります。

また、どなたにもそのようにお話をしてまいりました。

3つ目であります。後援会だよりでは、国交省に出向いて説明しということですね。その際の内容とやり取りということでありまして、後援会だよりに記したとおりでありまして、特段それ以上ここで答えたいすべきものはないと思います。ただ、このプランについて先ほど小関議員からご質問いただいたのですけれども、私は県に事前にお話をし、いいですということで、また、終わりましたけれどもこういうこととお話ししましたという報告を差し上げております。その上で、国交省に伺ったときは、その避難道路としてのこの十字交差の道が意味があるということについては皆様、個人的にはそれぞれのお立場ですけれども、お認めいただけたと。そこで、町がもし長期的に取り組むのであればサポートしようということをおっしゃってくださったということでありまして。

4番目でありまして、埋蔵文化財、小学校の問題ですね。これについては、おっしゃるとおりであります。文化財への対応は、当然これは行わなくては行けない。

それから、また、一宮小学校については移転を考えたかどうかというのは、移転までになりますと非常に大きなことになります。今はそこまで私は考えておりません。今回、プールを今後使わないで、学校地の一部にしておくというような当面の考えですけれども、そのプールの部位を今後またそうした形で使っていくということもあり得るか個人的には考えておりますが、まだしかし、そういったことは、先ほど小関議員のほうからもおっしゃっていただいた技術的、財政的なこと全てを整えた上でないと、そういったことを議論しても意味がないというふうに思いますので、私としては、これについては今、小学校の移転までは考えていないということでお答えをさせていただきたいと存じます。

それから、5つ目でありまして、都市計画の変更が必要だということ、それ以外にも様々な問題があるということでありまして。そこについては、確かにおっしゃるとおり様々な問題が伏在していると思います。今後、詳細な調査を行いまして、執行部としての案がまとまって、そして、正式にそれを皆様に審議を仰がせていただく、正式に掲げさせていただくに至るそのプロセスの中で、様々な制度的な問題を解決していきたいと考える次第であります。

以上であります。

○議長（小安博之君） 再質問あればどうぞ。

○13番（鶴野澤一夫君） ただいま町長の答弁をお聞きしまして、私の質問した中身をどこまで今、答弁されたのか、疑います。

そもそも馬淵町長は、これ、ちょっと言いますが、ここにマスタープランというものがあります。本来であれば、このマスタープランは県道南総一宮線のこともうたっています。これはマスタープラン計画策定委員会というのがありまして、17名による策定委員会があります。今は、都市計画の都市計画審議委員会というのもあります。そういった中で、このマスタープランについては、平成23年4月に一宮町の総合計画を策定して、総合計画都市計画法第18条の2に基づいて市町村の都市計画に関する基本的な方針、いわゆる都市計画マスタープランです。それを平成24年から26年、3か年かけて策定してきました。27年の3月にこのマスタープランが出来上がったものです。

これに基づいていきますと、その中で、先ほど言いました一宮町の都市計画審議会の条例がありまして、学識経験者6名、町の議会議員6名、行政機関職員3名、計15名でこの都市計画法第19条の規定で事前審査をすることとなっております。

馬淵町長は、これらのことを全く無視して自分の考えだけでこの別ルートの話をしてるんじゃないですか。私は、そういうふうに解釈します。先ほどの小関義明議員の説明、質問しても答弁にしても、そういうふうに受け止められます。

この区の総会とか後援会だよりを通して、馬淵町長は書面でご自身で書かれていると思います。どなたかと話し合っただけのものかどうかは私は分かりませんが、あれを見た限りは、ご自身の考えじゃないかなというふうに思います。こういう審議会を通しての考えじゃないと。法律も無視して、直接国土交通省へ出向いています。千葉県も国交省も表向きには馬淵町長の話は聞いていますがと、それは評価していませんよ。あまりにも唐突であきれかえっているのが現況だと思います。県道南総一宮線の遅れで町民の多くは、特に国道沿いに属している小学生の通学路の親御さんは、非常に困っています。町長も相談されて、何か別ルートを考えているそうですが、南総一宮線を早く決めて、当時だったらもう終わっていると思います。国道についても、歩道も整備して、踏まえてやる予定でございました。大津波の避難路の確保にも町民の皆さんは不安を抱いています。町長のこういうことを考慮して、ああいふ活字で後援会だよりに載せてしまいますと、そういう、我々だとか町民の皆さんだとか県との関係も、国交省に対しても無視してやっているということしか考えられません。それにつ

いて伺います。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私は、あくまでマスタープランにのっていないというのは、おっしゃるとおりであります。しかし、マスタープランにのっていないものは一切考えてはいけないということとは私は全く考えていません。

ですので、実質的に意味のあるものを実質的につくって町におかえしする。それが実際に計画として実現可能になったときに、それがいかがですかと、今までの計画にはのっていないけれども、皆様のご判断でこれを進めますか、いかがですかということを、私はお諮りするべきだと思っております。

中身のいいものについては、個人も改まるにはばかることなかれと、それは鵜野澤議員のお立場としては、私に多分おっしゃっていただく言葉になると思いますけれども、私のことからすれば、様々なことについて、過去に発想されていなかったものは、一切取り上げてはいけないものだというふうには考えておりません。

ですので、よりよいものがあれば、常にそちらに替わっていくと。しかし、それがなかなか直ちにできるものではないということは、先ほど小関議員からおっしゃっていただいたとおりでありますのですけれども、その可能性を探ることまで封殺する必要は私はないと。それは、むしろ百年の大計として、町長という立場であればむしろ積極的に考えて、町の皆様、あるいは議会の皆様のご理解を得るように、そういった下ごしらえの努力もすべきものかと考えておる次第であります。

以上です。

○議長（小安博之君） 再々質問になりますけれども、どうぞ。

○13番（鵜野澤一夫君） ただいまの町長の答弁に関して、非常に私としては残念です。物事を進めるのに、議会ですと議会制民主主義とか、そういうものもあります。全く個人の考えを先に出してやることじゃないと思いますよ。審議委員会というのがあるんです。そういう場を設けて町長が招集すればいいんです。こういう点があるんですけれども、皆さんいかがですかと。それで議論して決めていくのが普通じゃないですか。どうも聞いていると、町長個人の考えで物事を進めようとしていると思います。それは、ちょっと町長として、私は腑に落ちません。町長の資格がありません。町民の意を酌んで物事を進めていくと。町長は町民から付託を受けた方です。そういう方々の意見を聞いて、そういう計画をつくっていくのが本来の首長さんではないかなと思います。

これ以上、話をしてもお互いにこれは接点がありません。国とか県とか要望は、ちゃんと手続きをふんでいかないと、これは逸脱した行為であります。今後は県や議会との信頼関係を損なうような言動、また、ああいう活字で残すようなことは町長としてあってはならないですよ。そういうことを馬淵町長は分かっているんじゃないですか。この話を聞いた町民の人は不審感を抱くと思います。少し考えを改める意味で、もう1回答弁をお願いします。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私は、全く問題ないと考えております。

町民の皆様のために最良のものを考えるのが町長の仕事であります。そして、それは現実のものとして形にしていくときには、幅広い皆様にその件についてご賛否を伺うということでもあります。

最初のプランニングの段階からこれはいいでしょうか、悪いでしょうかという話ではないと私は思っております。それを実際に大きな権限を持っている国、あるいは県と話をするということも全く私は問題ないことだと考えております。

そうしたことについて、むしろ意見を、大きな問題については、はっきりと述べて町民の皆様のご判断をあおがせていただく、あるいは、議会の皆様にもある程度まとまったところでお話を差し上げてご判断を仰がせていただく。それは当然そのようにすべきでありますけれども、最初の段階では、ある程度、町長といったものは、一番町のためにいいことを考えて進めるべきだと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 要望等ありましたら、簡潔にお願いします。

○13番（鵜野澤一夫君） 今、馬淵町長のおっしゃったことは、私にしてみれば虚偽です。

みんなで議論して、立ち上げていくのが本来の筋です。私と馬淵町長とは、これは幾ら話をしても無理です。

以上で質問を終わります。

○議長（小安博之君） 以上で鵜野澤一夫君の一般質問を終わります。

◇ 小 林 正 満 君

○議長（小安博之君） 次に、5番、小林正満君の一般質問を行います。

5番、小林正満君。

○5番（小林正満君） 5番、小林です。質問は4つありますので、1問ずつ区切ってさせて

いただきます。よろしいですか。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○5番（小林正満君） まず最初に、学校施設整備について。1つとして、一宮中学校の体育館は、単に学校施設としてではなく、災害時の避難所としての役割もあります。一宮体育館にはトイレが設置されていないので、設置要望も多い。トイレが設置されていないため、昨年、台風災害時に避難所として使用しなかったのか、今後、設置の考えがあるのかを伺います。

2番目といたしまして、以前、体育館改築に当たりまして、中学校側からもトイレの設置を求められたと聞きます。それにもかかわらず設置されなかった理由を伺います。

3番目といたしまして、小学校、中学校での洋式トイレの率は、どの程度設置されているのか、また、和式トイレから様式トイレへの切替えの計画はどうなっているのか、伺います。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、小林議員の学校施設整備について答弁のほうをいたします。

まず1点目の昨年の台風災害時に、一宮中学校を避難場所として使用しなかった理由についてということですが、まず、そのときなんですけれども、初めにGSSセンターを避難場所として開設のほうをしております。駐車場を一宮中学校体育館脇、また、一宮中学校の中庭を駐車場として、GSSセンターの避難場所の駐車場として指定のほうをしております。そのため、駐車場が不足していたことが一つの原因と挙げられます。

その後、中学校のグラウンドを駐車場として開放のほうをいたしましたので、駐車場の問題については解消されたわけなんですけど、もう一つの理由といたしましては、今回の台風について、風雨が大変強かったため、高齢者や障害をお持ちの方がトイレを利用する場合、体育館の外に出なければならぬことから危険であると判断し、開設のほうを見送っております。

2点目の質問についてです。体育館改築の際にトイレが設置されなかった理由についてなんですけど、当時、中学校体育館の改築を計画するに当たり、学校敷地内に移設する用地を確保することができなかったこと。同じ場所に建て替えることになり、そのときに、館内のトイレを設置について検討のほうをいたしましたけど、同じ場所への建て替えとなると中にトイレを造ればアリーナ部分が狭くなってしまい、バスケットコート一面すら取れない状態にな

ってしまうことや、現在の職員駐車場側にトイレを造るとなれば職員駐車場のスペースが大変狭くなってしまい、人数分の駐車場スペースが確保できないこと、また、トイレの浄化槽の設置などの問題に直面しました。

中学校の意見も聞いた中で協議した結果、特別教室と北側1階のトイレを使用することで、体育館へのトイレ設置を断念したわけですが、確かに、体育館としても避難場所としても、トイレが併設していることは望ましいことです。当たり前であると考えますが、当時はそのような事情があり、トイレの設置については見送りのほうをさせていただきます。

昨年の災害を経験し、今後もこれ同等かそれ以上の台風が毎年やってくることを想定して、準備のほうをしていかなければなりません。

また、教育委員会は、社会体育の観点からも学校施設を開放している立場ですので、設置をしたい気持ちはあります。まず、避難場所としてきちっと機能できるよう整備する上で、防災担当課である総務課と学校側の意見を聞き、協議のほうをまいります。

続きまして3点目の小中学校の洋式トイレの今現在の状況ですが、まず、東浪見小学校は、トイレが5か所あり、便器が17、うち洋式が10、和式が7、洋式率につきましては58.8%になります。

続いて一宮小学校のトイレですが、9か所で便器の数は49、うち洋式が25で和式が24、洋式率につきましては51%になります。

一宮中学校のトイレにつきましては、9か所で便器の数は56、うち洋式は19、和式が37で、洋式率は33.9%になります。

3校の合計で便器122のうち洋式が54、和式が68で、洋式率は44.3%になります。

小学校は、約半数が洋式ですが、中学校の洋式率は小学校に比べ低いと言えます。しかし、中学校のトイレの設置箇所は多く、全てのトイレ箇所に洋式は最低1つのほうは設置されておりますが、決して足りている状態ではないと考えますが。今後も子供たちや教職員にとって快適な学校環境整備を進める中で、洋式については、積極的に進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

どうぞ。

○5番（小林正満君） 再質問させていただきます。

最初の一宮中学校の体育館にトイレがない、それで体育館のトイレを使用すると危険との

判断で避難所を開設しなかったとのことですが、避難所指定である中学校の体育館にトイレがあれば、避難所で使用できたと思われれます。災害時に避難所となるところです。ハザードマップに避難所を指定して、地図に載せてよいのですか。こういった点を考えますと、トイレを造るか、トイレが完成するまでハザードマップから避難所を外すかになります。考えを伺います。

2番目といたしまして、トイレが設置されなかった理由として、職員駐車場が減る、浄化槽面積が大きくスペースが取れない、体育館内にトイレスペースが取れなかったとのことですが、設備業者に確認しましたところ、既存の校舎の浄化槽を使用して圧送で送る方法で設置ができたようです。避難場所として機能できるよう整備とのことですが、具体的には、いつ、どのようにお考えでしょうか。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） 答弁がちょっと前後いたしますが、小林議員の2点目の再質問について、お答えのほうをさせていただきます。

先ほどもお答えのほうをいたしました。当時の体育館へのトイレの設置については、浄化槽の問題だけではなく、様々な要因があつて設置のほうを断念したわけがございますので、そちらのほうは、ご理解のほうお願いいたします。

しかし、学校施設である中学校の体育館にトイレがないと、学校行事や学校施設開放の際に対しても大変不便であるという声のほうは聞いてございます。それは、今回、避難場所にできなかった理由にもなりました。教育委員会といたしましては、学校施設として、やはりトイレの設置は必要であると考えておりますので、過去の様々な要因を協議し、解決策を見つけ、トイレ設置に向け検討のほうをしてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、小林議員の再質問の1回目についてお答えいたします。

町では、災害発生時には、通常、館内にトレイを備えた公民館やG S Sセンターなどを優先的に避難所として開設しており、今回の災害では、一宮中学校体育館は開所しませんでした。ですが、さらなる大規模な災害が発生し避難希望者が激増した場合には、トイレの有無にかかわらず一宮中学校体育館も開所せざるを得ませんので、ご理解いただくようお願いいたします。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○5番（小林正満君） 再々質問させていただきます。

1番目の質問ですが、一宮中の避難所については、昨年の台風災害時には、幾つかの問題点がありました。公共施設で利用可能な全ての施設を指定していると思いますが、例えば茂原市では県立長生高校、茂原高校、茂原樟陽高校、いすみ市では岬高校、大多喜町では大多喜高校が避難所になっています。一宮町では一宮商業がありますが、なぜ避難所となっていないのか伺います。

一宮中学校の体育館が危険との判断で開設しなかったとのこと。今後、一宮商業高校を県と協議して、一日も早く避難所に指定して町災害マップに載せるべきと思いますが、考えを伺います。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 小林議員の再々質問についてお答えいたします。

商業の問題でございますが、過去には、町は避難所指定に向けて商業と協議を行ったと聞いておりますが、当時は避難所の指定までには至らなかったとのことでございます。

県立高校でございますので、管理者が異なるため、指定のためには諸々の条件があることが推察されますが、過去の経緯や県立の高校で既に避難所と指定している市町村の状況を調査し、今後、指定に向けて検討してまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○5番（小林正満君） ありがとうございます。

次の質問に移らせていただきます。

小中学校の水泳指導、今後のプール利用などについて質問させていただきます。

一番目といたしまして、昨年度までの水泳指導、来年度からの小中学校の水泳指導方針について説明を求めます。

2番目といたしまして、一宮小学校、東浪見小学校、一宮中学校、プールの今後の取扱い、今後の活用について伺います。

3番目といたしまして、3か所のプールが同時に壊れ使用が不能なのか、いつ頃どのような形で使用できなくなったのか、また、3か所のプールを修理した場合、どの程度の金額がかかるのか、既存のプールを使用せずに水泳指導を外部業者に委託することを決めた根拠に

ついて説明を求める。また、委託した際、メリット、デメリットについて伺います。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、小林議員の昨年度までの水泳指導、来年度からの小中学校水泳指導方針についてに答弁いたします。

まず1点目のことなんですけれども、令和2年度より小学校では新学習指導要領に沿った学習が展開されます。今までの小学校指導要領と新学習指導要領での水泳運動系の学習の系統表に大きな違いのほうはありません。低学年では、水の中を移動する運動遊び、もぐる・浮く運動遊び、中学年では、浮いて進む運動、もぐる・浮く運動、高学年では、姿勢を維持しながらの運動、浮き沈みをしながらの運動、それぞれの系統に立てられ、水遊びからクロールから平泳ぎ等の水泳法習得から、背浮きや、浮き沈みをしながら続けて長く浮くこと及び着衣水泳などについて、安全確保につながる運動との関連を図る指導を積極的に行っております。

今後は、水泳指導員の資格を所持し、様々な世代の指導経験の豊富な指導員を備えた民間業者に学習指導要領に沿った指導を依頼するとともに、全児童が水泳学習での修了証書の取得をめざして取り組んでくれることを願っています。

続きまして、2点目になります。

東浪見小学校、一宮小学校、中学校の今後の取扱いについてなんですが、東浪見小学校のプールの跡地につきましては、長生郡内でも最も古くから設置されているプールであり、この夏に行われる2020オリンピックの開催地に合わせたレガシーが残せないかと考えております。

また、一宮小学校については、全生徒500名が集うグラウンドとしては狭いため、今後については、幾つかの利用について考えを出して検討していきたいと思っております。

次に、一宮中学校のプールの利用につきましては、今までどおり保健体育課教員の複数の指導の下、継続使用となります。

続きまして、3点目の3か所のプールの使用が不能なのか、修理した場合の金額、外部業者への委託の根拠、委託した際のメリット、デメリットの4点についてになります。

3校のプールが完全に壊れて使用不能になったわけではございません。東浪見小学校については、循環濾過器の機能低下により塩素が回らず、プール内に藻が張り、夏休み期間中の

開放が1週間しかできない状態でした。一宮小学校につきましては、排水バルブの故障により、プールの水が張れず、プールのバルブの交換工事、プールの水の水質のチェックなどにより、プール開きが2週間遅れ、同時に循環ポンプの老朽化、濾過器の機能低下について指摘のほうをさせていただきます。

一宮中学校においてもプール底の凸凹による隆起のため、授業で使用する際、支障のほうを来しております。

2つ目の修理した場合の金額ですが、東浪見小学校は、昨年壊れました修理に約80万円前後の見積りのほうが出てございます。

一宮小学校につきましても配管移設工事が必要になり、120万円の今現在、見積りのほうが出てございます。

また、今後、東浪見、一宮小学校の濾過器の新規設置金額を大まかに考えますと、機械、機械倉庫の新設、配管工事全般の工事、産廃の処分などを考えていきますと、1校当たり数千万円の金額がかかってまいります。新規に建てることを考えますと、現在の気象状況、子供たちの水泳環境の整備など、室内温水プールが絶対条件という形のものが必要になり、数十億の予算が必要となります。

次に、3点目の業者委託に決めた根拠ですが、専門指導者による効果的な水泳指導ができ、質の高い教育ができるという点が主因になります。これに併せ、プール施設、設備の老朽化に伴う年間維持費が右上がりであることから、近年の酷暑による熱中症対策など、児童の安全確保や水温、水質維持に教職員が大変苦慮しているなどが挙げられます。

4点目のメリット、デメリットについてですが、メリットとしては、外部委託による専門指導員による効果的な水泳指導ができ、質の高い教育ができるという点、教職員による監視強化と安全管理、適正な水温、水質管理による児童の健康維持管理や高い衛生管理が見込めることです。

デメリットとしては、児童の移動時間を要することや夏休み期間中のプール開放がなくなるということがあります。これから3年、5年の先を見据えた取組について着手することで、将来を担う子供たちの質の高い学習環境のさらなる充実につながっていくと考えます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

どうぞ。

○5番（小林正満君） ありがとうございます。

次の質問に入ります。

洞庭湖周辺をはじめとする里山、山林などの整備活用について、また、それらに隣接する道路と周辺の樹木伐採など、整備について伺います。

1 番目といたしまして、町道では、昨年、台風災害時において樹木の倒木などによる停電、通行止めなどの被害があった洞庭湖周辺から一宮聖苑方面、細田・奥谷津方面など町道付近の整備を定期的に行うべきと考えるが、町の考えを伺う。

2 番目といたしまして、洞庭湖とその周辺の里山、町有林の環境を整備することで、町外からの来訪者に向けて一宮の自然環境をPRすることで、町の人口増につながると考えられます。以前、経済的に無駄であるから洞庭湖の整備は行わないとの町長の答弁がありました。オリンピック後の町の魅力発信のためには重要であります。そのためには、常にきれいに整備すべきと考えるが、町の考えを伺います。

3 点目といたしまして、憩いの森は今現在、ボランティアの協力により一部の草刈りをしている状態だが、きちんと町で整備をして管理もすべきと考える。森林公園など楽しめる施設を併設することも可能と思うが、町の考えを伺います。

4 点目といたしまして、洞庭湖、憩いの森周辺など、里山や自然公園を積極的に活用し、小中学校の学習の場としても活用すべきと考えます。これらの環境は、都会からの子育ての場として、移住してくる方にとっても魅力となるはずである。里山などの自然環境の整備と並行して、こうした学習活動への利用と取組を行うことで、もっと積極的に町の自然の資源を魅力として発信していくべきと思うが、町の考えを伺います。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 小林議員の1点目の質問にお答えいたします。

停電や通行止めのおそれがある樹木の伐採は、本来、土地の所有者が行うべきものではあります。災害時等の緊急を要する場合は、危険性の排除や通行の確保のために道路管理者である町が応急的に実施します。

夏場の樹木等が成長著しい時期は、道路パトロールや地元からの通報により地権者の方々には書面で伐採のお願いはしておりますが、生活道路等で長期的な通行の障害が想定される場合も町が撤去しています。また、大規模な被害が生じた場合は、災害復旧事業を活用して対応しております。

以上です。

○議長（小安博之君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） それでは、2点目の洞庭湖とその周辺の里山整備についてお答えいたします。

昨年6月の議会におきまして、内山議員からのご質問の中で、洞庭湖の観光地復活について答弁させていただき、樹木の衰退、山林や遊歩道の手入れなど、かつての花見の名所として整備するには大変な労力と費用、また、費用対効果を考えた場合、将来的な展望を見込むのは難しいとの答弁をさせていただきました。

ご指摘のとおり、洞庭湖など里山全体を整備し、地域の魅力を高めてPRすることは、町外からの観光客や移住者を増加させるための一つの有効な方策であると考えられます。

しかしながら、洞庭湖や憩いの森などの里山周辺を行政で整備し、その環境を継続していくには、膨大な手間と資金を環境整備に投入することになるため、相当の効果を展望しなくては行えません。

将来的な展望が見込めない中、現状は西部里山全体を周遊ルートの一通過点として位置づけまして、部分的な環境美化や桜の補植を行い、豊かな自然を生かした効果的な観光情報の発信や観光周遊ルートを造成するなどし、誘客に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の憩いの森の整備と施設の併設について、お答えいたします。

現在、憩いの森の維持管理につきましては、ボランティア団体により遊歩道の補修や草刈り、枝の伐採などを実施していただいております。また、町ではこれまで老朽化した施設の設備を逐次修繕してきました。近年におきましては、平成30年、31年度に参加者が設置されている木橋のうち2か所を老朽化に伴い架け替えを行いました。残る1か所についても、新年度に実施予定となっております。

なお、これらについては、平成31年度に創設されました森林環境贈与税を活用して実施したことで、今後もこの制度を活用するとともに、ボランティア団体への連携のご協力をいただきながら、整備が必要な箇所について計画的に進めてまいりたいと思います。

また、施設の併設につきましては、憩いの森の開設当初は、それこそアスレチックなどの遊具が設置され、多くの子供たちに利用されておりました。現在は、老朽化により全て遊具が撤去されております。このような設備を設置するには、設置費、維持管理費と多額の財政負担を伴うことから、今後の利用者の推移などを踏まえて必要性を検証した上で検討していきたいと考えております。

最後、4点目の里山や自然公園を活用しての取組について、お答えさせていただきます。

自然資源が多く残る緑豊かな里山への誘客なのですが、あらゆる面で社会の価値観が多様化し、趣味などにおいてもアウトドア活用やウォーキング、そして、オートキャンプなど多岐にわたる楽しみ方が行われております。

このような社会の動きに合わせてその在り方を検討していくのは、非常に重要なことと考えております。洞庭湖をはじめとする歴史、豊かな自然など様々な地域資源に恵まれているものの、十分に生かされていないことから、これらの地域資源を掘り起こすとともに、観光資源となるよう磨き上げし、PRに取り組んでまいります。

また、地域の自然や文化、人々の交流を楽しむ地域振興の側面を持ったグリーンツーリズム的な観光の推進、さらには環境教育や自然保護活動など学習の場として里山を活用する際の基本的な在り方について、先進事例などを参考に観光的な観点や移住促進などの取組と併せまして検討を行ってまいります。

併せて、里山エリアから町内中心部や町内各地におかれませ観光スポットなどにも周遊させるためのルート設定などについても今後検討してまいりたいと思っております。

答弁は以上になります。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

どうぞ。

○5番（小林正満君） 再質問で。

細田から一宮聖苑までの道路を数日前に確認しましたところ、竹が道路に垂れ下がり、U字溝には落葉が詰まり、道路清掃はどのようにしているのでしょうか。倒木の危険があるようなところは地主に書面で依頼をしているようですが、この付近の道路で、聖苑までも道路清掃して、垂れ下がる竹、また、バスを利用しても支障がなく走行できるようにすべきと思うが、考えを伺います。

○議長（小安博之君） 土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 再質問にお答えいたします。

細田から一宮聖苑までの道路につきましては、通行に支障がある竹等は、道路管理者としてバス等を考慮し伐採させていただいております。垂れ下がった竹などは、職員が直営で伐採し、そのほかは業者発注している状況です。

また、昨年の台風により倒木と大量の落葉が道路に堆積しましたが、緊急対応予算を使用し撤去いたしました。U字溝の詰まりは、近隣に住宅がなく生活排水が流れてこないことか

ら、状況の悪化に配慮し直営で対応していきます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

どうぞ。

○5番（小林正満君） ありがとうございます。

次の質問に移ります。児童生徒の通学路の安全についてを質問いたします。

1番目といたしまして、本給の望洋台から一宮小学校までの通学路であります、国道128号線の歩道幅が極端に狭い場所があり、非常に危険であります。通学路中間にでも信号、横断歩道を設置して迂回して安全に登校させる考えはないのか、また、早急に狭い部分だけでも拡幅をし、安全を確保する考えはないのかを伺います。

2番目といたしまして、東浪見小学校を含め、町全体でも通学路の危険箇所が非常に多い。全ての箇所を一度に直すことは困難だが、毎年の要望にどう応えているのかを伺います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、小林議員の児童生徒の通学路の安全確保について答弁をいたします。

まず1点目でございますが、本給地区から一宮小学校までの通学路であります国道128号線につきましては、歩道幅が狭いことやガードレールが未設置であることなど、例年危険箇所として改善要望が寄せられております。教育委員会では、茂原警察署、長生土木事務所、各小学校、PTAの代表者の方々の協力を得て一宮町通学路安全推進会議を開催し、その中で挙げられた危険箇所につきましては、関係各機関立会いの下、現地確認を実施し、道路管理者等へ改善要望のほうを行っております。

小林議員からご質問がございます国道128号線沿いの歩道の狭い箇所につきましても、歩道幅が狭くガードレールの設置が難しい状況であることから、迂回路も検討し警察署に対し信号機や横断歩道の設置要望を提出した経緯もございます。しかしながら、見通しの問題など安全性が確保できないことから設置に至っておりません。

道路幅が狭い区域の対応につきましては、道路拡幅や用地買収などを要しますので、長生土木事務所、都市環境課と調整、連携を図り、整備について検討してまいります。

また、2点目の東浪見地区を含め、その他の地区につきましても整備を要する箇所が存在

いたしますので、引き続き正確な実態把握に努め、危険箇所に係る道路整備や防護杭、カーブミラーの新設などを推進してまいります。

なお、整備が進展しない箇所への対応といたしましては、引き続き関係機関に強く要望を継続していくとともに、児童生徒の安全・安心な登下校を見守るため、小中学校をはじめ地域住民や学校支援ボランティアの方々の協力を得ながら、児童の安全・安心な登下校の見守りを続けてまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

どうぞ。

○5番（小林正満君） 再質問をさせていただきます。

一宮町の通学路安全推進会議を開催し危険箇所、各関係機関立会いとのことですが、本給から一宮小学校までの歩道については、いつ頃現地確認をしてどのように道路管理者に改善要望をしたのかを伺います。

また、歩道のない道路の交通安全対策としてグリーンベルトを設置していますが、この本給地先から一宮小学校までの狭い歩道部分をグリーンベルトをすれば少しでも安全と思われませんが、施工・設置の考えがあるのかを伺います。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、小林議員の再質問にお答えいたします。

教育委員会では、一宮町通学路交通安全プログラムに基づき、例年8月上旬に一宮町通学路安全推進会議を開催しております。その会議終了後に改善要望箇所として挙げられた現場について、道路管理者等立会いのものと、調査、確認し、現地で直接改善要望等を行っております。

なお、本給から一宮小学校までの区域につきましては、過去に本給地先からの要望に基づき、教育委員会から茂原警察署に対し道路へガードレール設置等についての書面についての要望書の提出のほうをした経緯がございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） グリーンベルトについてお答えいたします。

グリーンベルトにつきましては、管理者である長生土木事務所に地元からのお願いとして

別件と併せて問い合わせしております。今後は、現地調査や設置基準の確認及び他工法による対応策等の検討を重ねてまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 1つ補足を差し上げたく存じます。

この一宮町通学路安全推進会議の危険箇所の確認なんですけれども、私も29年の夏だったと思います。係の方と同道して、実際にこの本給から1区までの地区を実際に一緒に歩きまして、長生土木事務所の方もそこにいらっしゃって、直接口頭でもガードレールの設置をお願いしたいということを申し上げました。

都市環境課を通じまして何度もそのお話は差し上げているということをちょっと補足をさせていただきます。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

どうぞ。

○5番（小林正満君） 以上で、4つの質問、全て終わりました。ありがとうございました。

◇ 藤 乗 一 由 君

○議長（小安博之君） 次に、8番、藤乗一由君の一般質問を行います。途中で昼食休憩を取ることがある可能性もありますので、ご了解いただきたいと思います。

それでは、8番、藤乗一由君の一般質問を行います。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。それでは、4点ございますが、1点ずつ分けて質問させていただきます。

1点目です。防災対策、避難施設・防災拠点の整備についてお伺いします。

3つお聞きしますが、馬淵町長におかれましては、津波災害や大地震の際の液状化などを想定すると、現役場庁舎は防災拠点としては必ずしも安心できるものではない、そのため高台に第2の防災拠点を設置する必要があるというふうにお考えだったはず。これは、2012年の町長選挙の際に玉川前町長が公約として広報にも掲げたこの内容を共にプランニングした経緯があるからです。

残念ながら、玉川町長におかれましては、その後、公約をお忘れだったかもしれませんが、馬淵町長は、この第2の防災拠点という設定が必要だというふうにお考えだったはず。

この点につきまして、ご説明をお願いします。

2つ目ですが、現状でかなり老朽化し、避難施設としては耐震に問題を抱える中央公民館、これを高台に移設した場合には、そこに第2の防災拠点と併設するという事も可能です。公民館については、現在の位置が望ましいという考えだという発言がございました。これは、前回の私の質問にも町長からございました。町長は、先の質問の考え方を、これは全く変えているということなののでしょうか。公民館の改築という点についても考えを併せて伺いたいと思います。

3点目ですが、防災対策検討会、これは昨年3月27日、それから6月28日の2回だけ開催されました。ですが、両回とも具体的な内容には全く触れずに、その後、8か月余り経過した状況です。検討会のメンバーには、各地区の区長たちが任命されているわけですが、この防災対策というものは急を要する事柄であるということにもかかわらず、実質的にメンバーがただ1回の顔合わせ会議で終わってしまうということになり、この時期になりますと、またさらにメンバーが替わってしまうという状況に、そういう時期になってしまいました。

この会議では町が、あるいは町民がということですが、取り組むことが必要だと思われる防災減災対策、これについて協議し、まとめるということがうたわれております。そういう場ですから、防災対策そのものが進んでいないということにもなってしまいます。この検討会を今後どう進めて防災対策をまとめていくのかという、この対応の考え方について伺いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、①と②でありますけれども、①で高台に第2の防災拠点を設置する必要があると私が考えていたということは、おっしゃるとおりであります。現在でもそれは、できれば確保すべきであるという気持ちは変わっておりません。

2番目ですけれども、公民館についてであります。公民館を高台に移設して防災拠点とするという発想を、私はこれまで全く持っておりませんでした。これは、かつて藤乗議員とお話ししたときも、そこまでは考えていなかったと私は記憶します。私自身はですね。

公民館につきましては、高齢者の方も多くお使いになります。そこで、市街地から近くて平地のほうが良いと私は考えるところがありますので、公民館については、現在のところ高

台移転ということは、そして防災拠点とするという発想は持っていなかったということであり
ます。

以上です。

○議長（小安博之君） 塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、3点目についてお答えいたします。

ご指摘のとおり6月に開催しました防災検討会后、台風15号からの一連の災害の発生により
防災業務や災害復旧業務だけではなく、災害救助法の対応や被災した住宅等の確認作業、
罹災証明等の発行と予想をはるかに超える膨大な業務が発生したことから防災会議が中断し
ていることは事実であり、その点については、おわびを申し上げます。

今後は会議の進め方の見直しを行い、早期に防災検討会の開催を再開するとともに、新た
なハザードマップなどの最新の情報を基に全庁体制で防災対策をまとめていく所存ですので、
今後は議員の皆様方におかれましてもお力添えを賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁終わりました。

どうぞ。

○8番（藤乗一由君） では、今の答弁につきまして再質問させていただきます。

2点ございます。今後、防災対策検討会を進める上で、この会議を効率化して、しかも簡
素化して進めるということを急がなければいけないわけですがけれども、この際に、部分的で
はあっても先進の他の自治体の事例、こういったものを参考に示して、あらかじめ意見収集
をするというような形、あるいは、それに基づいての会議の進行について、あらかじめお知
らせしておくというような形で会議の招集をすべきではないかというふうに考えます。

実際にこれまでの会議の様子を見ますと、各地区で一生懸命防災に対して活動していらっ
しゃる方々、そういうグループの代表が来ていただくんですけども、自分たちの活動事例
を発表することを、それを使命とするような場面も多々見られます。その各各地区だけの事
例ではなくて、全体としてどうすべきかということを考えなければいけないので、きちんと
主催する側におきましても会議のリードをしていただかなければいけない。そういうことを
考えますと、会議自体の目的や方向性、進行などが参加者にちゃんと共有されるように進め
なければいけないということです。

ですから、具体的な会議の進め方などの問題点、課題、こういったところを担当課として
はどのように認識しているのかということをお伺いします。

また、最初にお聞きしました質問の3点は、それぞれ大きく関係するものですが、公民館は避難所ということでもあり、今後の防災対策を形づくるには最も重要な施設の一つであるという認識は当然、共有していると思います。一方で、公共の行事ですとか住民その他の文化的活動などにも重要な役割を担っているわけです。これを改築する場合には、現在の利用状況や町の今後の状況予測、さらに将来的な目標としてどうするのかという計画、設計をするべきものだと思います。

そうしますと、根拠のしっかりしたデータに基づいて検討されなくてははいけません。長期的な視野に立って計画すべきということです。防災対策における公民館の位置づけ、役割、こういったものが明確になって、それ以外の部分での必要な役割、機能も明確にした上で立地条件などもきちんと考え検討するということになると思います。

先ほど、町長におかれましては、立地は……。

○議長（小安博之君） 藤乗議員、簡潔にお願いします。

○8番（藤乗一由君） ご自分のお考えでは、現在の場所がよいということを以前にもお話しされましたが、安易な町長個人の思いだけで場所、立地を示唆することにも問題があるかと思えます。その点についていかがお考えでしょうか、ご説明ください。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 再質問にお答えいたします。

まず、防災対策検討会の在り方についてでございますが、この検討会は、町の防災に関わる様々な方々のご意見を反映すべく消防、警察関係者、大学教授等の学識経験者、自主防災組織の会長、各区自治会長など30名以上で構成しており、会議を頻繁に開催することは難しいという課題がございました。こうした課題を解決するには、藤乗議員のご指摘のとおり、テーマごとに部会を設置し、議論の上、全体会議で集約を図るように改善することも有効な方策でございますし、より迅速にかつより深く議論が進められるよう、他の先進自治体の事例も今後は参考にしながら運営方法の改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、公民館の改築に関するご質問ですが、ご指摘のとおり、公民館は社会教育施設としての役割だけではなく防災拠点としての役割も担う、町にとって大変重要な施設でございます。このため、今後は公民館の改築計画の策定に当たっては、町部局と教育委員会が連携し様々な要素を十分検討することが必要であるだけでなく、防災対策の面においても防災対策検討会の検討課題として取り上げ、委員の方々と吟味し、その意見を反映させていければ

というふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁を終わりました。

町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私の公民館の場所についての意見でありますけれども、あくまでこれは、そうした根拠に基づいて申し上げたところで、これに固執するという、そういった趣旨のものとして申し上げたものではございませんので、先ほど申し上げたのですけれども、現在のところまでそういうふうに、特に高台移転を考えていなかったというところで、ご理解いただければと思ひます。

○議長（小安博之君） 答弁を終わりました。

再質問ありますか。

どうぞ。

○8番（藤乗一由君） 要望を上げさせていただきたいと思ひます。

○議長（小安博之君） 簡潔にお願いします。

○8番（藤乗一由君） 公民館の立地ということに関して、現在のところ今おっしゃったようなお考えに基づいているということのようではございますけれども、安易に町長個人の思いだけで立地場所を示唆するようなご発言をいただきますと、南総一宮線のような状況が発生してしまうおそれがございます。ですから、根拠の曖昧なというふうに申し上げたんですけれども、ありていに申しますと、町長というのは忖度される立場ですから、町長の思いの籠もった意見、これが出ますとバイアスのかかった意見情報を誘導するということにもつながってしまうおそれがあります。ですからこそ慎重な発言に努めていただきたいというふうに申し上げるわけです。

具体的に申しますと、最初にご答弁のありました公民館は高齢者の方も多く使われるので、市街地から近くて平地のほうがよいというお話がありましたが、これを砕いて考えますと、足元の不自由な方が、あるいはご高齢のそういった方の利用が多いという先入観があるのではないかと。そして、徒歩、あるいは自転車による交通を利用してここに来るといふ方が多いという先入観もあるのではないかと。というふうに考えられるわけではあります。

実際には、そのようなデータは全くありません。むしろ私は、そういった利用状況を調査していただきたいということを担当のほうに申し上げたりしている場面ですので、その辺のところをもし必要でしたら、社会教育課のほうにお確かめいただきたいと思ひます。

そういったことをもって、根拠のない、あるいは曖昧なデータ、思い込みでは問題がありますというふうに申し上げるわけですので、そういった発言につきましては無責任なと言われかねないですので、厳に謹んでいただきたいというふうに考えます。これは私の要望です。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 公民館の立地につきましては、以前に庁舎内でお話を皆さんでして暫定的に少なくともそのとき決めたものであったということでもあります。決して私がこれは個人的に云々ということではありません。ですので、今回の答弁についてもそういったことでもあります。

公民館の利用につきましては、高齢者の方、比率がどうこうということではなくて、高齢者の方も大勢使っていらっしゃるということは事実であるということは、藤乗議員もよくご存じでいらっしゃるかと思います。ですので、そういうことも考える必要があるということでもあります。よろしくお願いします。

○議長（小安博之君） 藤乗一由君に申し上げます。質問の途中ですが、ここで昼食のため休憩といたします。

それでは、再開は午後1時といたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後 1時00分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

引き続き、8番、藤乗一由君の一般質問を行います。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

では、2問目の上総一ノ宮駅東口周辺整備についてお伺いいたします。2点ほどお聞きいたします。

一ノ宮駅東口ロータリー周辺整備と今後の利用に関して、昨年3月、この時点で調査報告書、上総一ノ宮駅東側駅前広場基礎調査業務委託報告書というものが提出されております。これは530万円という委託で業者に作成させたものですが、この中に東側ロータリーと周辺整備について、概算で1億7,000万円から2億円余りという4つの計画案が示されています。これは報告書の中にそのように記載されているんですけれども、この中のほとんど

の議員の皆様方は、ご存じないと思います。このような重要な内容をあえて伏せていたと、隠していたというようにしか思えないんですけれども、なぜなのかということの説明を求めます。

2番目としまして、この駅東口の完成まであと僅か3か月ほどということになりますが、この東口周辺の調査報告をベースにして、先ほど申し上げたものをベースにして、オリンピック後も含めた今後の町の活性化に向けて、具体的にどのように、この駅あるいは周辺を活用していくのかということについての考えを伺います。同時に、そのためにどうやってこれを整備していくのか、この周辺を、それについてもお伺いしたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 上総一ノ宮駅東口周辺整備に関する2つのご質問でございますが、関連しますので一括してお答えさせていただきます。

既存の上総一ノ宮駅東側駅前広場は、昭和46年3月に都市計画道路一宮駅東口線の一部として都市計画決定され、平成5年に駅周辺の舞台土地地区画整理事業で整備されております。現在、東京2020オリンピックサーフィン競技の開催までに、東口の開設が進められ、さらに今後、神門踏切北側の歩道の整備が行われる予定です。そのため、上総一ノ宮駅東側駅前広場基礎調査業務は、都市計画マスタープラン、地域公共交通連携計画、交通バリアフリーの考え方などのまちづくりにおける上総一ノ宮駅東側広場の役割を整理し、将来あるべき駅前広場計画の基本的な考え方を検討の上、基本計画を作成するための基礎調査として委託したものでございます。

本業務は基礎調査であり、報告書の検討案は用地買収などの内容も含んでおらず、不確定な資料であるため、議員の皆様には誤解を招くおそれもあることから、現段階でお示しすることはいたしませんでしたが、基本計画案を策定した折には議員の皆様にはご説明をさせていただきます、ご審議いただきたいと思いますと考えております。

今後、基本計画の策定に当たっては、庁内もしくは外部委員会等を設置し、当該報告書を参考に町の活性化も念頭に置いた検討を行い、素案をまとめ、町民の皆様や議会の皆様のご意見も賜りながら、基本計画を完成させ、都市計画変更を行った上で計画の実施に進んでまいります。

なお、計画実施までの間ですが、既存の東側駅前広場について最小限の整備を行い、暫定

的にご利用いただきたいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問はありますか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） ただいまのお答えの中身から、これから外部委員会等を設けて検討していきたいと、考えていきたいということのようですが、そもそも、ここで530万円もかけて調査をしているわけですから、順番が違うのではないかというふうにしか考えられません。530万円もかけるのであれば、何をどのように調べたらいいのかということ事前に業者ときちんと協議して、指示していかなければいけないはずですね。その辺のところ、あらかじめ意見収集ですとか、そういう委員会を設けるということが必要だったのではないかなと思うんですが、いかがでしょうか。これが1点目です。

2点目、この報告書の中身の重要な部分の一つが調査に当たる部分なんですけれども、その調査が、駅周辺の交通量の調査と乗降客関連の調査ということになっています。ところが、これは2018年12月10日月曜日、この1日だけの調査に終わっています。報告書の町への提出が2019年3月です。直前に1日だけ調べて、それを報告書に形としてまとめたという形になっています。車両の動きですとか、あえて12月のこの1日月曜日だけとただけでは、これは人の動きも車両の動きもよく分からないのではないかというふうにしか思えません。ですから、これを基に東口の利用者の傾向ですとか、西側に回る車の予測の根拠というものが非常に曖昧ではないかというふうにしか思えないわけですね。

さらに、先ほど申し上げたように、これだけの予算をかけて調査しているというにもかかわらず、しかも、それなりに設計図面もございます。それに、先ほど申し上げたような1億7,000万近くから2億円余りという予算が必要となるという概算の見積りが出ています。であるにもかかわらず、その内容について議会にも全く知らされないと、報告していない。ですから、この報告書があることさえ、ご存じない方のほうが多かったと思うんですね。それらの点が非常に大きな問題だと思います。その点について、いかがお考えかということについてお伺いしたいんですね。

東口の設計から建設までに、約7億円かかっています。これだけ税金がかかっているわけですね。東側の整備にはどれだけかかりますかということは、私はもう3年近く前から度々お聞きしています。ほかの議員の方からも、何度かそういうご質問がありました。その都度、

明確な答えはありませんでしたが、おととの時点で、およそ2年前だったと思いますが、大体150万から200万程度でしょうというような曖昧なお答えをいただいております。この議会の場ではないですが、でも、議会の場でも、明確な金額ではありませんが、それを示唆するようなお答えをいただいております。これについては、町長もご存じだと思います。それから、さらに1年後の報告書に、この整備に関して150万から200万程度だということでお話がありましたが、報告書には1億7,000万から2億円余りというプランが出されていると。こういう現実が書面としてあるわけですね。それが議会報告ですとか、何らかの形での正式な説明というのは全くありません。

ただいまのご答弁によりますと、誤解を招くおそれがあるからというふうにおっしゃいましたが、誤解を招かないように説明するということが可能なはずで、そのような形で、ちゃんと理解していただいて、誤解を招かないように、しかも余計な、例えば周囲に変更したような情報が出ることで、周囲に誤解を生むということがないような説明の仕方もあるはずなんです、誤解を生むといけないからということで隠しておくというふうな、こういう状況について町長はどのようにお考えなんでしょうか。

3点目です。報告書には、東口周辺の整備で町のにぎわいをというようなイメージの曖昧な形で掲載されていますけれども、あくまでも現在よりも乗降客や観光客が、これは10倍ですとか100倍ですとか、そういう単位で人が出入りするという想定であれば、いろんなことが考えられると思います。駅前周辺の商業の活性化で大開発をするんだというようなこともあり得るかもしれません。でも、それは現実的にはあり得ないので、町として、どういうイメージで、どういう方向でということを示した上での調査でなければ、意味がなかったのではないかというふうに思います。こういうイメージをして調査をしたと、指示したというふうには考えられません。

報告書も参考にして、これからどのように整備していきたいかということを考えて、報告書を活用したいということになると思うんですが、先ほどの話でいきますとね。具体的に、町長は、この東口あるいは東口周辺の整備を通して町をどのように活性化していきたいか、どういうふうに役立てていきたいかというのがあるんでしょうか。それがなければ、計画図を作るということ自体ができないと思います。これは、東口に関しては、税金もさることながら、貴重なご寄附にも支えられているわけですね。その辺のところをしっかりといただかないといけないと思うので、その辺についてもご説明いただきたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁願います。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、ただいまの再質問につきまして、関連しますので一括でお答えをします。

この調査報告書は、基本計画を策定するための基礎調査の結果を取りまとめたものであり、町として不十分なものであるとは考えておりません。繰り返しになりますが、基本計画の策定に当たっては、町長の考え方も反映した案を策定の上、町民や議会の皆様にお示しし、ご意見を伺いたいと考えております。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再度、質問。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 答弁が終わったそうなのですが、私の2番目で申し上げた、まるで情報の隠蔽ではないかという趣旨の質問に対する町長のご答弁がないので、その点をご確認ください。ないのであれば、ただいまの答弁の中で、町として不十分なものであるとは考えていないという部分が、それにも当たるというふうに解釈させていただきますが、私のその隠蔽ではないかということは、不十分ではないという意味だと。議会に対しても情報を隠蔽するような形であっても、不十分ではないと考えているという意味だと解釈するということが、いかがでしょうか。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 藤乗議員の再々質問にお答えをいたします。

（「再々質問ではありません。確認ですから、議長にお願いしたんです。私の質問に対するお答えがないので、確認していただきたいと」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） じゃ、特別に。

○町長（馬淵昌也君） 再質問にお答えいたします。

隠蔽とは全く考えておりません。この報告書についてですけれども、この予算も皆様にお諮りをして、お認めいただきまして、決算についてもお認めいただいております。その上で、これについて、内容を皆様にご報告していないということを過誤とおっしゃっていらっしゃるんだろうと思いますけれども、それは、そうした支出をお願いをし、お認めいただいて実

行したわけですから、皆様のほうから、内容については、それを見せてほしいとおっしゃっていただければ、取扱いにご注意をお願いしながら差し上げることは全く差し支えがないわけであります。隠蔽とおっしゃられることは、みじんも当たらないと考える次第であります。

○議長（小安博之君） 藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 先ほどの質問の中で、もう一点お答えがなかった部分があるんですが、12月の月曜のたった1日だけしか調べていないので、これは科学的には不十分ではないかというような意味の部分です。この辺のところをよく考えていただき……。

○議長（小安博之君） 分かりました。その部分は、じゃ、答弁させます。

○8番（藤乗一由君） 要望として上げます。

○議長（小安博之君） よろしいですか。答弁の必要はないですか。

○8番（藤乗一由君） はい、結構です。

今後そういった点を、要するにデータを、きちんと十分なデータをそろえていただきたいということですが、この調査自体お金をかけるわけですから、相当額を。ですから、そういう姿勢を持って、していただきたいと思います。新年度にも、地方創生に関わる調査、その他を予算として計上しているものもありますから、そういった点を十分頭に入れた上でやっていただきたいと思います。また、町長の考え方を基にということがありましたが、先ほど申し上げたように、町長の幾分変更したような、データに基づかないような考え方を基にということであると大変困りますので、その辺のところも、きちんと進める上で考えていただきたいと思います。これは要望として、お願いいたします。

じゃ、3点目について質問させていただきます。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○8番（藤乗一由君） 釣ヶ崎広場の施設とその利用について伺います。

1つ目、釣ヶ崎広場、ここに造られる施設のオリンピック後の活用プランについて伺いたしたいと思います。

2つ目、施設の建物の建築が進みまして、ほぼ形が見えてまいりました。とても平凡で、オリンピックのレガシーというにはあまりにも平凡過ぎるというか、言い方を変えますと、情けない記念物であるというふうにならざるを得ない。九十九里沿岸沿いで、波乗り道路とかを走っていると、とても奇抜というわけではなくても、特徴的な建物を幾つも見ることが出来ます。類似の施設なわけですね。トイレはあります。さすがにもうちょっと、あるいはそれ以上に、気の利いた施設、建物が多いわけですが、今後将来にわたって、釣ヶ

崎を海外にもPRしていこうという意志があるということで造られたわけですから、それにしては、そういった考えが反映されていないのではないかと、全く感じられないのではないかと、というふうに思います。なぜ、もっと将来を見据えたような設計を指示できなかったのかということをお伺いしたいと思います。

また、3つ目として、今後何らかの形で、初めてオリンピックが開催された記念すべき場所だということをもとに記憶に残るような工夫をすると、周囲のいろんな建物はもうしようがないとしてということですが、そういう考えはないのかという点をお伺いしたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

渡邊企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） それでは、藤乗議員の3番目の質問にお答えいたします。

1点目のオリンピック後の活用プランについてのご質問にお答えします。

釣ヶ崎海岸の施設については、オリンピック終了後に、水道や電気などの本設工事を行った上で、来年、令和3年4月から、県立自然公園と同時に供用を開始する予定です。この施設は、トイレ、温水シャワー、更衣室、多目的室を兼ね備えており、オリンピック開催を機に一層の来訪が期待されるサーファーに対し、サーフィンをより快適に楽しめる機会を提供するとともに、各種サーフィン大会はもとより、十二社祭りなどの地元に着したイベントの開催に当たっても、参加者や来訪者をもてなす施設として活用が期待されます。今後も、当該施設を含む、釣ヶ崎海岸広場を運営していく中で、利用者のご意見を踏まえながら、活用方策について模索してまいります。

2点目の施設設計の経緯についてご質問にお答えします。

釣ヶ崎海岸の整備に当たっては、主に4つの観点、すなわち1点目として、この施設は釣ヶ崎海岸がオリンピック会場となることを契機として整備し、大会運営にも利用される施設であるが、オリンピックは持続可能性に配慮した準備、運営が求められていること。2点目として、保安林に囲まれた自然公園内の施設となることから、派手な外観はミスマッチであることに加え、ウミガメの産卵環境も脅かしかねないこと。3点目として、海の間際であり、海水や砂による劣化や、暴風雨などによる損傷のリスクが高いため、できるだけ簡単に、かつ低コストで補修できるよう、構造はできるだけシンプルにすべきこと。4点目として、町の様々な課題について、実質的な利便性を考慮し、それらを低廉な予算で実現することを追

求すること。

これらを踏まえ、当該施設は、トイレ、更衣室、温水シャワーなどの必要最低限の機能のみを持つシンプルな施設として設計、建設したものであり、ご理解いただきたいと思います。

3点目のご質問にお答えします。

オリンピック大会で初めてサーフィン競技が開催された場所としての記憶を後世に残していくことは大変重要であると思いますが、既にJR上総一ノ宮駅の東口開設や西口の改修、県立自然公園や休憩施設の整備など、オリンピックがなければ実現が難しかった施設の整備が完成しつつあります。また、ソフト面でも、町内の全小中学生に観戦チケットを手配できる見込みが立ったほか、開催期間中は、会場に入れない町民の方にもオリンピックの祝祭感を味わっていただけるよう、町独自のイベントも実施する予定となっていること。さらには、多くの町民の方々に、国内外から来訪する方々をお迎えする都市ボランティアとしてご活躍いただくことにもなっており、限られた予算内で、これ以上何ができるかは慎重に検討してまいります。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 今のお答えですが、1に関しては、活用プランはまだないと、これからだということですね。

2に関しては、オリンピック記念建築物としては残念なものなのですが、どうなんですかということに関して、要するにこれでよしとするということだと、そう言われたとしてもしよがないんだということだと聞いたんですけども、よろしいですね。

3番目に関しては、この建物ができたと、あるいはここに公園としてできたということ自体が記念だということだというお答えというふうに、要約するとそういうことだと思うんですが、オリンピック後にもこれが記念として残って、国内外にもそのことが発信できると、そういう場であるというふうにするためだと、それも大きな目的だということだったはずなんですけれども、そうしますと、その後の将来設計というのが全くないということになってしまいます。もし、それがあれば、今後これをどういうふうに生かすかということ、単なるイメージではなく、町長のほうからお示しいただきたいところなんです、ご説明いただけるとありがたいです。

一ノ宮駅の東口の駅前ロータリーのことも先ほど申し上げましたが、これも先のことはまだないという同じ状態でした。要するに、長い目で見た将来設計というか、事業展開とい

うものがない状態ですね。どれについても、目先だけの事業が進められていると。後で考えればいいというような、全て後出しということになってしまいます。これは、先ほどほかに質問もございました一宮中学校の体育館にトイレがないというのと似たような例だというふうにも考えられます。10年も前の話なんですけれども、今でも似たようなことをやっているんじゃないかと。先々の見通しが無いという状態で、取りあえず進めるということになってしまっているということなんだというふうにはしか思えません。ただいまの町長のイメージするお考えがあればというところで、お答えいただけるとありがたいです。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

企画課長。

○企画課長（渡邊高明君） 釣ヶ崎海岸の今後についての再質問にお答えします。

繰り返しになりますが、当該施設を含む釣ヶ崎海岸広場は、サーフィンをより快適に楽しめる機会を提供するとともに、各種イベントの参加者や来訪者をもてなす施設として、今後活用してまいります。また、今後も当該施設を含む釣ヶ崎海岸広場を運営していく中で、利用者のご意見を踏まえながら、活用方策について模索してまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 私の考えをということですので、少し補足をさせていただきます。

私は、先ほど企画課長がお答えを差し上げた、この釣ヶ崎海岸整備に当たっての4つの観点というものがございます。サステイナビリティに、これを留意して、元に戻すということをお前提に考えること。不可逆的な大きな変化を環境に与えないということ。特にウミガメなどの産卵環境についても、これを保全することですね。それから、海の本当に間際であります。すぐ目の前が渚であります。そうしたところからの損傷の問題。そして、また予算の問題というのもございます。

こうした中から考えますと、このハードの施設に過大な資本投下を行っていくということはお不適切であると私どもは考えましたし、環境の中に穏やかにマッチする落ち着いた施設を造るべきである。むしろ、その中に、しかるべき機能をしっかりと確保すべきであるというふうにお考えしました。私どもの考えといたしましては、むしろハードの整備よりも、ハードの整備はこの1ヘクタールの公園と最低限の私どもの施設でとどめて、むしろソフト面、そちらでの多様な活用に、特に民間の皆様を中心として期待を申し上げたいと考えているところであります。

現在のところでも、サーフィン関係の諸団体からは、サーフィンの初めてのオリンピックの開催地であるので、継続して様々な重要なトーナメントの場として常に念頭に置いていきたいということも伺って、ご意向として伺っております。こうしたことが、どのように展開していくかというところに、むしろ私どもは、ここの活用の重点を置いていくべきだというふうに考えるところであります。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 私は、派手なものをとるか、そういうことはあったほうがよかったんじゃないかと言っているわけではないんですね。もちろん、自然にマッチしたということも前提ですし、町長の言うようなサステナビリティということも前提ですし、立地条件から考えて、ウミガメの産卵に影響を及ぼすような形になるとは、そもそも考えられません。ですけども、もうちょっとまじな設計もあったんじゃないですかと、せめてそのぐらいの考えはなかったのかなということが言いたかったわけですが、同じ答えの繰り返しのようですので、次にまいります。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○8番（藤乗一由君） 4点目、小中学校の教育環境、特に教職員の措置と指導体制の充実についてお伺いします。

3点ございます。

1つ目、何らかの障害を持つ児童生徒が、普通学校のほかの生徒と同様の学習環境で授業を受けられるようにするために、各校ではどう対応しているのかということです。

2つ目、令和2年度以降には、できる限り対象の児童生徒への対応措置を拡充し、改善すべきだと思いますが、今後の方針について伺います。

3点目、令和2年度の一宮中の入学者数は119名の予定だとお聞きします。現状での定数からは、3クラスの展開という形で約40名学級ができるわけですが、その状況は余儀なくされるのではないのでしょうか。その場合、様々な問題も想定されますし、これまでは30名余りのクラス編制だったので、教員の指導体制や教育環境がすこぶる難しい、大変な状況も考えられることとなります。町独自にであっても、これに対して、できる限り補助ないし支援する、人為的などという意味ですが、それを考える必要があると思うんですが、新年度の方針について伺います。

○議長（小安博之君） 教育長。

○教育長（藍野和郎君） 藤乗議員のご質問にお答えします。

まず一番最初の、障害を持つ児童生徒が、普通学校の子供たちと一緒に学習できる環境を維持するためということなんです。現在のところ、専門知識を持つ先生、専門技能を持つ先生、それは今、町のほうで特別支援教育支援員という名の下に採用させていただいています。その支援員は、どういうシフト制になっているかという、まず1週間の要するに週間カリキュラムが全部分刻みです。分刻みのシフト表に従って、学校全体で取り組んでいるところなんです。障害の種類も多岐にわたっておりまして、また、例えば小学校1年生に入ってきたときと、2年生、3年生、4年生、5年生と学年が上がるにつれて、体格もこんなにちっちゃかったのに、今は先生より大きく育ってきているお子さんもおります。というので、体格も向上している。万全な体制ということは、ちょっと言い難いというのが現状です。

2つ目の令和2年度以降の対象児童の対応措置、今後の方針についてということですが、まず、その対象児童というのは、全部一緒ということにはいきません。個々、障害の種類が違うのと同じように、対応が個々全部違いますので、まず条件的に、どういう先生がその子供についていられるのかというのは、教育委員会なりに、児童と保護者の心に寄り添える教員の配置及び教員と特別支援教育支援員がワンチームとなる体制づくり、どういうふうにしたらいいのかという、そのコーディネートは、近在にある長生特別支援学校、夷隅特別支援学校のそれぞれの学校に、特別支援学校のコーディネーターさんがいますので、どうやってコーディネートしていったらいいかということの助言をいただきながら、今、具体的な対応策を練り直しているところです。

一番、本町で、その障害ということはどうしてもクリアしていかなくちゃいけないのが、一斉指導での児童の理解とか、その体の安全の確保が不十分だと思われる、具体的に申しますと、例えば聴覚に弱みを持っている子は、音楽の時間に、みんなが歌っていると騒音になってしまいます。それから、体育の時間に、例えば水泳のときに水の中に潜ってしまうと全く分かりません。要するに、命を守り切れるかという、そういうことの命の安全、そういうものが不十分と思われる教科については、個別指導ができる場所と時間を何とか生み出せないものかということで、学校と今、試行錯誤中です。加えて言うならば、将来的な対応措置として、そういう障害を持つお子さんが普通の学校に来られたときには、やっぱりこの町として対象障害児童の介助員という制度が必要になってくるのかなというのは、これは私個人の

思いです。こうであればいいなというのは、私の願いでもあります。

3つ目、119人ということで、多分こういう人数が来年4月に一宮中に入学するだろうと。これから、来年だけじゃなくて、再来年も大体そのぐらいのちょうど苦しい人数。一応1学級が40人ですから、120人いると3クラスしかできません。ところが、今、子供たちは、昔と違って体格も大きくなっているし、教科書もB5からA4になる、ノートもB5からA4に、何かサイズがみんな大きくなって、その空間自体は昔のままの空間なんですけれども、中に入っているもの自体が大きくなっているのです、正直、今のうちの学校でいうならば、40人が1つの教室にまとめて入るといことは、物理的に、あの空間が動きが取れなくなるという現状です。

そこで、現行、今の状況、119人だったら、法令的には120人以下ですから、3学級です。3学級のままですと、もう教室の空間がほとんど身動きが取れない状態になってしまうので、学校の先生の配置というのは119人ですと3学級しかできませんから、3学級分の定数の配置しか来ない。ところが、学校がちょっと大きくなると、加配教員というのがあって、その規模に応じて、何か学校で要望する種類によって、学級担任でないプラスアルファ、加配というんですが、要するに加えて配るといんですが、その先生方に学級担任をやってもらわなければいけない状況になります。現行では、その3学級は標準ですけれども、3学級のまま4学級をしくという、そういう体制にしなければならない。そうすると、先生方だけでは多分対応し切れなくなると思うので、いろんな議員さんからも要望が出ているとおり、地域の人たちの得意技というんですか、得意なものを、学校のほうに外部講師という形で来ていただきながら、学校の先生の手助けをしていただいて、学習環境の整備ができたらなどというように思いでいっぱいです。また、その節はよろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問があれば。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） その障害を持つお子さんですとか、人数の問題だけでなく、どうしても学校に、あるいは教室になじめないからということで、毎日学校に来られるわけじゃないというお子さんなんかへの対応と、そういったものも実際あるようなので、学校現場では大変だと思います。

ただいまお話のあった外部からのサポートということなんですけれども、今現在も登下校

の支援だとか、そういった形での支援はあるんですけども、それ以外の学校の中での教科ですとか、そういったことにも携わっていただけるような人をできるだけ増やすということが望ましいのではないかと思うんですが、これは、まず外部によく知っていただくということが必要で、さらに、それには広報ということですが、そこで具体的に内容を詰めていくという必要があると思うんですが、そこからでもいいから、まずは取りかかってもらいたいなと思います。本来ですと、人員を予算を取って配置していただくというのが一番望ましいんですけども、せめてその辺からと思うんですが、それについての具体的なお考えがございましたらお願いします。

○議長（小安博之君） 教育長。

○教育長（藍野和郎君） まず、学校が抱えている、いろんな様々な悩み、それから学校から声を大にして叫びたい叫び、そういうものを届ける場所を、まずご提供いただきまして、藤乗議員にお礼申し上げます。

それでは、令和元年度、各学校に、学校支援ボランティアをはじめとして、いろんな方々から子供たちに、いろんな力を授けてもらいました。種類は、ちょっとここで言うと時間がないので、あらゆる教科指導にもそう、登下校のパトロールもそう、小破修理もそう、花壇を造ったり草刈りをしたり、何かオールボランティアでやっていただいて非常に心苦しく思っているところなんですけど、先ほどの藤乗議員の質問にあるように、要するに地域の方が差し伸べて、こういうことができるよという差し伸べる手と、学校でこういうことをしてほしいなという差し伸べてほしい手、それが多分握手されれば、要するに一宮町という地域の中の学校、要するにコミュニティの中にある学校、先生方と子供だけじゃなくて、そこに地域のコミュニティが関わっていくという、まさにこれから教育界が変わっていくだろうという、昔でいう、おらが学校というふうなコミュニティスクールというものを構築していくのには、どうしてもその地域の人たちのお力をお借りしなければ学校というのは運営できていきませんので、ぜひ藤乗議員の言われるように、こういう力を貸してくださいというものを、学校のほうから声を大にして発信させていただきたいと思います。その節は、また議員さんのお力もいろいろお借りすると思います。よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小安博之君） よろしいですか。

以上で、藤乗一由君の一般質問を終わります。

◇ 袴 田 忍 君

○議長（小安博之君） 次に、9番、袴田 忍君の一般質問を行います。

9番、袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） 9番、袴田でございます。

私も質問が3つありますので、一問ずつ区切らせて質問させてください。よろしいでしょうか。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○9番（袴田 忍君） まず1点目、前回は質問しているわけですが、南消防署の建て替えについて質問させていただきます。

消防署整備は、防災に強いまちづくりの最重要課題でございます。令和元年8月に開催された管理者会議で、8消防署から6消防署に統合する方針を決定し、消防署の建て替えは実質白紙になっています。そのことについて伺いたします。

1点目、現在ある8消防署の適正配備の方針は、町の総務文教委員会からの要望を受け、前町長が管理者会議に早期建て替えを要望し、平成27年3月の管理者会議で正式に決定されたものであります。町は、消防本部からの候補地の選定依頼を受け、東野に候補地を選び、消防本部に通告しています。ですから、これは町の基本方針であります。私は、基本方針を変更するのであれば、管理者会議で町長が町の意見を表明する前に、議会、町民に説明を行い、納得を得ることが必要だと質問しています。なぜ議会での協議も行わず、町民の説明をしないで、管理者会議で従来の方針を変更する決定に賛成したのか。議会、町民軽視ではないか、伺いたします。

2点目、現在の消防署は、綱田、釣、新浜区までは、通報を受けてから救急車が到着するまで15分ぐらいかかります。町の中央である東野であれば町内どこでも8分以内、それぐらいに到着できると町民は期待していました。今回決定された6消防署の整備方針によれば、佐貫分署は廃止され、南消防署がカバーすることになります。綱田、釣、新浜区への救急車の到着時間はどうなるでしょうか、明確にお答えください。

3点目、町長は後援会だよりで、現在、南署は一宮町野中地区にあるが、町の中で実際大きく困っている地域はないと述べています。本当にそうでしょうか。救急車が通報を受けて現場に到着する時間は、全国平均8.5分、千葉県が9.1分、長生郡内の平均は10.05分です。脳卒中などは1分1秒が争いになります。救急車が到着するまで15分もかかる地域があるのは、大きな問題ではないでしょうか。助かる命が助からない。極めて大きな問題です。町長

の見解をお伺いいたします。町長、お願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 袴田議員さんの1点目についてお答えいたします。

質問の8消防署の適正配備の方針は、平成27年3月の管理者会議で正式に決定されたとの点について、長生郡市広域市町村圏組合に改めて確認いたしたところであります。

それによりますと、平成25年度から26年度にかけ、各消防庁舎の建て替えが検討され、結果、平成26年2月に消防本部により、長生郡市消防本部消防力適正配置報告書が作成され、8署全ての建て替え案と、署所を5署とする案の2案が示され、検討されました。その後、平成26年6月及び9月の定例管理者会議でも結論が出ず、10月20日の長生郡市広域市町村圏組合定例管理者会議では、消防についても長生郡市全体の人口が減少しているという状況で、器を縮小する方向でないと、これからの新しい需要に対して対応できないではないかとの意見が出され、協議の結果、負担金割合については、27年度に協議し、28年度以降から変えていくこと、ただし8署体制については、これを幾つにするかは別途協議していくこととなりました。

その後、平成27年3月19日の長生郡市広域市町村圏組合管理者会議、ただしこの会議は、長生郡市負担金審議会特別委員会として招集され、この場にて改めて消防署の設置及び負担金について審議がなされ、幹事会からの報告では、消防署の位置は8か所と発表されましたが、その負担割合について結論が出ず、再度検討することで閉会となり、その後の長生郡市広域市町村圏組合管理者会議での協議は、8署継続について茂原市から負担金を見直すよう強い要望が示され、負担割合の検討と並行して長生分署建設が決定し、長生分署は平成29年9月に竣工しましたが、適正配置の検討は進展せず、平成28、29年度は協議も中断してしまいました。

結果、平成30年度末、消防庁舎の整備について、将来的な長生郡市の人口減少等を考慮した消防体制につき、構成市町村の消防担当課長会議との協議を踏まえ、消防委員会に諮問し、消防署の数は減らし、将来的には6署とするとの結論に達し、長生郡市広域市町村圏組合管理者会議での協議が再開し、現在に至っております。

なお、議員の方針の変更の説明がなかったとのご指摘でございますが、今述べた状況の中で、本町では消防本部からの打診により、平成27年9月に南消防署の移転候補地4か所を選

定し、消防本部に対して照会をかけたが、回答はなく、残念ながら、町で協議した候補地については長生郡市広域市町村圏組合の管理者会議での議題にはならなかったと見られ、町に決定した旨の回答はないというふう聞いております。

したがって、消防署の適正配置における協議は継続審議事案であり、ご指摘の南署の移転問題についても、今まさに審議している案件であることから、方針の変更ではないと認識しております。

次に、②、③の救急車の現場到着時間についてお答えします。

長生郡市広域市町村圏組合消防本部消防年報によると、ここ数年の救急車の現場到着時間は、平成27年が最短で6分52秒で、これ以降、現場到着の時間が延長しております。これは救急件数の増加により、管轄を越えての出場が多くなったもので、20分以上の到着時間を要する事案が年間200件を超えている現状があります。このことから消防本部では、署所の適正配置とともに、限られた数の救急車を最大限活用するため、配備車両の適正化を進める計画を検討中と伺っております。

全国的にも救急車の現場到着時間の遅延問題を抱えておりますが、消防本部では、119番通報での救急車の要請を受けると、対応可能な最も近くの救急車を出動させています。救急要請が増加すると、近くの救急車が出動中となり、遠くから救急車が出動することで到着までの時間が必要となり、傷病者への影響が危惧されることから、救急車の適正利用をはじめ、救急講習の応急手当普及に努めているところでございます。

以上でございます。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

どうぞ。

○9番（袴田 忍君） 2つほど再質問がありますので、よろしくをお願いします。

まず1点目、8署体制で整備を進めるということは広域組合の正式決定方針で、決定ではなかったので方針変更にはならない、だから議会との協議も町民との説明会も不要ということで、結局説明はない。ちょっとおかしいんじゃないでしょうか。

平成30年の第2回の定例会での私の一般質問に対して、町長は管理者会議で案としては8署案で決定したということでありましてとお答えになっております。また、茂原市の平成27年9月10日に開かれた茂原市議会の議事録、これはホームページにも載っておりますが、管理者が27年3月に、管理者会議で8つにする案が決定されたと答えてもいます。8消防署で進め

ていくのは正式決定であります。だから、昨年見直しして、6署で整備する方針を決められた。この8署から6署、町民の命に関わる重要な方針を変更して、6署整備方針に決定した町長。これの会議には町長も参加しておられます。その前に、なぜ議会に協議を行わなかったのか、町民に説明を行わなかったのか、やはり町長に明確にお答えしていただきたい。そこにあります。

2点目、私はこの回答で納得したというのは、ちょっと疑問があるんですが、救急車が到着する時間が大きな問題として質問しました。近いところの救急車が出ればよいというのは、他人任せではないでしょうか。安心・安全な消防機能を維持していくためにはこれが必要だと、町長本人の考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） まず1つ目でありますけれども、私が登板する前に、この総務課長からご報告申し上げた中でも、8署にするという案が一つの案として提出されていたということは申し上げたとおりでありまして、私といたしましては、そういう案もあったということを知りました。しかし、正直言って、私が伺ったときから今日に至るまで、ずっと議論が続いておるわけでありまして、どなたも、もう決まったことだという前提で議論をしておられません。ですので、私としては総務課長が申し上げたとおり、いまだに協議中の案件であると。これが最終的に決着がつかましたら、当然のことながら、議会の皆様、町民の皆様には、その最終的な合意の形についてご報告を差し上げます。以上です。

それから、2つ目についてですけれども、これにつきましては、ご存じのとおり、今これは消防のシステムがそうでありまして、これは南消防署長さんが、ある会議で皆様に向かっておっしゃっておられました。南署に電話をしないでほしい。119番に電話をしてください。そうしますと、広域の消防本部のほうに直接行って、最適の署に出動要請をそこから指示を出す。それが最も的確な処置につながるので、南署に電話をしないでくださいということでありました。つまり、私どもの消防のシステムがそのようになっているわけでありまして、中央での一元的な管理ということでもあります。南署に自己決定権があるわけではありません。このシステムは、恐らく私が今考えるところでは、将来にわたっても維持されるものではないかと考えるところでありまして。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

どうぞ。

○9番（袴田 忍君） 今、町長から答弁いただきました。私は、やはりこういった重大なことに関しては、住民の説明会があったり、パブリックコメントがあったり、やっぱり議会の中で、ある程度こういうほうに進んでいますような状況があるかと思いますが、今後このような状況に関して説明会か、そういうことを開く、もし要請されれば開くということはあるですか。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 必ず開かせていただきます。しかるべき時期に、必ず開かせていただきます。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○9番（袴田 忍君） ありがとうございます。その言葉を私、頭の中に焼き付けておきたいと思います。やはり、これは重要な問題でございますので、町長、やはりこれは皆さんに知らせていただいて、しかるべきときが来たときは、また説明をお願いしたいと思います。

それでは、2つ目の質問にさせていただきます。

側溝がない道路に疑問ありということで書かせていただいておりますが、町民の方々から意見を聞くのが一番多いのが、やはり道路の問題でございます。道路が悪いとか、いろいろありますが、特に道路に側溝がない、側溝に蓋がない、落ちたら危険だという意見もあります。住民個人で訴えたこと、区長が町当局に要望書を提出したことなど、地域から住民からも、暮らしの安心・安全を考えて行動しています。道の両側に側溝は必要でないのか。道幅の関係で側溝ができないのか。また、側溝の蓋のない部分は危険でないのか。現場状況を踏まえた上で、必要性のあるなしの判断を示していただきたい。町の対応策をお願いいたします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁願います。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 側溝がない道路について、お答えいたします。

ご指摘のとおり、側溝の蓋がないと転倒や脱輪を招き、確かに危険です。旧規格の側溝は、蓋を設置すると路面より高くなり、段差ができて、こちらも危険であり、蓋を設置することが逆に危険が生じる場合もあります。このため、蓋と路面が均一となる落蓋式側溝に改修する必要があります。新規に設置する側溝はこのタイプを使用していますが、いまだに未改修の旧規格側溝がまだ存在している状況です。

現在、限られた土木費の中ではありますが、地元からの優先順位を尊重して整備している

状況です。路面の両端に側溝が必ずしも必要とは考えておらず、道路はかまぼこ形に勾配、傾斜がついており、路肩から先が水田や農業用水路など、周囲に民家がなく、宅内排水の必要がない場合は、舗装はしても側溝を設けない場合もございます。

以上です。

(「ちょっとした要望でございます」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) どうぞ。

○9番(袴田 忍君) 土屋課長、ちょっと要望で申し訳ございません。

実は、側溝に蓋がない、やっぱり蓋は必要だということもありますし、それからもう一つは、今やはり側溝がないために、家を建てても側溝に流す排水路がない。そのために、他人の土地を借りて、土地の下をくぐって排水を出しているという家もございますので、そういった調査をしていただきながら、やはり優先順位があるでしょうけれども、なるべくそういう対応にしていいただければ、早めな対応をしていただければありがたいなと私は思っています。よろしくをお願いします。

それでは、3点目に移らせていただきます。

個別検診の助成についてであります。

次年度の事業の一部に、町の健康診断、個別検診の助成の項目が記載されています。働く女性の増加により、集団検診に来られない人が増加し、年々受診率が下がっていると聞いています。そこで、自分のスケジュールに合わせて受けられる個別検診の導入をしていくとのこと。次年度から、乳がん、子宮がんは個別検診を取り入れ、助成すると説明を受けました。早期発見、早期治療に結びつけることは大事だと思います。女性だけでなく、男性にも同じことが考えられます。死亡率の高い大腸がんなどの助成は考えているのか、お伺いしたいと思います。

○議長(小安博之君) 質問が終わりました。

答弁を求めます。

福祉健康課長。

○福祉健康課長(森 常麿君) それでは、個別検診の関係でお答えいたします。

町といたしましても、がんの早期発見、早期治療を進める上で、がんの検診受診率の向上を図ることは、とても重要であることを認識しております。そのため、新年度から乳がんとうつ宮がんを対象に、個別検診への助成制度を導入したいと考えておりますが、議員からご指摘のありました大腸がんなど、他のがんの個別検診に対する助成制度につきましては、まず

はこの制度の効果や影響を十分に検証した上で、検討を進めてまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 袴田 忍君。

○9番（袴田 忍君） すみません。一度に質問項目をつくれればよかったんですが、ちょっと抜けてしまったものですから、再質問させてください。今まで乳がん、子宮がんの集団検診について、過去3年ぐらいで結構です、受診率はどれぐらいですか。

○議長（小安博之君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、乳がん、子宮がんの集団検診について、過去3年間の受診率であります。初めに、乳がんの超音波検査でございます。平成29年度が34%、平成30年度が32%、今年度が31%。続きまして、乳がんのマンモグラフィ検査につきましては、平成29年度が26%、平成30年度が26%、今年度が24%。子宮がん検診につきましては、平成29年度が17%、平成30年度が16%、今年度が15%とそれぞれ推移しており、いずれも減少傾向でございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

どうぞ。

○9番（袴田 忍君） ありがとうございます。やはり集団検診も、これは本当に必要なこととございますが、個別検診で受けて、それでやはり体調管理をするということは僕は大事なことだと思います。やはり負担する部分のお金も大きいとは思いますが、ぜひよろしくお願ひしたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（小安博之君） 以上で、袴田 忍君の一般質問を終わります。

◇ 大 橋 照 雄 君

○議長（小安博之君） 次に、4番、大橋照雄君の一般質問を行います。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） 4番、大橋でございます。

私、大きな項目で4つ質問する予定でしたが、1番目の質問の内容が、議長の見解からいって、要旨が記載されていない通告書なので、これは受付ができないということで、そういうことになりますね。

○議長（小安博之君） はい。

○4番（大橋照雄君） それを、まず確認したいと思いました。

それでは、じゃ、2番目から質問をいたします。

2番目といたしましては、消防対策の確認。具体的に、津波が来た、そういうことになったときに町としてはどういう対応をするのか。まず1番目、タイムラインで、要するに何分後にこうするという、そういう説明。それから、自主避難できない人々は把握しているというのは前回の質問で分かっておりますが、この方々の具体的な行動を示してほしい。

3番目、区、自治会、自主防災組織に属さない方が、町民の方が多くいらっしゃる。この方々の対応はどうするのかを説明してほしい。特に伝達、避難、そういうものをさせる方法と、それから確認、これが重要だと思いますのでお願いしたい。

4番目、避難された方々が二次災害が起こる、そういう問題が最近騒がれております。それで、そういう二次災害の検討を十分しているかどうか、その対応を答えてほしい。

5番目、最近千葉市では、長期停電対策として自主電源保持の対策事業を打ち出した。一宮町も、私も何回もこれを質問して、同じ質問をしていると言われますが、そういう検討をすることができないか、それに対する答えを求めます。

6番目、現在、総務課で3名がこの防災に関わって仕事をしていると。しかし、総務課でほかの仕事も兼務でやっているというふうにお聞きしましたので、これで本当に十分な防災あるいは減災の対応ができるのか、それを説明してほしい。

7番目、国交省よりタイムラインの策定、活用指針が出された。マイ・タイムライン検討ツール、逃げキッドを作成することで、小中学校の生徒たちの防災教育、また家庭で作成し、防災行動の一助にできると思うが、どうでしょうか、そのお答えをお願いします。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 大橋議員の質問にお答えいたします。

まず1点目の質問についてですが、津波が発生した場合、Jアラートが起動し、全町民に対して避難を促します。住民は津波到達のおおむね30分までのうちに避難行動を取ります。町では、発災後1時間を目標に職員の参集を目指し、公共施設や設備の被害状況を把握し、災害対策本部を設置いたします。発災から3時間以内に情報収集や避難指示誘導、関係機関との連絡調整を行い、避難所開設や人命救助等を開始します。さらに、半日を目途に被害状

況を調査し、自衛隊の派遣要請や生活必需品等、物資の必要な情報の収集など、応急対策を検討いたします。続いて、1日から2日で関係機関の応援要請を行うとともに、道路の応急修理、復旧工事に係る対応に当たります。1週間程度を目標に、仮設住宅の設置など復興計画づくりを行う予定でございます。

2点目の質問ですが、一時避難所等への避難が難しい場合は、自宅の2階や近くの高い建物に逃げるなどの垂直避難をしていただくことが重要と考えております。また、要支援者などは、自主防災組織などによる近隣住民の協力による避難も重要であることから、今後の課題の一つと考えております。

3点目の質問ですが、現在、町では、自治会や自主防災会に属さない方だけではなく、多くの方への情報伝達方法として、スマートフォンなどの多メディア機器による避難情報の配信や避難所情報など、多くの情報を共有できるアプリの活用を進めているところでございます。

4点目の質問ですが、現状としては災害時の避難された方の体調管理など、健康を保持することは大変重要であると捉えており、各避難所には保健師を配置するなどし、避難された方のケアを行うことを実施しております。そのほか、プライバシーの問題もあることから、町では段ボールベッドや間仕切りの購入、また、避難所用品取扱い業者との物資供給協定の締結を進めるのに、現在取り組んでいるところであります。

5点目の質問についてですが、町でも検討はしておりますが、高額となるため、早期に開始することは難しく、時期についても未定でございます。現状では、県との調整の上、電源車や石油燃料の円滑な調達を図ることで非常用電源を確保し、被害を最小限に抑えていく考えでございます。

6点目についてでございますが、これは何度も回答しているところでありますが、防災担当部署の人員配置については今後の検討課題であると考えており、他の市町村の状況を調査しながら、町の状況に見合う適正な配置を検討してまいります。

7点目についてですが、平時から災害への備えとしてタイムラインを作成することは、防災教育の普及としては有効であります。小中学校のカリキュラム等の問題もありますので、教育委員会とも連携しながら、この活用に向けて検討してまいります。

以上です。

(「再質問お願いします」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) どうぞ。

○4番（大橋照雄君） それでは、再質問をお願いします。

まず1番の、津波の到達の想定なんですけど、私もいろんな新聞とかいろんな情報を見ますと、10分という想定も考えなくちゃいけないということがあります。だから、こういう減災とか防災というのは最悪の事態を考えて、最良のできる限りのことをやるというのは私は基本だと思いますので、まずこの想定を見直すべきではないか。

2番目、車で逃げる人、指定場所は津波に向かう方向で、私は不適だから行かない、そういう方がいらっしゃいました。それから、高い場所は上れない、そういう人もいました。また、車で逃げるという方がかなりいらっしゃいますので、この方が一度に逃げますと、当然渋滞が起こって、そこで止まってしまう。そうすると、3.11のときも結構被害がこれで起こっておるので、この対策も取らなきゃいけない、そういう対策を考えなきゃいけないんじゃないかと。

それから、3番目ですけども、避難所の環境なんですけど、たまたま去年の場合、そういう被害が一宮町に出なかったんですが、夏だったら非常に暑い中で熱中症とか、そういうものが出る被害も想定できますし、反対に寒いときにはまた寒いなり、特に高齢者や障害者の方が、そういう二次的な被害を被るとということが想定されます。そこで、保健師がそれに対応するという回答ですが、これだけで本当に十分なのか私はちょっと疑問なので、再度お尋ねします。

それから、4番目ですが、これは道路が寸断された場合、物資は届けられないんです。そうすると、やはり電源が届きません。だから、私が何度も申し上げているんですが、現地に電源があることが非常に理想的なんです。これはやはりお金はかかるんですが、やっぱり命を守る事業なので、できるだけ補助金とかなんとかも探しまくって、この対応をしていただきたいなど、そういう要求でございます。

そして、5番目、他の市町村を参考にしてから計画するよということなんですけど、しかし、避難タワーや築山は、既に他の市町村ではやっています。一宮だけ必要ないよということでやってはいないんですが、この必要ないよという根拠がちょっと、やはり想定としては甘い想定で展開されているので、その辺の見解もひとつ、お答えをお願いします。

○議長（小安博之君） よろしいですか。

答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、大橋議員の再質問についてお答えいたします。

まず、再質問の1点目でございますが、津波の到達時間おおむね30分については、現在県から示されている津波浸水予測における、当町の最大津波高等の予測に基づく津波到達時間でございます。なお、津波到達時間については、発生状況により様々な学説や研究報告がありますので、今後慎重に検討してまいります。

2点目についてですが、まずは近くの一時避難所に避難することが重要との認識は変わりませんが、車の渋滞時の対応などは町全体の防災計画に係る問題と考えますので、慎重に検討してまいりたいと思います。

3点目の質問ですが、現状ある程度の人数が避難できる公共施設は限られており、主に体育施設が避難所に指定されていることから、避難後に空調などについて不快な思いをされていることは承知しております。今後は町としても、できることから避難所の環境改善に努めてまいりたいと思います。

4点目の質問でございますが、現状では取り組んでいる事業はございませんが、今後は国の動向を注視し、町として取組可能な事業があれば、適宜対応していきたいと考えております。

5点目の質問についてですが、これについては地域の実情を併せて検討してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

（「再質問をお願いします」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） どうぞ。

○4番（大橋照雄君） それでは、最後に、職員の方々は、最終的には町長の権限を仰がなければいけないと思いますので、町長の回答をお願いしたいんですが、今までの回答の中でやっていますという回答がほとんどなくて、検討しますということは、前にも検討しますという回答がありまして、しかし、この命に関わる、この大きな事業をまだ手をつけていないというのが、ちょっと私、問題だと思っておりますので、その辺、町長の姿勢がそういう姿勢なのかどうか、お伺いしたいと思います。お願いします。

○議長（小安博之君） 町長、馬淵昌也君。

○町長（馬淵昌也君） 大橋議員の再々質問にお答えをいたします。

やっていることがないじゃないかということをご指摘かと思いますが、私どもといたしましては、まず1回目のご質問の3点目、アプリの活用、これについては、この多メディアア

斉配信システムについては、現在これを実際に構築中でありまして、間もなく供用開始となるということでもあります。

それから、4番目のご質問、段ボールベッド、間仕切りなどの購入、こうしたことなどは、既にここにも書いてあるとおり、取り組んでおります。

それから、電源確保でありますけれども、本格的な避難所の全面的電源確保までは、残念ながら全く至っておりませんが、例えばスマートフォンの電源を確保する、そうした非常用の一時的な電源確保の設備などについては、ご寄附なども賜っておりまして、現在、既にある程度確保されてきております。また、町民の方から、ソーラーシステムで蓄電していて、どういうときでも必ず電気があるから、自分たちのところで電気を取ってもいいと、そういうようなお申出もいただいております、そういったことで少しずつ進んでいるというところでもあります。

それから、進みまして7番目でありますけれども、この中学生の方のマイ・タイムラインでありますか、逃げキッド、これに類するものとして、実は、既に町は逃げトレというものを町の皆様に、実際、避難するときに、どういうふうに逃げるか、津波の状況などをセッティングして、自分で逃げてみて、逃げおおせるかどうかというのを、実際グーグルマップを基に試してみることができる、そういうアプリも、これは無料でございまして、町民の皆様にご紹介をいたしているところであります。ですので、最初のご質問でもやっていることもございます。

それから、この一時避難場所についてでありますけれども、500メートルの範囲で歩いて逃げただけということをお前提に考えても、7割を超える海岸のカバー率でありますので、全く何もないという状況ではないということでもあります。これは、歩いてご避難いただいても大丈夫な距離を取っているわけでもあります。

空調については、残念ながら、今のところ確保できていないということでもあります。実際、昨年の空調については、9月の台風15号のとき非常に暑うございましたので、大橋議員のおっしゃるとおり、空調があればなという思いは強く持ったわけでもあります。しかし、大規模な体育館の空調となりますと、最初のインシヤルコスト、設置するためのコストも莫大であります。またランニングコストも莫大、そういうことからしますと、これについては全国で我が国は苦しんでいるところでありますが、国からしかるべき施策で、我々をサポートしていただくことをぜひ期待したいと考えているところであります。

以上です。ですので、もちろん議員おっしゃるとおり、いまだ検討中のところもございま

すが、子どもはできるところから進めているということですので、そのあたりもご理解いただければと存ずる次第であります。まだできていないところも、できる限り早く進めるように努力をいたします。

以上です。

○4番（大橋照雄君） 確認。

今の回答の中で、500メートル以内に一時避難のする場所が設けられてあるから大丈夫だよというようなお答えですが、現地の方が、何度も私申し上げましたけれども、津波に向かう方向に、その避難場所を設定されていると非常に逃げづらいと。だから、そういう方向じゃない避難場所のことを考えてくれと。それで、だから私、現在では、そっちには行きません、私は車で逃げます、そういう回答をされた方が、三、四名いました。だから、それを、現地の事情をもうちょっと察知しながら対応をお願いしたいと、そういう要望でございます。

○議長（小安博之君） 今のは確認ですか。

○4番（大橋照雄君） はい。

○議長（小安博之君） じゃ、先に。

○4番（大橋照雄君） じゃ、次、3番。

実践教育が必要ではないか。

私もあまり教育のことは詳しくないんですが、私の近隣の方が、ちょっと教育のことを質問してくださいよというお願いがありまして、ちょっと勉強したんですが、勉強不足なところはありますが、まず1番目、教育の民営化が進められているアメリカでは、既にこの民営化が失敗だというふうに言われています。そして、この間、新聞で見たんですが、高知県の土佐町では、学力テスト全員参加方式を抽出式に変更の要望書を、議会が出したというふうに報じられていました。一宮町は、この点についてどう思い、どう対応するか、町長と教育長に回答をお願いします。

2番、アクティブラーニングなる教育方法が報じられています。今までとどう違うのか、先生方の研修は終わったようですが、保護者の説明はどうなっているか求めます。

3番目、最近、東京都の麹町中学校というところの教育の在り方が非常に私の興味をそそるようなすごい内容でしたので、これはちょっとテレビとかの紹介で見ただけなんですけど、宿題がない、それから中間・期末テストなし、それから学級担任が1人じゃなくて、何人かで交互に担任を担うと、そういう方法で教育が行われていて、非常に成果が上がっている、そういう報道がされてきました。この件に対して、当然ご承知だと思うんですが、こういう

ものを参考にするようなお考えがあるかどうか、まず伺いたいと思います。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

答弁を求めます。

教育長。

○教育長（藍野和郎君） 大橋議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、土佐町の議会で、全員参加方式と抽出式、その意見書を可決したということなんです。これは正式には全国学力学習状況調査というのがありまして、これ以降、学力テストと言わせていただきます。全国学力学習状況調査というのが、これが生まれたときは、全国一斉ですから、全員参加方式という方式で始まりました。それで、しばらくしてから、今度はその抽出式ということになって、現在はまた元の全員参加方式、これは政治の関係で、政権が変わったためにこうなったんだろうと思うんですが、その辺は詳しいことは分かりませんが、いずれにしても全員参加方式から抽出になって、現在は全員参加になっているという現状です。

これはどういうことかということ、全員参加方式だとデータがたくさん集まってくるから、そのデータによって分析してここが、ここの教え方がちょっと甘かったとか、ここの理解がちょっと甘いということは、要するにどちらかということ教師側の指導の工夫、改善をするためにそのデータを使わせてもらうというのが主な狙いです。そういうことで、たくさんあれば分析するデータにも信憑性が出てくるから、そこにメリットはあるかなというのはあります。

ただ、全国一斉で実施した大きなメリットというのは、データが大きいということが一番だと思うんです。そうすると、そのデータを基にして、教員の子供たちに対するその指導法の工夫とか改善というのが図られていきますので、そうすると一人一人の子供たちに、その一人一人の子供たちに伝わる言葉というのは実はすごく難しく、40人いたら40通りの受け取り方が子供にはありますから、それがこの子に伝わる言葉で伝えないと、それは伝えたことにならないので、一人一人の子供に伝わる言葉で、子供の心に寄り添いながら子供と一緒に学び合うというんですか、そういうスタンスの先生方もどんどん増えてきています。要するに、先生方の周りに子供が群がっているということは、いつの間にかその子供たちも学力が向上していってしまうというんですかね。何だか分からないけれども、その群がり学力向上につながっていくという、要するに寄り添いと心の成長が、実は学力の原点にあるということにあるんだろうと思います。

2つ目のアクティブラーニングというのが、今さら始まった新しい学習形態ではなくて、議員の皆さんも私も、そのアクティブラーニングという言葉ではないですけども、これは自分が小学校、中学校、高校のときに実際受けています。特定の授業方法ではなくて今までの、これは話すとすごく長くなってしまいますので、今までの教育実践をベースにして、いろいろ工夫されて、子供たちの実態に合わせて学習内容をいろいろ変えながら、子供の実態に合った学習指導というものを工夫していかなきゃいけない。誰にも同じようにはいかないというのが教育だと思うので、それで、それがどういうことであるかというのは、教育委員会では、先生方に研修会を開いて、アクティブラーニングの第一人者の大学の先生に来ていただいて、実際に実践をしてもらって、子供たちもそれを体験するという研修をしております。その内容については、各学校のホームページあるいは学校だよりで周知をしているところです。

それから、3つ目の麴町中学校の実践なんですけれども、麴町とうちの違うところって何か、麴町とうちの同じところは何かというのを比較すれば簡単なことなんですけど、皆さんが小中学校のときと今の子供さんが小中学校のとき、宿題の数は、宿題の量は、物すごく減っています。多分皆さん、我々の頃のほうがはるかに宿題が多かったはずですから、今は宿題は少ない。それから、中間・期末がない。表は中間・期末がないんですけども、皆さんが中学生の頃、早稲田の何とかテストがあって、中間・期末があって、毎月テストがあって、その中から期末と中間だけを外してしまえば、実力テストだけがあって、中間・期末がないと、表向きは中間・期末はないという表記になります。実際、ここは実力テストが毎月になっていますので、実際は増えています。ということは、本には書いてありません。

学年、学級が常に複数制というのも、実はこの学校も、この一宮の3校も同じです。どういうことかというのと、誰か一人が先生が具合悪くなって休むと、必ず代わりの先生は行かなくちゃいけないんです。ですから、必ず複数制でやっていて、人数の多い一宮小は結構動くんでしょうけれども、東浪見小なんかは人数が少ないですから、例えば校長が学級担任で行くときもあるし、教頭が学級担任で行くときもあるし、常に複数というか、全部の先生がどこの学級にも関わるといっていい体制ができているのは、この麴町と、工藤校長のところと全く同じですのでご安心ください。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁が終わりました。

再質問ありますか。

○4番（大橋照雄君） 再質問をお願いします。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○4番（大橋照雄君） まず1番目なんですけれども、ここでお答えの中で、まず全員参加型がいいのか抽出式がいいのかということの答えが出ていないような気がします。それから、テストを民営化したときに、これがいいのか悪いか、その辺をまずお答えをお願いしたい。

それから、2番目ですが、私は2名の保護者の方にたまたま話をするがありまして、それでアクティブラーニングって知っていると言ったら、いや知らない、何それという回答が来たものですから、前にも一度アクティブラーニングの質問をしたんですけれども、あえて、またさせてもらいました。だから、まだちょっと父兄が、確認されていない人が何人かいるんじゃないかという、そういう思いから、あえてこの質問をして、再度徹底していただきたいなど、そういう要望でございます。

それから、3番目ですけれども、この内容のお話で、実はあの提案した方に報告しましたら、ちょっと違うよと。内容はかなり違って、ここの学校はいろんな教育関係の方が見学に来ていると。それから、この学校に入りたいために、わざわざ住まいをそこに移して、その学校に入るために住まいを移している方も何人もいるよと。それから、会社関係の方が、非常に会社の経営なんかにおいて勉強になると思うのでということで、この研修会みたいなものがあるらしいんですけれども、そこに結構殺到しているよと。だから、一宮の中学とはちょっと違うんじゃないですかと、もう一度それを聞いてくださいというふうに言われたものですから、急遽、再質問の中で、追加で入りました。よろしくをお願いします。

○議長（小安博之君） では、再質問という形でよろしいですか。

○4番（大橋照雄君） はい。

○議長（小安博之君） 答弁できますか。

教育長。

○教育長（藍野和郎君） 3番目のがよく分からなかったんですけれども。

○議長（小安博之君） 2番目は要望でしたよね。

○教育長（藍野和郎君） 1つ目と2つ目は、多分抽出式か全員参加方式かということと、2つ目が要するにアクティブラーニングというのを、もうちょっと伝わるようにということなんですけれども、3つ目の質問が、ちょっと確認させてください。

○議長（小安博之君） どうぞ。

○4番（大橋照雄君） 3つ目の質問は、要するに教育長の説明ですと、同じことを一宮中学

もやっているから心配ないよという回答だったと思うんですけども、ところが、一宮中とかなり違うんですよ。要するに、いろんなところから、すごく参考になるから、ぜひ研修を受けたいという方が集まっていると。それから、その学校に入りたいために、わざわざ住所をそこに持って行って、入っている人が何人もいると。だから、ちょっと一宮中学はそういうことまで起こっていないし、その内容がかなり違うんじゃないですかということを知っていてくれということをおっしゃったものだから。

○教育長（藍野和郎君） 分かりました。じゃ、工藤校長のところは、私、直接行ってきます。

○4番（大橋照雄君） もし、一緒に行くなら、私も行きます。

○教育長（藍野和郎君） 一人で行きます。

最初に、じゃ、2つお答えします。

抽出式がいいのか、全員参加方式がいいのかというのは、先ほどもお話ししましたがけれども、その質問のデータがたくさん集まるということでは全員方式がいいです。ところが、その質問の質を問うのであれば、どっちでも構わないです。質問の質を問うのであれば、それはどちらでも全然問題ありませんと僕は思っています。

それから、そのアクティブラーニングについて分からないというのは、アクティブラーニングという言葉自体が日本は先に走ってしまっているんで、これを話すと1日ぐらいかかっちゃうんですよ。

だから、多分ちょっと、書いてあることを言ったほうがいいのかどうか分からないんですけども、普通の一般的な授業で考えていくと、授業のスタートに、今日はこういうことを勉強しますというのがあるじゃないですか。それで、いろいろ勉強して行って、じゃ、君はどう思う、藍野君はどう思う、僕はこう思います、峰島君はどう思う、僕はこう思いますという、そういうやり取りをしていて、授業の途中で藍野はこういう、例えばAという山の頂上に登るのに僕はAという方式で登ります。ところが、峰島君は、その頂上に登るのに僕はBという方式で登ります。両方とも頂上に登ったわけですから、それは間違っていないんですよ。だけど、僕はいろいろ遠回りをしてヒュッと行ったけれども、峰島君は真っすぐポンと行った。時間が物すごく早かった。そうすると、同じ問いの答えを見つけたのに、多分藍野君は、あっ、峰島君の言っているあのほうが早く答えにたどり着けるなと思えば、もうこっちの考えを僕はもらっちゃうので、授業の中で、友達とのやり取りの中で、こっちのほうが考えやすいなと、こっちのほうがいい方法だなと思えば、それをいただいて自分の考えとして発展させれば、それを峰島君の言うことを聞くまではここまでしかなかった藍野は、

峰島君の考えで、ここまでちょっとグレードアップできた。そういうものをやり取りするので、子供たちの話合い、その中から、こういうときはこういうふうに話せばいいのかという、その話し方だとか、いろんな細々したことを、いろいろ吸収できるのが僕はアクティブラーニングということで、私たちはみんなそれを学んできたはずなんです。

ちょっと長くなっちゃうんですけども、もしネットで調べることがあったら、算数・数学科の中に、比較検討の場というのがあるんです。要するに、自分の思っている意見を、友達の意見を聞きながら比較検討の場というのを授業の中で持てば、必ず今の自分よりもグレードアップした自分を見つけることができますよというのが、まさにそのアクティブラーニングだと僕は思っているんです。これはもうずっと昔から言われている。僕が小学校の三、四年の頃から、もうそれは言われていることですから、みんなから学ぶとか、みんなで学ぶというのが、もしそういう表記があったら、それはまさにアクティブラーニングというふう

に受け止めていいんだと思います。

○議長（小安博之君） すみません、答弁される方をお願いいたします。分かりやすく簡潔に答弁されますようお願い申し上げます。

○教育長（藍野和郎君） はい。だんだん言っていることが分からなくなってきました。要するに、みんなで学ぶとか皆から学ぶというのが、まさにアクティブラーニングそのものだという事です。

以上です。

○議長（小安博之君） よろしいですか。

○4番（大橋照雄君） じゃ、確認、すみません。

○議長（小安博之君） 質問ですか。確認。

○4番（大橋照雄君） 質問じゃなくて、答えの確認をお願いします。ちょっとよく……。

○議長（小安博之君） 今の答弁で、全然確認の取れないところがあったんですか。

○4番（大橋照雄君） ええ。まず……。

○議長（小安博之君） どこの部分ですか。

○4番（大橋照雄君） アクティブラーニングですけども、今現在やっていることで、改めて説明する必要はないよという解釈でよろしいんですか。今もう既にやられている授業の内容だから、改めてそんなに特別に説明しなくても大丈夫ですよという、そういう。

○教育長（藍野和郎君） 今じゃなくて、昔からずっとやってきたんです。

○4番（大橋照雄君） それが2番目です。

あと、3番目は、工藤先生でしたか、校長先生。ここに藍野教育長が伺って、確認をしてきて、また報告してあげるよという内容でよろしいですか。

○教育長（藍野和郎君） 結構です。

○4番（大橋照雄君） じゃ、分かりました。

○議長（小安博之君） はい、次。

○4番（大橋照雄君） じゃ、次4番。引き続き4番。

新型コロナウイルスの対応と問題点について。

1番、これはどこの課がどう対応するのか、説明をお願いしたい。

2番目、収容先は確保できているのか、また、何名の受入れが可能なのか、それをお知らせください。

3番目、町民にどう伝え、パニック等2次被害の防止策は考えていらっしゃるか。

その3つの回答をお願いします。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、ご質問にお答えいたします。

1点目の町の対応であります。町では福祉健康課が担当課となり、1月30日から町のホームページで情報提供を開始したほか、2月5日からは防災行政無線による情報提供を開始いたしました。また、その後の動向を踏まえ、2月17日には町長が第1回対策会議を招集し、情報の共有と今後の対応を協議、2月27日に開催した第2回対策会議では、町長を本部長とし、副町長、教育長、全課長、局長をメンバーとする感染症対策本部の設置を決定、全庁一丸となり、迅速かつ的確な対策に努めていくことを改めて確認いたしました。

なお、町では主に、町民の皆様への情報提供や、感染や感染拡大を防止するための必要な要請、町立の学校、保育所における対策を担い、医療体制の整備や疑いを含む感染者の対応は、国や県の健康福祉部、県の出先機関である長生保健所が担うこととなっております。

次に、2点目の受入れ先の関係であります。

今回の感染症は、感染症法に基づく指定感染症でありますので、陽性と判定され治療が必要な場合、感染症指定医療機関が受入れ先となります。その受入れ可能数であります。現在の状況は、全国で約400の施設1,800床、県内では約10の施設60床となっております。2月29日に開かれた総理大臣記者会見では、今後の患者数の増加を見据え、緊急時には5,000を超える病床を確保する方針が示されております。

最後に、3点目のパニック等2次被害への対策であります。町ではホームページ、防災行政無線、とまと便など、多様な手段を最大限に活用し、町民の皆様が取るべき行動など、的確な情報を迅速かつ正確にお伝えし、対策に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（小安博之君） 質問が終わりました。

再質問があればどうぞ。

○4番（大橋照雄君） ありません。

○議長（小安博之君） 以上で、大橋照雄君の一般質問を終わります。

これをもちまして通告されました一般質問は全て終了いたしました。

会議再開後1時間40分程度経過しておりますので、ここで20分程度の休憩いたします。

再開は午後3時ということで、休憩いたします。

休憩 午後 2時42分

再開 午後 3時02分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第6、承認第1号 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第7次）の専決処分につき承認を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、承認第1号についてご説明申し上げます。

議案つづり2ページをご覧ください。

令和元年度一宮町の一般会計補正予算（第7次）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,000万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ49億9,317万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、9ページをご覧ください。

まず、歳出でございますが、今回、2款総務費、1項総務管理費、10目ふるさと応援費のほうでございます。ふるさと応援事業といたしまして、報償費、ふるさと納税謝礼が595万2,000円、使用料及び賃借料、クレジット決済システム料38万7,000円、積立金、ふるさと応援

援基金が3,366万1,000円でございます。これにつきましては、年末のお申込みが予想を上回る申込みがあったため、返礼品に係る使用料が不足となったため、専決処分に処したものでございます。

6ページ、7ページは歳入でございます。これに合わせまして、一般寄附金といたしまして、ふるさと応援寄附金で4,000万円を歳入として計上するものでございます。

以上につきまして、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分に付す。

令和2年1月24日、一宮町長、馬淵昌也。

説明は以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

日程第6、承認第1号 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第7次）の専決処分につき承認を求めることについてを採決いたします。

お諮りいたします。本件を承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本件は承認することに決しました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第7、議案第1号 一宮町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） それでは、議案第1号 一宮町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてご説明を申し上げます。

議案つづりの10ページをお願いいたします。

本条例の改正につきましては、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図る

ための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、国の印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたことから、本条例についても所要の改正を行うものでございます。

改正の主な内容でございますが、成年被後見人であって法定代理人が同行した上で印鑑の登録を受ける意思を確認できた者については印鑑の登録を受けることができることとするため、第2条第2項第2号について、「意思能力を有しない者」に改めるものです。

中段の第5条、下段の第6条の改正は、国の改正に準じて、所要の規定の整備を図るものです。

11ページ、上段の第11条の改正は、印鑑の登録を抹消する要件のうち、第5号について、「第2条第2項第2号に該当することとなったとき。」に改めるものです。

最後に、施行期日でございますが、公布の日からとするものでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第7、議案第1号 一宮町印鑑条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第8、議案第2号 一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） それでは、一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一

部改正についてご説明申し上げます。

議案つづり12、13ページをご覧ください。

この条例の改正におきましては、現在進めております防災行政無線のデジタル化に伴い、戸別受信機を今後有償とし、現行の受信機との差額2万円を徴収するものでございます。これに伴いまして、各条例についての改正を行うものでございます。

一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

まず、第4条第1項の「無償で貸与」を「無償貸与、有償貸与」に改める。

第4条第1項第2号ア中「前号ア」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「貸与とするもの」を「有償貸与とするもの」に改め、同号ア中「世帯」を「世帯のうち前号以外の世帯」に改め、同号イ及びウを次のように改める。イ及びウ、削除。

第4条第1項中第1号を第2号とし、同項に第1号として次の1項1号を加える。(1) 無償貸与とするもの。ア、65歳以上の高齢世帯で、かつ3年間世帯員全員の住民税が非課税である世帯。イ、国及び地方公共団体の施設で町長が必要と認めたもの。ウ、町が指定した避難場所・避難施設。エ、その他町長が必要と認めたもの。

第4条第2項中「有償譲渡」を「有償貸与」に、「実費額とする」を「20,000円とし、当該有償貸与に係る金額については、返還しないものとする。」に改める。

第4条に次の1項を加える。

3、第1項第3号に規定する有償譲渡の額については実費額とする。

なお、附則につきましては、この条例については公布の日から施行するもの。

なお、経過措置といたしまして、この条例の施行の際、現に改正前の一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例第4条の規定により無償で貸与を受けた戸別受信機の取扱いについては、なお従前の例によるということで、現在、皆さんが使用している戸別受信機につきましては、そのまま無償貸与は続くものでございます。

提案は以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 1つ、ちょっと確認したいんですけども、この第4条中2というのがあるんですが、「有償譲渡」を「有償貸与」とすると。「実費額とする」という部分を「20,000円」とすると。それから、「当該有償貸与に係る金額については、返還しない」と。

これを読んでいきますと、2万円がいいかどうかという意味とかとは全く違います。2万円で貸すと、要するにレンタル料金が2万円ですと、レンタル期間については1日であっても20年、30年であっても2万円であるという意味だと解釈していいわけですよ。そう解釈できると思うんですけども、そののところもお聞きしたいと。

この場合、かなり複雑な状況が生じるおそれがある、今までのもの、機械はゼロ円です。今度は2万円で貸しますと。こういうことは普通はあり得ないかもしれませんが、一宮に転入してきた方が、すぐこれを2万円で貸与していただいたと。じきに転出するような場合が起きたというような場合、これは、お金は返さないということになっています。お金は返さないけれども物は返していただきたいということになるんだと思うんですけども、貸与ですからね。

一方で、そういうふうにレンタルしているという方が一方、無償で貸しますよという人も、条件つきで出てくる。それから、旧型のもは無料ですと。さらにもう一方で、スマホのアプリで無料でできますよと。というような複雑な状況が生じるときに、利用する方を消費者の立場というふうに考えた場合に、何らかのトラブルが起こってくる可能性がないのでしょうか。

その辺のところを、もう一つお聞きしたいのは、専門家の方にきちんと相談して、どういった形であってもそういうトラブルを生じるおそれがない、法的な部分でも生じるおそれがないという確認をしているのかどうなのか。法的な部分ということであれば、もう一つ、県のほうに、法規関係のチェック、監督する部署があるはずですから、そういうところにも問合せをしてあるのかどうなのか。もしそういう確認、問合せをしていないのであれば、きちんとしてからここに出さないはずではないかというふうに考えますけれども、そういった手順の部分、どうなんでしょうか。

○議長（小安博之君） よろしいですか。

答弁求めます。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） まず、レンタルについては、おっしゃるとおりでございます。1日から壊れるまでがレンタルでございますので、それはおっしゃるとおりで、なお、1日についても、10年使っても、返還時にお金を返さないのは同様でございます。

なお、先ほど、町外の方が転入して、すぐに転出するような考えをお持ちの方がおるようでしたら、町のほうとすれば、4月から運用を開始するアプリのほうをお勧めするという形

になろうかと思えます。それを承知の上で、1日でも返さないのを承知の上でお借りになるのは、それは結構でございますけれども、それについては消費者側の選択の余地を広げているところでもありますので、そちらで選択していただくと。あくまでもそれは使う側の選択で決めていただくというふうに考えております。

なお、この例につきましては、全国でももう既に運用されているところがございますので、今のところ、隣の村、長生村さんとかでもやっておりますが、トラブル等は特にはないというふうに確認しておりますが、専門家等の意見については、この条例の内容については専門家には確認しておりますが、トラブルの云々についての確認は特にはしておりません。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） その確認という部分なんですけれども、ほかでもやっているということですが、ほかでもそういうおそれについてきちんと考えた上でやっているのかということも大事な部分かと思うんですけれども、いざ何らかのトラブルが起こってという場合に、きちんと想定しているかどうかということは大事なことだと思うんですけれども、その辺どうなんでしょうか。

○議長（小安博之君） 総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 先ほど答弁しましたように、現状では特にトラブルはあるとは考えておりません。したがって、今後、異常な事態が起きた状況については、またこちらでどのような対応が取れるのかを検討していく考えです。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 議案第2号、私は反対の立場で討論をいたします。

防災行政無線の戸別受信機を無償から無償貸与・有償貸与に改める条例の改正案であります。この有償貸与は、今後、デジタル無線に対応した戸別受信機を設置する世帯に、1台当たり2万円の負担を求めるものであります。

ただし、一定の条件下で2万円の負担を免除する世帯を設置していることは理解をできますが、しかし、当受信機は災害時に情報入手の最も有効な手段であります。昨年の9月、10月の台風時の避難状況を検証すると、避難情報を繰り返し発信することが重要であることは明らかであります。このため、命を守る当受信機は全戸に必要であり、これまでどおり無償貸与を基本とするべきであります。

町民の福祉増進を図るためにも条例の再検討を求め、反対いたします。

○議長（小安博之君） 3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 3番、小関です。賛成の立場で討論さしあげます。

議案第2号 一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場から討論いたします。

今回の改正は、電波法の規定によりアナログ周波数による防災行政無線が将来利用できなくなることから、現在進められているデジタル周波数による防災行政無線に対応した戸別受信機を貸与される際に、個人の皆さんから購入費の一部を負担していただくとするものです。

これまで無償で貸与されていたものが一部でも負担していただくようになると、非常に違和感を覚えるところがございますが、これは、アナログ式戸別受信機とデジタル式戸別受信機の差額分のみを負担していただくものであり、町の将来見込まれる公共施設の老朽化に伴う改修や、年々増加している社会保障経費等を勘案した中では、やむを得ない判断であると考えます。

また、皆さんが必ずしもデジタル式戸別受信機を導入されなくとも、スマートフォンや携帯電話でも情報収集が可能なように、他メディアによる情報収集の対策も図られております。

加えて、高齢者世帯はスマートフォンや携帯電話を所有していない方が多いことや、ほかのメディアでの情報収集が困難であると考えられる方などには、一定条件があるものの無償貸与の規定を設けるなど、高齢者等に配慮されたものです。

こうしたことを総合的に判断いたしますと、今回の改正はやむを得ない改正であると考え、賛成するものです。

最後に、今回の取組がより効果的なものとなることを期待しまして、私の賛成討論といたします。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第8、議案第2号 一宮町防災行政無線の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するに賛成の諸君は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(小安博之君) 起立多数。

よって、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第9、議案第3号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それでは、議案第3号をご説明申し上げます。

14ページをご覧ください。

監査委員に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する、でございます。

第4条中「第243条の2」を「第243条の2の2」に改めるものでございます。

今回、これにつきましては、地方自治法の一部を改正する法律が公布され、第243条の2、これは普通地方公共団体の長等の損害賠償責任の一部免責のものでございますが、これが追加されました。これに伴い、改正前の第243条の2が第243条の2の2に繰下げとなったため、今回改正を行うものでございます。

以上です。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第9、議案第3号 監査委員に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第10、議案第4号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。

議案つづり15ページをご覧ください。

一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例でございます。

第1条といたしまして、一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。第5条中「222.5」を「227.5」に改める。

第2条、一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。第5条中「227.5」を「225」に改める。

附則といたしまして、16ページでございますが、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は令和2年4月1日から施行する。

2といたしまして、第1条の規定による改定後の一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の規定は、令和元年12月1日から適用する。

3、改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定により、改正前の一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の規定により支給された期末手当は、改定後の条例の規定による期末手当の内払いとみなす。

今回の改定につきましては、職員のほうが人事院勧告に伴う給与改定がございましたので、それに合わせて特別職の給与、期末手当等の改正も併せて行うものでございます。

以上です。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第10、議案第4号 一宮町の特別職に在る者の常勤の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第11、議案第5号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それでは、議案第5号についてご説明申し上げます。

17ページをご覧ください。

この議案第5号につきましては、先ほどご説明いたしましたが、人事院勧告により一般職員の給与に関する改定を行うものでございます。一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例でございます。

第1条、一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。第19条の4第2項第1号中「92.5」を「97.5」に改める。第23条第1項中「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同条第2項中「各号に掲げる額」を「各号に定める額」に改め、同項第1号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万2,000円」を「1万6,000円」に改め、同項第2号中「2万3,000円」を「2万7,000円」に、「1万6,000円」を「1万7,000円」に改める。

別表第1から別表第2-2までを次のように改める。

以下、別表でございますので、説明は省略させていただきます、33ページをご覧ください。

第2条でございます。一宮町一般職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。
第19条の4第2項第1号中、「97.5」を「95.0」に改める。

第3条、一宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
第7条第1項の表中「374,000」を「375,000」に改める。

34ページをご覧ください。

第8条第2項中「167.5」を「172.5」に改める。

第4条、一宮町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。
第8条第2項中「172.5」を「170」に改める。

附則といたしまして、1、この条例は公布の日から施行する。ただし、第2条及び第4条の規定は令和2年4月1日から施行する。

2、第1条の規定による改正後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定は平成31年4月1日から、第1条の規定による改正の後の給与条例の規定、第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定は同年12月1日から適用する。

3、平成31年4月1日前に職務の級を異にして異動した職員及び町長が定めるこれに準ずる職員の同日における号給については、その者が同日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との均衡性必要と認められる限度において、町長が定めるところにより必要な調整を行うことができる。

第4条、第1条の規定による改正後の給与条例の、または第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の給与条例または第3条の規定による改正前の任期付職員条例の規定により支給された給与は、それぞれ第1条の規定による改正後の給与条例または第3条の規定による改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払いとみなす。

5、第2条の規定の施行の日の前日において、同条の規定による改正前の給与条例第23条の規定により支給された住居手当の月額が2,000円を超える職員であって、一部施行日以降においても引き続き当該住居手当に係る住宅を借り受け家賃を支払っている者のうち、次の各号のいずれかに当該する者に対しては、一部施行の日から令和3年3月31日までの間、第2条の規定による改正後の給与条例第23条の規定にかかわらず、当該住宅手当の月額に相当する額から2,000円を控除した額の住居手当を支給する。

1、第2条の規定による改正後の給与の条例第23条第1項に該当しないこととなる職員。

2、旧手当額から第2条の規定による改正後の給与条例第23条第2項の規定より算出され

る住居手当の月額に相当する額を減じた額が2,000円を超えることとなる職員。

6項でございます。前項で定めるもののほか、同項の規定による住居手当の支給に関し必要な事項は町長が別に定める。

最後、規則の委任でございます。7、前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規定に定めるところによるものでございます。

長くなりましたが、以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、討論を終結いたします。

これより、日程第11、議案第5号 一宮町一般職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第12、議案第6号 一宮町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

中山子育て支援課長。

○子育て支援課長（中山栄子君） 議案第6号 一宮町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてご説明いたします。

議案つづりの36ページをご覧ください。

一宮町保育所条例の一部を改正する条例。

一宮町保育所条例の一部を次のように改正する。

第1条第2項の表中、「60名」を「85名」に改める。

これは、一宮保育所の増築により定員を25名増員するもので、令和2年4月1日から施行いたします。

以上で議案第6号の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第12、議案第6号 一宮町保育所条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第13、議案第7号 一宮町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 議案第7号 一宮町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてですが、議案の37ページになります。

公営住宅への入居に際しての保証人について、平成30年3月30日に国土交通省より連帯保証人の確保を入居の前提とすることから転換すべきとの通知が来ております。

また、令和2年4月1日の民法改正に伴う公営住宅制度改正にて連帯保証人が廃止されることから、住宅管理条例の一部を改正するものでございます。

以上です。

○議長（小安博之君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、討論を終結いたします。

これより、日程第13、議案第7号 一宮町営住宅管理条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第14、議案第8号 一宮町区長設置条例を廃止する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それでは、議案つづり38ページをご覧ください。

議案第8号でございます。一宮町区長設置条例を廃止する条例を次のように制定する。

一宮町区長設置条例(昭和35年一宮町条例第1号)は廃止する。

附則といたしまして、この条例は令和2年4月1日から施行するものでございます。

今回は、区長のほうが会計年度任用職員等の設置等により有償ボランティアとなったため、他の委員さんとの要綱が定まっておりますので、その整合性を合わせるため要綱に変換するものでございまして、条例のほうは廃止するものでございます。

なお、委嘱者や、任期は2年とか、残任期間及び区長の数等については、全て同様の内容で条例から要綱に移行するものでございます。

なお、報酬のみが今度は報償となり、同額の金額を定めるものでございます。

以上です。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） お伺いしたいんですけども、この条例から要綱に変わるということで、恐らく内容はほぼ同様のものと考えていいのかと思うんですけども、実際にどのような違いが生じるのでしょうか。要綱ですから、議会に諮らなくてもつくりができるということなんでしょうが、そこら辺も含めて、どんな違いがあるのかなということと、恐らくこれは要綱のほうを準備されてあると思うんですが、当然ながら4月1日から運用されるという形にされる、そういう予定のはずだと思うんですけども、その辺のところも確認したいと思います。

○議長（小安博之君） 答弁を求めます。

総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 内容につきましては、先ほど申したとおり、全て同様でございますが、唯一変わるのが、報酬であったものが報償と変わる所だけでございます。

また、先ほど議員さんのほうでご指摘がありましたとおり、今後は条例でございませんで、要綱でございしますので、庁内の町長決裁で変更・修正等は可能となります。

なお、要綱につきましては、ご指摘のとおり既に原案は作成しておりますので、この廃止と同時に、併せて要綱のほうを制定する予定でございます。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに。

4番、大橋照雄君。

○4番（大橋照雄君） この変わり方によって、公務員扱いじゃなくなるんですか。区長は公務員でしたけれども、今度は変わりますか。

○議長（小安博之君） 総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 先般ご説明したとおり、今度は有償のボランティアという扱いになります。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第14、議案第8号 一宮町区長設置条例を廃止する条例の制定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第9号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第15、議案第9号 町道路線の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長(土屋 勉君) 議案第9号 町道路線の変更についてですが、議案の39ページからになります。

町道工事や道路法第24条申請にて工事を行った路線において、延長や幅員等の形状が変わった9路線を変更するものでございます。

以上です。

○議長(小安博之君) 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第15、議案第9号 町道路線の変更についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第10号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第16、議案第10号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋都市環境課長。

- 都市環境課長（土屋 勉君） 議案第10号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結についてですが、議案の41ページになります。

中央ポンプ場の除じん機設備改修工事と電気設備改修工事の計画的な執行と早期完成を目的として、現在の仮協定から、議会の議決を経て、千葉県下水道公社との本協定を成立させるものでございます。

以上です。

- 議長（小安博之君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

- 議長（小安博之君） なければ、討論を終結いたします。

これより、日程第16、議案第10号 一宮町公共下水道施設の建設工事委託に関する協定の締結についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第11号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小安博之君） 日程第17、議案第11号 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第8次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

- 総務課長（塩田 健君） それでは、一般会計補正予算（第8次）についてご説明申し上げます。

議案つづり43ページをご覧ください。

令和元年度一宮町一般会計補正予算（第8次）は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億9,142万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ51億8,460万円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第2条、地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表繰越明許費」による。

第3条、債務負担行為の追加は、「第3表債務負担行為補正」による。

第4条、地方債の追加は、「第4表地方債補正」によるものでございます。

それでは、48ページ、49ページをご覧ください。

まず、繰越明許費でございますが、今回は、この8本が繰越明許費として計上されているものでございます。

続きまして、49ページ、債務負担行為の補正につきましては、公共下水道整備事業1本を追加するものでございます。

最後、地方債の補正といたしましては、学校教育施設等の整備事業債2,680万円を限度とするものを追加するものでございます。

それでは、各補正の内容についてご説明申し上げます。

歳出のほうからご説明申し上げます。62、63ページからご覧ください。

なお、今回は年度末でございますので、各項目ごと、特に人件費及び事業費、役務費等は全て決算に伴う精算額でございますので、あらかじめご承知ください。

大きなものについてご説明申し上げます。

まず、1款議会費、1項議会費のうち、議会議員報酬等でございますが、今回は議会議員さんの手当等の期末手当の増額で17万7,000円。これは特別職に合わせて改定を行う分でございます。

続きまして、下から4行目、秘書事務費のうちの研修会負担金が減額の13万円でございますが、これは今回災害により各種研修会が中止となったため、不用額が発生したものでございます。

それでは、64、65ページをご覧ください。

上から4行目、負担金及び交付金のうちの長生都市広域市町村圏組合負担金の減額につきましては、組合の精算に伴う減額でございます。

続きまして、真ん中辺り、庁舎維持管理費のうちの工事請負費、玄関サッシ更新工事71万

5,000円の増につきましては、職員用の入り口のドアの部分がゆがみ、閉まりが非常に悪くなって音が出ているため、今回補正をもって改修するものでございます。

続きまして、企画事務運営費のうち負担金補助及び交付金につきましては、全国小さくても輝く自治体フォーラム負担金については、災害等により不参加となったため、不用が出たものでございます。

続きまして、その下、東京五輪準備事業のうちの委託料、機運醸成等委託料につきましては、都市装飾の委託料でございます。1,356万4,000円を増額補正するものでございます。

それでは、66、67ページをご覧ください。

真ん中やや下、ふるさと応援事業でございますが、今回、積立金といたしまして、ふるさと応援基金1,377万6,000円を補正するもので、これは、年末時と今後の金額を見込んだ額を増額で補正するものでございます。

続きまして、下に下がりまして、集会所等改修費補助事業でございます。この中の負担金補助及び交付金、集会所補助金につきましては、今年の1月に新たに12区の集会所の補修工事が申請されたもので、上限額の150万円を補正するものでございます。

続きまして、68、69ページをご覧ください。

一番下の段でございますが、千葉県議会議員選挙につきましては無投票となったため、額のほとんどの不用額を県に返還するために、274万8,000円の減額の補正でございます。

続きまして、70、71ページにつきましては、全て精算に伴う不用額の減と必要額の増になっております。

72、73ページをご覧ください。

この中で、真ん中上から2段目ですが、自立支援事業のほうは、増額が、まず介護給付金につきましては1,204万5,000円、訓練費について381万7,000円増でございますが、これは利用者の増と消費税の増額によるものでございます。

また、償還金利子及び割引料、国庫負担金返還につきましては、30年度分の精算に伴う返還金で、230万5,000円を計上するものでございます。

その下の下、障害児支援事業につきましても、償還金利子及び割引料、国庫負担金返還につきましても、30年度分の精算に伴い440万1,000円を補正で計上するものでございます。

また、次の下の下、老人保護措置事業のうち委託料、特別養護老人ホーム入所措置委託料については、対象者が増となったため、今回、増額の補正をするものでございます。

では、次のページをご覧ください。

3款民生費のうちの保育委託事業でございます。委託料として、愛光保育園委託料につきましては、公定価格や処遇改善等の加算率に変更となったため、167万2,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、76、77ページをご覧ください。

真ん中やや下、3款民生費のうちの3項災害救助費でございますが、災害救助費、委託料として応急修理業務委託料、△の90万円でございますが、これは、R元年度分、今年のをR2、来年度分に一部移行したため、その分を減額補正するものでございます。

続きまして、78、79ページをご覧ください。ここについては、全ての事業が精算に伴う増減となっております。

続きまして、80、81ページをご覧ください。

5款農林水産業費、1項農業費のうち、農業総務事務運営費の賃金、臨時職員、△の64万7,000円につきましては、臨時職員が1名途中退職となったため、減額の補正をするものでございます。

続きまして、その下、農業振興事業におかれましては、まず、負担金補助及び交付金でございますが、農業次世代人材投資事業交付金、これは、対象者が交付要件を満たさなかったため、減額の補正をするものでございます。また、環境保全型農業直接支払交付金につきましては、取組面積の減による減額でございます。強い農業・担い手づくり総合支援補助金につきましては、来年度事業といたしたため減額するものでございます。また、担い手確保・経営強化支援事業補助金につきましては、現在、来年度当初予算にも計上しておりますが、今年の国の補正予算で新たなメニューが追加されましたため、今回補正で計上し、補助事業として採択を目指すため、2,481万8,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、82、83ページをご覧ください。

一番上、ため池事業のうち、ハザードマップ作成委託料につきましては、事業を今年から来年に変えたため、これは減額の413万6,000円でございます。また、水位計の設置工事につきましては国庫補助金の対象外となったため、今回取りやめたため、△の341万円となったものでございます。

それでは、84、85ページをご覧ください。

上から2段目の観光振興事業でございます。需用費のうちの修繕料ですが、これは、海岸の広場の倉庫の屋根が災害により破損したため、修理費を計上するもので、35万3,000円を増額補正するものでございます。

続きまして、海岸有料駐車場運営事業でございますが、委託料のうち有料駐車場の警備委託料につきましては、天候不良により日数が減となったため、減額の98万8,000円をするもので、併せて、杭の設置・撤去委託料についても、県の工事、県の町道かさ上げ工事と併せて対応してもらうことが決定したため、減額の29万2,000円でございます。併せて、工事請負費のうちの海岸駐車場舗装工事におきましても、県による駐車場西側の町道かさ上げ工事の影響により、施工面積が減となったため、△の276万9,000円となっております。

続きまして、86、87ページをご覧ください。

この上から2つ目ですが、都市計画事務運営費、このうち委託料、都市計画道路見直し検討調査委託料及び都市計画変更図書作成委託料につきましては、県との調整が遅れているため、今年度事業が執行できないため減額するものでございます。

続きまして、建築指導事務運営費におきまして、負担金補助及び交付金でございますが、被災住宅修繕緊急支援事業補助金につきましては、申込み分として、国からの枠分が決まっておりますので、その分は残り分については減額するもので、△384万円でございます。なお、その下の木造住宅の耐震診断と改修については、申込みがなかったため減額するものでございます。

続きまして、都市下水路維持管理事業でございますが、委託料のうち、温度調整弁交換委託料及びエンジン燃料噴射ノズル交換委託料、エンジン過給機交換委託料につきましては、11月以降に新たに発生した故障であり、緊急の対応が必要となったものから、今回それぞれ補正で増額するものでございます。

では、88、89ページをご覧ください。

ほぼ真ん中辺り、消防費のうちの消防費の中の災害対策事業でございますが、19負担金補助及び交付金の中で、国土強靱化地域行動計画策定業務委託負担金でございます。これは国のほうから国土強靱化計画の策定が通知されておきまして、現在、一宮町、長生村、睦沢町、長南町、長柄町で、合同で作成しており、450万円を上限として負担金で予算措置をするものでございます。

では続いて、90、91ページをご覧ください。

この下の中で、学校支援事業でございますが、賃金のパート職員、△の137万5,000円でございますが、特別支援員を雇う予定でございましたが、結果的に応募がなかったため、減額するものでございます。

続きまして、92、93ページをご覧ください。

まず、上のほうでございますが、13節委託料の中の校内ネットワーク整備委託料でございますが、今回、校内LANの整備とアクセスポイントやキャビネットを購入する費用といたしまして、1,420万円を補正で追加するものでございます。同じく一宮小学校管理運営事業の中の委託料、校内ネットワーク整備委託料につきましても同じように、LANの整備、アクセスポイント等の整備で、これは一宮小学校分で1,110万円でございます。

続きまして、94、95ページをご覧ください。

中学校費の中で学校管理運営事業でございますが、この中の13節委託料は、これも同じく校内ネットワーク整備委託料といたしまして、校内LANの整備とアクセスポイントの整備で、中学校分として1,820万円を追加で補正するものでございます。

続いて、96、97ページをご覧ください。

この中、下のほう、教育費のうちの4項社会教育費のうち、公民館教室運営費、報償費、各種公民館教室講師謝礼でございますが、英会話教室などの希望者が減り、開講数、こま数が減ったため、減額の80万円をするものでございます。

続きまして、98、99ページをご覧ください。

上の臨海運動公園管理運営費でございますが、15節工事請負費につきましてものトイレ改修工事は、予算を計上いたしましたが、平成30年度の予備費で対応いたしましたため、53万8,000円を減額するものでございます。

続きまして、10款災害復旧費のうちの1項農林水産施設災害復旧費でございますが、このうちの農業関係災害復旧事業、13節委託料、農地農業用施設災害復旧委託料といたしまして500万円。これについては、弁天池の災害復旧工事用の設計及び土質調査費でございます。同じく15節工事請負費、農地農業用施設災害復旧工事、これは弁天池の災害復旧工事費のほうで、1,500万円を合わせて計上するものでございます。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。

52、53ページでございますが、まず、町税におきましては、全て決算見込みに伴う減額でございます。

続きまして、地方譲与税につきましても実績見込みの金額でございます。

3款利子割交付金、1項利子割交付金につきましては、県の交付金の精算に伴う減額でございます。

なお、ここから株式譲渡、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税、自動車取得交付税までは、全て県の試算に基づいた県税の交付金の精算に伴うものでございます。

続きまして、54、55ページをご覧ください。

一番上の9款環境性能割交付金につきましても、県税交付金の精算に伴う減額でございます。

続きまして、11款地方交付金でございますが、これも普通交付税の交付決定に伴う増額でございます。

続きまして、13款分担金及び負担金でございますが、これは各保育所の人数、入所人数等による保育料の精算に伴う増減でございます。

14款使用料及び手数料につきましては、各施設の使用料の実績見込みによる減額でございます。

15款国庫支出金、1項国庫負担金については、これも各給付交付金の精算に伴う増減でございます。

同じく15款国庫支出金のうちの2項国庫補助金、これにつきましては、各事業費の歳出のほうでございますが、この精算に伴う増減になっております。

続きまして、56、57ページをご覧ください。

16款県支出金、県負担金につきましては、各種県負担金の事業等の精算に伴う増減になっております。

なお、その下、県支出金のうちの2項県補助金のうちの農林水産業費県補助金のうちの農業費補助金でございますが、先ほどご説明した担い手確保及び経営強化支援事業補助金として、2,481万8,000円が追加で補正されているものでございます。

続きまして、58、59ページをご覧ください。

同じく16款県支出金、3項委託料につきましても、各委託事業の精算に伴う増減でございます。なお、選挙委託費については、先ほど説明いたしましたように、千葉県議会選挙につきましてもは無投票となったことによる減額補正でございます。

また、17款財産収入、1項財産運用収入についても、全て利子の精算で増額となっているものでございます。

17款財産収入のうちの2項財産売払収入でございますが、466万3,000円につきましては、7区の1の町有地の売却に伴う増額でございます。

18款寄附金におきましては、ふるさと応援寄附金の精算に伴う増額でございます。

19款繰入金につきましては、全て各充当事業費の精算に伴い、各基金の精算を行っているもので、各増減でございます。

最後、20款繰越金のうちの繰越金でございますが、これも前年度繰越金の精算に伴う増額で、9,936万3,000円でございます。

続いて、60、61ページをご覧ください。

21款諸収入につきましても、事業の精算に伴う減額となっております。

同じく諸収入のうちの4項雑入につきましては、各受託事業の収入による精算でございます。

最後、22款町債におきましては、まず、公共事業等債につきましては、町道1-7号線道路改良事業費総額の減によるもので△の100万円、また、教育債といたしまして、学校教育施設等整備事業債として2,680万円につきましては、先ほどご説明いたしました校内ネットワーク、アクセスポイント、キャビネット等の整備事業に充てるものでございます。

説明については以上でございます。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

8番、藤乗一由君。

○8番（藤乗一由君） 何点かお聞きしたいと思います。

最初に、87ページの、先ほど簡単に説明はありましたが、都市計画事務運営費の中の委託料で、都市計画道路見直し検討調査委託料、都市計画変更図書作成委託料と合わせて552万6,000円とありますが、これは委託分としての全部ということなんでしょうか、あるいは、今年度事業で間に合わないため減額したということですが、一部分ということなんですかということと、これの恐らく原資に当たる部分は、55ページの国庫支出金、土木費国庫補助金の2の部分ですか、2節の部分に当たるのかなと思うんですが、連動しているんだと思うんですけども、その辺のところをちょっと確認させていただきたいというのが1つ。

それから、教育関係のほうですが、教育扶助費の中で、準要保護、それから要保護、特別支援教育就学援助金とかという、その辺のところは各項でかなり減額になっているんですけども、人数の想定の内容と違って来たということのような説明だったかとは思いますが、それにしても結構金額が大きいので、その想定というのがどういうふうにされていて違って来たのかということをちょっと教えてください。

さらに、67ページですか、公共施設整備基金というのがありますが、これは基金として4万3,000円という積立金という形なんですけども、目的は公共施設の今後の整備ということだと思ってしまうんですけども、その辺のところの確認と、年度内で総額どれだけこれは基金として積

み立てているのか、あるいは現在額はどれほどのものかというところを教えてください。

もう1点ですけれども、65ページの東京五輪準備事業、機運醸成等委託料、これは手前の説明の資料では1,500万円余りということですが、金額的に非常に大きいと。フラッグ、横断幕等というような話ですが、その辺のところ、中身にしてはかなり金額が大き過ぎるかなというふうに思ってしまう部分がありますので、その辺のところを再度説明をお願いしたいと思います。

以上、4点だと思いますが。

○議長（小安博之君） 答弁願います。

土屋都市環境課長。

○都市環境課長（土屋 勉君） 87ページの都市計画の委託料なんですけれども、都市計画道路3路線の見直しの委託料になります。それで、県のほうにお願いをしてあった部分に関しまして、そのお願いというのは道路の架け替えですね。架け替えというか振り替え。その結論がまだ出なかったもので、3路線についての見直しを今回できなかつた。県のほうからの回答が早くこっちにいただけなかつたもので、見直しのほうが中止になった経緯で減額されております。

（「その部分だけなんですか」と呼ぶ者あり）

○都市環境課長（土屋 勉君） そうですね、3路線部分です。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに、答弁。

峰島教育課長。

○教育課長（峰島勝彦君） それでは、藤乗議員の、97ページの教育扶助費の関係でよろしいでしょうか。

当時、準要保護生徒就学援助金という形で、当初は25名の予定でございましたけれども、申請のほうは17名だったと。特別支援教育就学援助金のほうについては、やはり5名という形で当初予算を組んでおったんですが、2名という形の中の、それぞれ申請者の減という形で金額もこれだけの差があったとなっております。

（「小学校についても……」と呼ぶ者あり）

○教育課長（峰島勝彦君） そうです、はい。

以上です。

○議長（小安博之君） 答弁、あと2点ありましたけれども。

総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 67ページの公共施設整備基金について、この4万3,000円については利子でございます。年度中の利子については条例に基づいて積み立てなければならないと決まっておりますので、今回これを積み立てるものでございます。

なお、申し訳ありませんが、総額については、ちょっと現在、手持ち資料がございません。以上です。

○議長（小安博之君） あと、フラッグ。

高田オリンピック推進課長。

○オリンピック推進課長（高田 亮君） それでは、65ページの機運醸成委託料の関係ですけれども、藤乗議員の、1,574万6,000円の金額が高いか安いかわわれれば、決して安くない額ではございます。

ただ、この都市装飾につきましては、サーフィン競技開催地であります一宮町が国内外から訪れる多くの皆様をお迎えする上で必要最小限のおもてなしの表現でありまして、町内のオリンピック大会機運醸成にも役立つものであり、さらには町を世界中に印象づけることにもつながるものであり、ぜひ実施したい事業でございます。ご理解いただきたいと思っております。以上です。

○議長（小安博之君） ありがとうございます。

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、討論を終結いたします。

これより、日程第17、議案第11号 令和元年度一宮町一般会計補正予算（第8次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

会議途中ですが、ここで15分程度の休憩といたします。会議再開は16時半といたします。

休憩 午後 4時13分

再開 午後 4時30分

○議長（小安博之君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。

念のため会議規則第8条第2項により、本日の会議時間を午後6時まで延長したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、午後6時まで延長することに決定いたしました。

塩田総務課長。

○総務課長（塩田 健君） 申し訳ありません。先ほどの藤乗議員の公共施設整備基金についてお答えいたします。

元年度末の現在高といたしましては、1億4,616万2,000円でございます。

なお、使用につきましては今年度もアクセスポイントの更改工事等で998万4,000円を使用しているところでございます。

また令和2年度におきましても、公共施設整備基金のほうから1,282万5,000円を使用してファイルサーバーや中学校内の壁面工事、公民館の和室の空調設備等を整備する予定でございます。

以上です。

◎議案第12号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） それでは、日程第18、議案第12号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第12号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定についてご説明をいたします。

議案つづりの107ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,154万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億9,848万8,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、年度末の決算見込みによる精算が主なものとなっております。

それでは、歳出よりご説明をいたします。

116ページをお願いいたします。

1段目から3段目までの1款総務費でございますが、右側のページ、説明欄の上から、一般職人件費につきましては、人事院勧告による給与改定等に伴います補正となっております。

その下、運営事務費、賦課徴収事務費、協議会運営費につきましては、レセプト点検委託料など、事業執行の実績等により補正をするものでございます。

左のページに戻りまして、上から4段目の2款1項療養諸費でございますが、2目退職分の療養給付費につきましては、退職者医療制度の経過措置期間が、この3月末で満了となり廃止されます。その影響により170万円を減額するものでございます。

その下、3目一般分の療養費、5目審査支払手数料は、実績等の見込みによりそれぞれ減額としてございます。

一番下の段、2項2目退職分の高額療養費でございますが、こちらの70万円の減についても、制度廃止に伴う加入者の減によるものでございます。

118ページをお願いいたします。

上段の3項1目の出産育児一時金でございますが、実績等の見込みから129万2,000円を減額いたしました。

その下、2段目、3段目、4段目の3款国民健康保険事業費納付金につきましては、それぞれ県通知を受けて精算をするものでございます。

続いて、6款保健事業費でございますが、5段目、1項特定健康診査等事業費、一番下の2項保健事業費につきましては、集団検診ほか、事業執行の実績等によりそれぞれ減額をするものでございます。

120ページをお願いいたします。

7款基金積立金でございますが、1,861万3,000円を増額し、基金に積み立てるものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

112ページをお願いいたします。

1款国民健康保険税でございますが、退職分の保険税、現年分、滞納繰越分についての補正となります。こちらの退職者医療制度の廃止に伴う影響により減額となっております。

2款使用料及び手数料でございますが、督促手数料の収納実績に応じて増額をするものでございます。

3 款県支出金でございますが、右ページの 1 節普通交付金は医療給付費の実績等による見込みから1,301万9,000円を減額いたします。また、2 節特別交付金は県から示された交付決定等により、全体で1,653万円を減額するものでございます。

4 款財産収入につきましては、基金の利息でございます。

5 款繰入金でございますが、右ページ、1 節と 2 節の基盤安定繰入金の減額は県から示された交付決定によるもので、また、3 節出産育児一時金等、4 節職員給与費等の繰入金の減額は、それぞれ実績等の見込みによるものでございます。

6 款繰越金につきましては、前年度の繰越金でございます。

7 款諸収入でございますが、1 項 1 目の延滞金は、現年分と過年度分の延滞金で319万1,000円を増額するものでございます。

一番下の 3 項 1 目の第三者納付金の増額は、交通事故など第三者行為に伴う納付金でございます。

114ページをお願いいたします。

5 目雑入の減額は、特定健診に係る受診者負担金について、事業執行の実績により精算をするものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、討論を終結いたします。

これより、日程第18、議案第12号 令和元年度一宮町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第13号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第19、議案第13号 令和元年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常麿君） それでは、議案第13号 令和元年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの127ページをご覧ください。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,120万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11億54万6,000円とするものでございます。

今回の補正は、決算見込みによる精算でございます。

初めに、歳出の主なところをご説明いたします。

136ページをご覧ください。

上から3段目、1款4項計画策定委員会費133万4,000円の減額につきましては、第8期計画の策定に関連した調査2件について、入札残金を精算するものでございます。

その下、2款1項介護サービス等諸費につきましては、次のページ、138ページの上段になりますが、227万円の減額であります。それぞれ決算見込みによる精算となりますが、傾向といたしまして、居宅での介護が減少し、施設を利用した介護が増加傾向となっております。

1つ飛ばしまして、3項高額介護サービス等費210万円の増額につきましては、サービス費の決算見込みによる増額補正でございます。

1つ飛ばしまして、3款1項介護予防・生活支援サービス事業費の530万1,000円の減額につきましては、主に通所型など総合事業の決算見込みによる精算でございます。

続きまして一番下段、3項包括的支援事業・任意事業費は、次のページになりますが、39万2,000円の減額であります。包括支援センターの人件費をはじめ、任意事業費などの精算で、それぞれ決算見込みによるものでございます。

1つ飛ばしまして、4款基金積立金1,069万4,000円の増額につきましては、今後の給付費等の増加を見込み、余剰金を基金に積み立てするものでございます。

その下から次のページになりますが、5款諸支出金につきましては、30年度実績の確定に伴い、それぞれ超過交付分の返還金を計上するものでございます。

続きまして、歳入に移ります。

132ページにお戻りください。

一番上段、1款保険料の281万5,000円の減額につきましては、昨年10月の消費増税に伴う低所得者への保険料軽減措置による減額等でございます。

1つ飛ばしまして、3款国庫支出金から、下から2番目の7款繰入金まで。こちらはいずれも歳出の決算見込みに合わせ、定率により財源を補正するものでございます。

続きまして、一番下段になりますが、8款繰越金2,007万2,000円の増額につきましては、前年度繰越金を全額予算化するものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小安博之君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、討論を終結いたします。

これより、日程第19、議案第13号 令和元年度一宮町介護保険特別会計補正予算（第2次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第14号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第20、議案第14号 令和元年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 議案第14号 令和元年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの147ページをお願いいたします。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ379万1,000円を追加し、歳入歳出予算の

総額を歳入歳出それぞれ1億5,658万1,000円とするものでございます。

今回の補正につきましては、年度末の決算見込みによる精算が主なものとなっております。
それでは、歳出よりご説明をいたします。

154ページをお願いいたします。

1款の総務費につきましては、人事院勧告の給与改定等に伴う増額となっております。

2款1項1目広域連合納付金653万4,000円の増及び同項2目基盤安定拠出金276万9,000円の減については、広域連合から示された額によるものでございます。

次に、歳入についてご説明をいたします。

152ページをお願いいたします。

1款1項1目特別徴収保険料471万3,000円の増、2目普通徴収保険料142万3,000円の増については、実績等の見込みによるものでございます。

3款繰入金でございますが、こちらについては2目保険基盤安定繰入金277万円の減が主なもので、保険基盤安定制度負担金の決定によるものでございます。

4款繰越金は、前年度の繰越金でございます。

5款諸収入でございますが、雑入65万3,000円の増は、賦課徴収業務に関する郵送代等の実績に応じ、広域連合から町に対し業務委託料の支払いがあるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（小安博之君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第20、議案第14号 令和元年度一宮町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第15号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第21、議案第15号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 議案第15号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2次）議定についてご説明いたします。

議案つづりの159ページをご覧ください。

第1条になります。歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ124万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,524万6,000円とするものでございます。

それでは初めに歳出からご説明いたします。

議案つづりの166、167ページをご覧ください。

一般管理費ですが、人件費、給料の職員手当のほか、精算に伴い一般事務費を減額補正するものでございます。

続きまして、歳入ですが、164、165ページをご覧ください。

1款分担金及び負担金でございますが、原地区1件、そして東浪見地区2件の新規加入に伴う増額分を補正するものです。

2款使用料及び手数料につきましては、3地区の滞納繰越分の使用料を増額補正するものです。

4款財産収入につきましては、財政調整基金の利子分を増額補正するものです。

そして5款繰入金につきましては、繰越金のほか、分担金及び負担金などの増により減額補正を行うものです。

そして最後、6款繰越金につきましては、前年度の繰越金の確定による補正となっております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（小安博之君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第21、議案第15号 令和元年度一宮町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2次)議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎議案第16号～議案第20号の上程、説明、委員会付託

○議長(小安博之君) 日程第22、議案第16号 令和2年度一宮町一般会計予算議定について、日程第23、議案第17号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第24、議案第18号 令和2年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第25、議案第19号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第26、議案第20号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

議案第16号から20号について、順次、提案理由の説明を求めます。

塩田総務課長。

○総務課長(塩田 健君) それでは議案第16号 令和2年度一宮町一般会計予算議定についてご説明申し上げます。

議案つづりではなく、令和2年度予算書をご覧ください。

最初に1ページをお開きください。

第1条でございますが、令和2年度の一宮町一般会計予算の総額を歳入歳出それぞれ49億600万円と定めるもので、前年度に比べ2億2,500万円の増加でございます。

新年度では、上総一ノ宮駅東口整備事業4億1,618万円や、公共下水道施設、一宮町中央ポンプ場整備事業1億5,036万円など、幾つかの大型事業が重なったことから予算規模が増加となるもので、一宮小学校北校舎の建て替えなどを行った平成16年度に次ぎ、過去2番目の予算規模でございます。

第2条以下につきましては、地方債の設定や一時借入金の限度額、歳出予算の流用の特例について、それぞれ定めるものでございます。

続きまして、歳入歳出の概要を申し上げます。

予算書の9ページ、歳入歳出予算事項別明細書をご覧ください。

最初に歳入でございますが、増減の大きなものをご説明いたします。

初めに、16款の国庫支出金でございます。前年度に比べ、1億918万円増加の5億2,148万2,000円を計上いたしました。こちらは保育料無償化に伴う子供のための教育・保育給付交付金や、一宮町中央ポンプ場整備に係る社会資本整備総合交付金の増加などが主な要因となり、増額となったものでございます。

続きまして、17款の県支出金をお願いいたします。前年度に比べ1億1,773万7,000円の増加の5億8,944万4,000円を計上しております。こちらは上総一ノ宮駅東口整備事業補助金の増加が主な要因でございます。

次に、20款の繰入金でございます。前年度に比べ、1億1,310万8,000円の減少の2億9,703万4,000円を計上いたしました。こちらは今年度実施いたしました、いちのみや保育所増築事業や釣ヶ崎海岸施設建築事業が終了したことにより、保育所整備基金繰入金やふるさと応援基金繰入金などが減少したほか、国県補助金の積極的な活用により、基金繰入金全体で減少となるものでございます。

続きまして、歳入の最後に23款の町債をお願いいたします。こちらは引き続き防災行政無線デジタル化事業や、上総一ノ宮駅東口整備事業などに伴う借入れのほか、公共下水道施設、一宮町中央ポンプ場整備事業について借入れをするもので、前年度に比べ1億3,750万円増加の4億1,390万円を計上いたしました。

続きまして、予算書の11ページをご覧ください。

歳出でございますが、こちらも増減の大きなものを説明させていただきます。

2款の総務費でございます。前年度に比べ1億4,994万円増加の13億550万6,000円を計上しております。こちらは歳入でも申し述べました上総一ノ宮駅東口整備事業をはじめ、町独自イベント管理運営事業や釣ヶ崎海岸施設整備本設工事費、また総合戦略や個別施設計画の策定事業など、新たな取組による増加が主な要因でございます。

続きまして、3款の民生費でございます。前年度に比べ4,749万7,000円減少の、11億9,935万3,000円を計上いたしました。こちらは児童福祉費の人件費の増加などもございましたが、いちのみや保育所増築事業の終了が主な要因となり、減少となっております。

続きまして、7款の土木費でございます。前年度に比べ9,570万3,000円増加の3億1,315万8,000円を計上いたしました。こちらも歳入と同様でございますが、一宮町中央ポンプ場整備の公共下水道施設整備事業着手による増加が主な要因となっております。

最後に、11款の公債費でございます。前年度に比べ3,281万3,000円減少の3億1,114万6,000円を計上しております。こちらは毎年の償還により、減少となったものでございます。

以上、簡単ではございますが、第16号議案につきましてご説明申し上げました。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（小安博之君） 鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 予算書の159ページをお願いいたします。

こちらについて、議案第17号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定につきまして、ご説明申し上げます。

令和2年度一宮町の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ14億7,196万9,000円と定めるものでございます。前年度比0.79%の減となっております。

本予算でございますが、世帯数2,020世帯、被保険者数3,380人、前年度比95人の減で見込み、実績に基づいた数値や県からの通知、決算見込み等により、計上のほうをいたしました。なお、令和2年度は被保険者数の減少が見込まれるものの、大きな事業変更はないため、ほぼ前年度並みの予算となっております。町としては、県広域化3年目を迎えますが、被保険者数の減少に伴う保険税の減少を考慮しつつ、医療費と県納付金の推移を注視しながら慎重な保険税率の審議をして、健全な財政運営を進めていきたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小安博之君） 森福祉健康課長。

○福祉健康課長（森 常磨君） 続きまして、議案第18号 令和2年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてご説明いたします。

予算書の197ページをご覧ください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ11億91万4,000円と定めるものでございます。この予算規模でございますが、前年度に比べ1.5%、1,626万円の増加でございます。今年の2月末現在における65歳以上の高齢者、いわゆる第1号被保険者の数であります3,989人であり、前年の同時期と比べ9人の減少、高齢化率は32.07%でございます。

令和2年度は第7期事業計画の最終年度となりますので、当該計画の検証を行うほか第8

期事業計画の策定や地域包括ケアシステムのさらなる推進、高齢者の閉じ籠もりや認知症の予防を目的とした各種教室の充実など、今年度に引き続き第7期事業計画に沿った事業に取り組んでまいります。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小安博之君） 鎗田住民課長。

○住民課長（鎗田浩司君） 予算書の239ページをお願いいたします。

議案第19号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定につきましてご説明申し上げます。

令和2年度一宮町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算の総額は歳入歳出それぞれ1億7,109万5,000円と定めるものでございます。前年度比11.98%の増となっております。後期高齢者医療制度は75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害がある方が対象で、千葉県内の全ての市町村が加入する千葉県後期高齢者医療広域連合が主体となって運営されています。今回の予算は被保険者数を2,069人、前年度比25人増で見込み、広域連合からの通知や実績に基づいた通知等により、所要額を計上しております。

また、令和2年度は2年に一度の保険料率改定の年になります。均等割額が現行の4万1,000円から2,400円増加の4万3,400円、所得割率が現行7.89%から0.5%増の8.39%となるもので、令和2年2月17日に開催されました令和2年第1回千葉県後期高齢者医療広域連合議会におきまして可決されたものでございます。年々増加する被保険者と医療費、それに応じた保健事業を見込んだ予算となっております。

以上、簡単ではございますが説明を終わります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（小安博之君） 田中産業観光課長。

○産業観光課長（田中一郎君） 続きまして、議案第20号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてご説明いたします。

予算書の267ページをご覧ください。

第1条でございます。歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,395万5,000円と定めるものでございます。この予算規模は前年度に比べ209万7,000円の減となっております。例年どおり、原、東浪見、北部の3地区の維持管理費の予算となっておりますが、新たに地方公営企業法を適用した公営企業会計への移行に向け、会計システムの構築など、移行に必要な業務委託を計上しております。なお、移行業務につきましては3か年での継続事業とし

て実施してまいります。

次に予算書270ページをご覧ください。

第2表債務負担行為についてご説明いたします。公営企業会計移行支援委託料につきましては記載のとおり、令和3年度から令和4年度までの2か年間、682万円を限度に債務負担行為を設定するものでございます。

その下の第3表地方債につきましては、公営企業会計移行支援委託事業の起債借入れを表のとおり定めるものとするものでございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

○議長（小安博之君） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま提案されました議案第16号から議案第20号までを、お手元に配付した議案付託表のとおり各常任委員会に付託したいと思ひます。これにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、お手元に配付の議案付託表のとおり、議案第16号から議案第20号までを各常任委員会に付託することに決しました。

念のため職員に議案付託表を朗読させます。

諸岡議会事務局長。

（事務局長、議案付託表朗読）

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでした。

◎休会の件

○議長（小安博之君） 日程第27、休会の件を議題といたします。

会議規則第9条第1項により、3月7日、8日、14日、15日は町の休日のため休会です。

お諮りいたします。同条第2項の規定により、3月9日から13日までの5日間を休会といたしたいと思ひます。これにご異議ございせんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認めます。

よって、3月9日から13日までの5日間を休会とすることに決しました。

なお、休会中に各常任委員会を開催されるようお願ひいたします。

◎散会の宣告

○議長（小安博之君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

なお、3月16日の会議は午後2時からといたします。よろしくお願いいたします。

本日はどうもご苦労さまでした。

散会 午後 5時09分

第 1 回 定 例 町 議 会 （ 第 2 号 ）

3 月 16 日 （ 月 ）

令和2年第1回一宮町議会定例会会議録 (第2号)

令和2年3月16日招集の第1回一宮町議会定例会は、一宮町役場議場において開催された。

1. 現在議員は14名で、出席者の議席番号および氏名は、次のとおり。

1番	川城茂樹	2番	内山邦俊
3番	小関義明	4番	大橋照雄
5番	小林正満	6番	鶴沢清永
7番	鶴沢一男	8番	藤乗一由
9番	袴田忍	10番	吉野繁徳
11番	志田延子	12番	森佐衛
13番	鶴野澤一夫	14番	小安博之

2. 欠席議員は次のとおり。

欠席議員なし

3. 地方自治法第121条の規定により出席した者は、次のとおり。

町長	馬淵昌也	副町長	川島敏文
会計管理者	小柳薫	教育長	藍野和郎
総務課長	塩田健	秘書広報課長	鶴岡治美
企画課長	渡邊高明	税務課長	秦和範
住民課長	鎗田浩司	福祉健康課長	森常磨
都市環境課長	土屋勉	産業観光課長	田中一郎
オリンピック推進課長	高田亮	子育て支援課	中山栄子
教育課長	峰島勝彦		

4. 職務のため議場に出席した事務局職員は、次のとおり。

事務局長	諸岡昇	書記	関谷智香子
------	-----	----	-------

5. 本会議に付議された事件は、次のとおり。

日程第一	議案第16号	令和2年度一宮町一般会計予算議定について
日程第二	議案第17号	令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について
日程第三	議案第18号	令和2年度一宮町介護保険特別会計予算議定について
日程第四	議案第19号	令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について

- 日程第五 議案第 20 号 令和 2 年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定について
- 日程第六 発議第 1 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第七 発議第 2 号 千葉外房有料道路の茂原区間の料金の早期無料化に関する意見書について

開議 午後 2時00分

◎開議の宣告

○議長（小安博之君） 皆さん、本日はご苦労さまでございます。

本定例会も本日で最終日となりますが、休会中には、各常任委員会で新年度予算についてご審議をいただき、大変ご苦労さまでした。本日もよろしく願いいたします。

ただいまの出席議員数は14名です。よって、定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（小安博之君） 本日の議事日程を報告いたします。

日程は既に印刷してお手元に配付してあります。これをもってご了承願います。

◎議案第16号～議案第20号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） これより日程に入ります。

日程第1、議案第16号 令和2年度一宮町一般会計予算議定について、日程第2、議案第17号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定について、日程第3、議案第18号 令和2年度一宮町介護保険特別会計予算議定について、日程第4、議案第19号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定について、日程第5、議案第20号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを一括議題といたします。

本案は各常任委員会へ付託をしてございます。これより各常任委員会の報告を求めます。

最初に、総務常任委員会の報告を求めます。

総務常任委員会委員長、藤乗一由君。

○総務常任委員長（藤乗一由君） 8番、藤乗です。

それでは、総務常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会に付託された案件は、議案第16号 令和2年度一宮町一般会計予算のうち、歳入全般及び歳出のうち、1款議会費、2款総務費の一部、8款消防費、11款公債費、12款諸支出金、13款予備費です。

審査は、3月9日に関係課長及び担当職員の出席を求め、慎重に審査を実施しましたので、その経過と結果についてご報告申し上げます。

出席委員は、委員長 藤乗一由、副委員長 袴田 忍、委員 森 佐衛、委員 大橋照雄の4名です。なお、本委員会の書記は、総務課の大橋副主査です。

まず、議案審議に先立ち、現場踏査を実施いたしました。

初めに、上総一ノ宮駅東側を視察し、東口広場整備事業について説明を受け、スロープ及び看板設置箇所の確認をいたしました。

次に、釣ヶ崎海岸を視察し、施設整備本工事について説明を受けました。完成した施設を確認するとともに、工事箇所などについて確認しました。

最後に、東浪見コミュニティセンター脇に設置された防災行政無線屋外子局を視察し、防災行政無線デジタル化工事について説明を受けました。

続いて、午前10時45分からは付託された議案審議に入りました。

初めに、財政全般について申し上げます。

令和2年度予算案の一般会計総額は49億600万円で、前年度に対し2億2,500万円の増額となっているとの説明を受けました。

続きまして、歳入についての審査結果を申し上げます。

歳入の根幹である町税収入については、個人町民税、固定資産税、鉱産税は増額となり、法人税、軽自動車税、たばこ税、入湯税は減額になります。町税全体では14億1,817万円となり、228万7,000円の減額となります。

地方交付税については、昨年度と同額の10億5,000万円となります。

続きまして、法人事業税交付金については、法人町民税法人税割の税率引下げに伴う措置として新設された交付金で、千葉県の実算額により算定し、500万円となります。

県支出金については、上総一ノ宮駅東口整備事業補助金が主な要因となり、前年比1億1,773万7,000円増額の5億8,944万4,000円となります。

続きまして、寄附金については主にふるさと納税でございますが、前年比500万1,000円増額の6,501万5,000円となります。

続きまして、繰入金については、今年度実施いたしました釣ヶ崎海岸広場の進入路拡幅事業や施設建築事業が終了したことなどにより、前年比1億1,310万8,000円減額の2億9,703万4,000円となります。

続きまして、諸収入については、釣ヶ崎海岸施設建築事業に対するスポーツ振興くじ助成金が事業終了に伴い減少したことにより、前年比3,835万円減額の3,113万3,000円となります。

続きまして、町債については、今年度に引き続き上総一ノ宮駅東口整備事業について借入れをするものが主な要因となり、前年比1億3,750万円増額の4億1,390万円となります。

次に、歳出ですが、総務費の主なものとして、防災行政無線デジタル化工事4,303万9,000円、宿日直業務事業532万4,000円、ファイルサーバ更改工事994万円、東京五輪準備事業の都市ボランティアに係る管理運営委託料1,104万7,000円、オリンピックサーフィン大会開催時のイベント管理運営委託料2,215万円などであります。

続きまして、消防費については、災害対策費用保険125万2,000円などであります。

歳出の最後に公債費については、毎年の償還により減少となっており、3,281万3,000円減額の3億1,114万6,000円です。

次に、審査の過程で出された主な質疑応答について申し上げます。

初めに、総務課です。

防災行政無線デジタル化工事、個別受信機について、個別受信機のモニター調査はしないのか、また、スマホでの受信利用へのシフトはどうするのか、計画はどうなっているのか、また、根拠は調査しているのか、屋外子局の設置数に変更はないのかという質問に対しては、モニター調査を行う予定はない、スマホアプリの使用方法は区長回覧、町ホームページ、防災行政無線及び説明会などでお知らせをする予定である。

計画については、屋外子局34局中、今年度6局が完了しているので、残り28局を令和6年年度までにデジタル化が完了し、個別受信機は3年間非課税の65歳以上の方のみの高齢者世帯に対して無償貸与をする。その他の世帯には有償での貸与とし、年間200台を購入し、順次デジタル化へと切り替える計画である。

住民に対する調査は行っていないが、総務省の調査や全国の自治体の取組事例を参考にしている。また、屋外子局の数は現状と同じであるとの答弁がありました。

災害対策費用保険について、内容の変更はあるのか、また、昨年の利用状況についての質問がありました。これに対しましては、内容は昨年と同様であるが、九州地方の災害で利用が多かったことにより保険料が増額となった。また、昨年の台風15号からの一連の災害は、災害救助法が適用となったため、保険の利用はないとの答弁がありました。

個別施設計画策定委託料について、業者任せの内容でよいのか、業者の選考についてはどうか、内容と経過のチェック体制、有効活用が可能かという質問に対しましては、あくまで計画策定の支援に関する業務であり、担当課とのヒアリングや施設マネジメントに関する指導や助言をもらい、全庁的な取組となる。業務に精通し、実績のある業者の中から指名競争

入札を行う予定である。担当課・管財管理課と業者で段階的に打合せを行い、課題の整理、進捗確認を行って進めていく。また、公共施設を維持する予算確保は今後厳しくなるため、策定した計画を基に長期的な視点を持って更新、統廃合、長寿命化を行うために活用していきたいとの答弁がありました。

さらに、ストレスチェックは調査票のみの実施かという質問に対しましては、産業医に報告し、高ストレス者へ個別に通知した上、個別面談を行うとの答弁がありました。

PCB廃棄物廃棄処理の金額の算定と今後の処理計画はという質問に対しましては、令和2年に高濃度安定器を搬入可能な形態に加工する作業料と、低濃度の変圧器並びに低濃度の安定器の処理費用とするものである。現存する施設の中で公民館のみ調査が未完で、新たなものが発見される可能性があるとの答弁がありました。

広報は区に加入していないと入手できないかという質問がございました。個人で取りに来る場合や、集合住宅単位で取りに来る場合があるとの答弁がありました。

町長交際費が長生郡内で統一されたものかという質問に対しましては、統一されたものではないとの答弁があります。

企画課では、総合戦略策定料の根拠と業者選定、内容の確認はどのようになっているのかという質問に対しましては、県内町村に実績がある業者を選定し、見積りを取り、計上しており、業者選定にはプロポーザルまたは指名入札を予定している。内容確認は管理職で構成される推進本部と、外部有識者により構成される会議にて協議を行うとの答弁がありました。

釣ヶ崎海岸施設整備工事後の管理運営のための経費はどのように考えているかという質問に対しましては、日常管理を管理人設置または清掃業務委託のいずれかで検討している。千葉県が整備する駐車場や芝生広場の管理は千葉県が行うとの答弁がありました。

釣ヶ崎海岸施設本設工事は、組織委員会の仮工事を利用し、経費を抑えることはできないのかという質問に対しましては、仮設管撤去の際、本設管の埋設が可能となり、その分の費用が抑えられた額で計上されているとの答弁がありました。

ふるさと納税の推移と消費税増税の影響はどうかという質問に対しましては、平成30年10月に返礼割合が5割から3割となった影響で激減したが、消費税増税後の11月と12月は倍増しており昨年並みの寄附額が見込まれるが、増税の影響かどうかは不明であるとの答弁がありました。

オリンピックサーフィン競技期間中、職員は会場内で職務を行うのかという質問に対しましては、会場内へは職員は入れないとの答弁がありました。

オリンピックが中止された場合の町の経済損失はどうかという質問に対しましては、既に支出済の都市ボランティアの研修費、その他の事業費約3,000万円と、宿泊のキャンセルや来訪者の減少が想定されるとの答弁がありました。

次に、小・中学生の大会観戦について、熱中症を心配する声もあるが、対策をどうするかという質問に対しましては、砂浜については現状では日陰はないが、組織委員会も必要性を理解している。なお、フェスティバルスペースには日陰はある。教育課とも観戦する時間帯について協議をしているとの答弁がありました。

次に、税務課です。

コンビニ収納は増加しているか、また、クレジットカード払いが可能かという質問に対しましては、コンビニ収納は増加してきている。クレジットカード払いは現在は行っていないとの答弁がありました。

以上が主な質疑ですが、続いて、昨年度の要望事項について報告いたします。

地域防災計画に基づき、公共建物や避難施設等の安全性を十分確保する整備計画作成に早急に取りかかることを要望したところ、令和2年度に個別施設計画を策定し、改修補修を行う。その際、優先順位を見極め、適正な整備を進めていく考えです。地域の実情、住民の意見を反映させていく所存ですとの答弁がありました。

また、地域防犯計画作成に向けた準備に取り組むことを要望したところ、カメラつき防犯灯の設置基準を作成し、地域防犯計画については、先進地の取組を研究し、総合的な防犯計画策定に取り組んでまいりますとの答弁があり、了としました。

最後に、2点、今年度の要望事項を申し上げます。

1、町の財政や状況を考えてみると歳入増が望ましいが、まずはふるさと納税などを通じ、町と町内事業者が潤うように、職員全体でアイデアを出し合い、意欲的に取り組めるような環境づくりを求める。

2、オリンピック開催を控え、釣ヶ崎海岸関連施設、関連イベントや、上総一ノ宮駅と周辺整備など、多額の支出が見込まれる。工事を伴う事業の場合は、手戻りにならないよう無駄な出費をなくし、イベント等にも町や事業者の活性化につながるような計画的な事業推進を求める。

以上の質疑を踏まえ、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

総務常任委員会の報告を終わりといたします。

令和2年3月16日。

総務常任委員会委員長、藤乗一由。

一宮町議会議長、小安博之様。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでした。

次に、経済常任委員会の報告を求めます。

経済常任委員会委員長、小林正満君。

○経済常任委員長（小林正満君） 5番、小林です。

経済常任委員会の報告を申し上げます。

本委員会では、3月6日の本会議におきまして審査を付託されました議案第16号 令和2年度一宮町一般会計予算のうち、2款総務費の一部、4款衛生費の一部、5款農林水産業費、6款商工費、7款土木費、10款災害復旧費及び議案第20号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算について、3月9日午前9時より審査を実施いたしました。

出席委員は、委員長 小林正満、副委員長 志田延子、委員 小安博之、委員 鶴沢清永、委員 内山邦俊の5名です。なお、本委員会の書記は産業観光課主事、西森 徹です。

初めに、各担当課の案内により、JR上総一ノ宮駅東口、一宮町中央ポンプ場及び弁天池において現場踏査を実施いたしました。

続いて、同日午前11時より、一宮町役場委員会室3におきまして、関係職員の出席を求め、議案の審査を実施いたしましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

まず、議案第16号の一般会計予算について申し上げます。

歳出の主なものといたしまして、2款総務費、1項総務管理費、8目まちづくり推進費の12節委託料のうち、上総一ノ宮駅東口整備事業委託料4億1,618万円については、現在6月下旬の供用開始に向けて計画どおりであるとのことでした。

4款衛生費、1項保健衛生費、5目クリーン一宮推進事業費は1億4,609万3,000円の予算で、昨年よりも1,729万3,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、長生郡市広域市町村圏組合負担金の増と、一宮聖苑組合負担金の増によるものです。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費は4,131万8,000円の予算で、昨年よりも665万1,000円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、農業振興地域整備計画策定委託料及び「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金の減によるものです。

5款農林水産業費、1項農業費、5目農地費は5,978万円の予算で、昨年よりも1,741万

6,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、土地改良区補助金及びため池整備事業においてハザードマップ作成、大欠池の基本計画策定による増です。

6款商工費、1項商工費、3目観光費は6,563万1,000円の予算で、昨年よりも41万1,000円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、新規事業費としてオリンピック時期の上総一ノ宮駅周辺のWi-Fi整備による増はあるものの、来年度は花火大会の中止があり、その差引きによる減です。

7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費は1,315万6,000円の予算で、昨年よりも708万4,000円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、道路パトロール車の購入費及び排水施設維持管理事業費の減によるものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、2目道路維持費は1,133万3,000円の予算で、昨年よりも76万1,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、町道維持補修工事の減と、新規事業として上総一ノ宮駅東口管理運営事業の増との差引きによるものです。

7款土木費、2項道路橋梁費、3目道路新設改良費は5,236万2,000円の予算で、昨年よりも1,973万9,000円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、道路改良工事費の減によるものです。

7款土木費、4項都市計画費、1目都市計画総務費は2,879万6,000円の予算で、昨年よりも638万1,000円の減となっております。減額の主な理由といたしましては、都市計画変更図書作成委託料及び都市計画道路見直し検討調査委託料が減になったためです。

7款土木費、4項都市計画費、2目都市下水道費は1億6,105万3,000円の予算で、昨年よりも1億2,956万9,000円の増となっております。増額の主な理由といたしましては、中央ポンプ場関係の公共下水道施設整備事業委託料が新たに計上されたことによるものです。

次に、本委員会から昨年要望いたしました3つの案件に関しまして回答がございましたので、その概要を要約して申し上げます。

県道30号線（一宮町東浪見新浜地先）における道路排水不良について、引き続き道路管理者である長生土木事務所に対し改善要望を行っていくとの要望に対しては、長生土木事務所に対し、電話並びに書面で数回要望をしているが、県としても優先順位があり、いまだに実施するに至っていないが、堆積土についての撤去の際、土壌分析調査が必要となり、今回、県で調査は行ってもらえることになったとの答弁がありました。

海岸駐車場南側の整備について、引き続き県との調整を密に図り、早急な整備を要望するとの要望に対しては、海岸駐車場南側の整備について、昨年度、県補助金制度の見直しが行

われ、事業自体が中止になり、実施することができなかった。しかし、今年度は見直しにより事業採択され、南側駐車場が整備されました。今後も県の補助事業を活用し、北側駐車場も整備し、さらなる集客に努めるとの答弁がありました。

原地区農業集落排水処理施設について、更新の際には莫大な予算と相当な期間を要することが想定されるため、現段階から計画的な検討を進めていくことを要望するとの要望に対しては、原地区農業集落排水処理施設の更新については、施設の現状に応じて最適な方法で行う必要があることから、平成25年度に現状把握のため、機能診断調査を行い、その結果を踏まえた最適整備計画の策定を行いました。

今後のスケジュールとしては、令和5年度の工事着工を目指し、今年度は調査、計画策定を行い、令和2年度は事業採択申請、令和3年度は実施設計と法手続を行います。

なお、財源につきましては、国庫補助事業を活用し、事業を実施していく予定であるとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

初めに、都市環境課関係について申し上げます。

7款2項2目、上総一ノ宮駅東口管理運営事業について、もともとあったエレベーターはJRで保守点検を行っているのですが、それと一緒にできないのかとの質疑に対して、まだ計画の段階ですが、合理性を考えて、JRと一緒にお願いしたほうが経費も安くできるのではないかと考えており、今後も検討をしていきたいとの答弁がありました。

4款1項6目、環境審議会運営費について、環境審議会委員とあるが、環境パトロール員と同じなのか教えてくださいとの質疑に対して、環境パトロール員は不法投棄監視員なので、環境審議会委員とは別の方ですとの答弁がありました。

続いて、産業観光課関係について申し上げます。

6款1項2目、お買物・観光循環バス運行事業について、期間限定ではなく、年間を通して運行できるような方法はないのか、コースについても現在は主要道路を通るようになっているのだが、お年寄りのことを考え見直しは可能かとの質疑に対して、循環バスについては、利用者からの通年運行の声は上がっており、町としても通年運行に近づけるために、今年度、10日間ではあるが延長して運行している。しかし、予算的に通年運行であると2倍以上の経費がかかってしまうので、今後、別の方法を検討しながら、通年運行に近づけていけたらと考えている。コースについても各停留所における乗降客数のデータを取っており、それを踏まえて今後検討をしていきたいとの答弁がありました。

6款1項3目、海岸有料駐車場運営事業のうち、舗装工事については来年度北側駐車場を実施する際、盛土等が発生するのではないかと話があるが、現在、県の河川工事の副産物を利用すれば、その分舗装面積を広げられるのではないかとこの質疑に対し、舗装工事に関しましては、河川工事の副産物の有効活用ができればそれも検討をしていきたいとの答弁がありました。

このほか、一般会計に関する全ての質疑に対し明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、議案第20号の一宮町農業集落排水事業特別会計予算について申し上げます。

予算の総額は、歳入、歳出それぞれ9,395万5,000円であり、対前年比209万7,000円の減となっております。

その中で来年度、1款総務費、1項管理費、1目一般管理費のうち、12節にある公営企業会計移行支援委託料が新たに計上をされています。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

茂原市は水道料金と一緒に使用料の徴収を行っているが、それは一宮町でも可能なのかとの質疑に対し、可能であると思われる。それに関しては、今後調査等を踏まえた中で検討していきたいとの答弁がありました。

このほか、特別会計に関する全ての質疑に対し明快な答弁があり、審査の結果、委員全員の賛成をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、審査の過程において、3点の要望事項がありましたので申し上げます。

1、県道30号線（一宮町東浪見新浜地先）における道路排水不良について、引き続き道路管理者である長生土木事務所に対し、改善要望を行っていくことを要望する。

2、原地区農業集落排水処理施設について、更新の際には莫大な予算と相当な期間を要することが想定されるため、引き続き計画的な検討を進めていくことを要望する。

3、観光循環バスについて、期間、コース及び乗車定員等などについての見直しを要望する。

以上が、本委員会に付託されました議案の審査過程及び結果であります。

これにて、経済常任委員会の報告を終わりといたします。

令和2年3月16日。

経済常任委員会委員長、小林正満。

一宮町議会議長、小安博之様。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでした。

次に、厚生文教常任委員会の報告を求めます。

厚生文教常任委員会委員長、鶴沢一男君。

○厚生文教常任委員長（鶴沢一男君） 7番。

厚生文教常任委員会の報告をいたします。

本委員会は、6日の議会において審査を付託されました議案第16号 令和2年度一宮町一般会計予算のうち、歳出2款総務費の一部、3款民生費、4款衛生費の一部、9款教育費及び議案第17号から議案第19号について、9日午前9時に委員会を開催し、会議及び現場踏査の日程を協議いたしました。

その後、いちのみや保育所、東浪見小学校、一宮小学校、一宮中学校の現場踏査を行い、午前10時30分から委員会室1において、関係職員の出席を求め、慎重に審議をいたしましたので、その経過と結果についてご報告を申し上げます。

当委員会は、委員長 鶴沢一男、副委員長 吉野繁徳、委員 鶴野澤一夫、小関義明、川城茂樹の5名であります。書記は、子育て支援課主査補 小泉綾乃です。

初めに、一般会計予算のうち、歳出2款総務費、戸籍住民基本台帳費について申し上げます。予算額6,467万1,000円で、昨年より677万2,000円の増となっております。主なものは、職員の人件費、住民基本台帳事務費、印鑑登録事務費、戸籍事務費です。

次に、3款民生費について申し上げます。

社会福祉総務費は4,338万2,000円の予算額で、昨年より2,850万5,000円の減となっております。

障害福祉費は2億6,816万2,000円の予算額で、昨年より146万9,000円の増となっております。主なものは、自立支援事業、自立支援医療給付事業、障害児支援事業の扶助費です。

障害者福祉事務運営費の需用費消耗品費のうち、予算額10万円の新規事業としてライフサポートファイルの配布を行います。障害を持った児童などがライフステージごとに代わる支援者からの一貫した支援が受けられるよう、家族や関係機関の情報伝達ツールとして活用されるファイルで、障害者手帳をお持ちの児童など約100名を対象に配布いたします。

老人福祉費は1,986万2,000円の予算額で、昨年より3万5,000円の減となっております。

国民年金事務費については521万円の予算額で、昨年より214万4,000円の減となっております。減額の主なものは人件費であります。

後期高齢者医療費につきましては1億4,663万7,000円で、昨年より93万8,000円の増とな

っております。増額の主なものは、システム改修費と広域連合負担金の増によるものであります。

児童福祉総務費は5億673万9,000円の予算額で、昨年より4,134万9,000円の増となっております。増額の主なものは人件費で、組織改革により昨年4月から子育て支援課が一つの課になりました。また、学童保育事業が教育課から移り、職員数が増えたことによるものです。

青少年問題対策費は9万6,000円の予算額で、遊具の修繕などの児童公園、児童遊園の維持管理に係る費用であります。

児童措置費は1億9,129万7,000円の予算額で、昨年より7万7,000円の減となっております。これは児童数の実績によるものであります。

児童福祉施設費は1,706万7,000円の予算額で、昨年より6,137万6,000円の減となっております。減額の主なものは、公立保育所の増築工事が間もなく完了するためのものです。

次に、本委員会から昨年要望いたしました件について回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

子ども医療費及び高校生等医療費助成制度について、県が助成する対象の拡充、助成基準の見直しを県に対して要望をとの要望に対し、平成30年度の決算では、子ども医療に係る費用の約66%が町負担という状況である。高校生医療については、全額自治体負担であり、県下でも実施している自治体は約3割になっている。この要望を受け、町では、令和元年8月16日に開催された千葉県知事と市町村長との意見交換会にて、子ども医療費助成制度の拡充と国制度創設に向けた働きかけについて、昨年同様に要望をした。今後とも機会があるごとに続けてまいりたいとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

福祉健康課資料の中で、外出支援事業（新にこにこサービス事業）は、前年度予算額0円とのことであるが、新規事業なのか、との質疑に対し、会計年度任用職員制度導入により、非常勤職員から会計年度任用職員に変わるため、賃金が報酬になる等、支出科目が変わったことによるものですとの答弁がありました。

歳入の中長期在留者居住地届出等事務交付金の増額の要因は何かとの質疑に対し、外国人が入国後初めて住民登録する届出（新規上陸後の居住地届出）の件数が増加したものです。31年度は931件と年々増加していますとの答弁がありました。

増築した保育所内に倉庫があったが、新年度はカーテン以外の予算措置がない。棚等はどうするのかとの質疑に対し、基本的には職員室内のロッカーを移動する。後は、旧一宮保育

所の倉庫にあるものを利用するので、新しい備品等の購入は考えていないとの答弁がありました。

学童保育の支援員、補助員を自治体間で取り合っていて、確保のためにも金額を上げたほうがよいという話があったが、どう考えているのか。また、人員確保はできているのかとの質疑に対し、新年度から会計年度任用職員制度が始まり、給与体系もその中で決めることとなる。その中で今回、他の市町村より上げるという検討までは至らなかった。また、人員確保については、平日は配置できているが、長期休業については、学生アルバイトにより不足を補うとの答弁がありました。

次に、4款衛生費について申し上げます。

保健衛生総務費は1億6,684万1,000円の予算額で、昨年より936万円の減となっております。主なものは、職員の人件費と広域市町村圏組合負担金です。

予防費は8,170万2,000円の予算額で、昨年より379万円の増となっております。

予防接種事業では3,588万6,000円の予算額で、427万2,000円の増となっております。

母子保健事業では1,523万4,000円の予算額で、昨年より198万9,000円の減となっております。妊娠届出件数と出生人数を前年度は85人で見込んだものを75人に減らしたことに伴う減額となっております。

健康増進事業では3,058万2,000円の予算額で、昨年より150万7,000円の増となっております。骨髄移植におけるドナー支援事業を新たに実施いたします。これらはドナー登録を推進するため、ドナー及びそのドナーの従事する事業所に対し助成を行うものです。

医療対策費は、中学生までの子ども医療費助成事業と高校3年生相当までの学生にかかる高校生等医療費助成事業で4,317万円の予算額で、昨年より13万円の減となっております。これは前年度実績による計上であります。

保健センター費は884万6,000円の予算額で、23万5,000円の減となっております。内容は保健センター維持管理費となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

集団検診で受診率が低いものがあるが、受診率向上の対策は何をしているのか。また、大腸がんは死亡率が高いのに受診率が低いようだがとの質疑に対し、確かに受診率が下がっている検診もあるので、検診の通知をする際に次の検診案内を入れたり、包括支援センターの教室で声かけするなど、受診者を増やす工夫をしていく。30代の検診は申込制だったものを、令和2年度から全員へ通知するとの答弁がありました。

骨髄ドナー助成の予算計上は1件分を見込んでいるが、追加があれば補正で対応するののかとの質疑に対し、上限が個人7万円と事業所14万円で1件分の計上であるため、追加があれば対応するとの答弁がありました。

次に、9款教育費について申し上げます。

教育総務費は8,463万5,000円の予算額で、昨年より387万4,000円の増となっております。増額の要因は、令和2年度から外国語指導助手（ALT）や各種学校支援員が会計年度任用職員となるため、それに伴う人件費（期末手当等）の増額によるものです。

小学校費は1億2,247万1,000円の予算額で、昨年より1,836万4,000円の増となっております。主なものといたしまして、プール水泳指導委託料になります。小・中学校のプールは経年劣化による施設の改修、設備更新費用も年々増加傾向となっております。さらには近年の猛暑によるプールの水温上昇対策として水道利用料の増加、プール施設や管理をする教職員に対し、衛生面、安全面において循環装置の操作や水質等の適正管理が求められるなど、負担が増えているのが実情であります。令和2年度より水泳指導を外部委託することで、安心・安全で清潔なプールでの水泳授業の展開と、インストラクターによる質の高い技術指導に伴う資質の向上、職員の負担軽減を図るため、プール水泳指導委託及び児童送迎に伴うバス借り上げ料を予算計上するものです。

中学校費は5,807万5,000円の予算額で、昨年より80万2,000円の減となっております。

3校共通になりますが、各小・中学校に教育扶助費が計上されてございます。これらは、経済的理由によって就学が困難と認められる児童生徒の保護者や、障害があり特別支援学級等で学ぶ児童生徒の保護者に対し学校教育に必要な援助を行うものであります。

社会教育費は4,345万4,000円の予算額で、昨年より463万4,000円の減となっております。主なものは職員の人件費と町バスいちのみや号に係る経費、青少年健全育成事業、文化財保護事業、公民館管理運営費、公民館教室運営費、図書室管理運営費、創作の里管理運営費などです。

保健体育費は2,642万6,000円の予算額で、昨年より103万4,000円の増となっております。主なものは、職員の人件費と体育団体等への補助金など、臨海運動公園管理運営費、振武館管理運営費、GSSセンター管理運営費などです。

次に、本委員会から昨年要望いたしました件について回答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

学校施設や社会教育施設の老朽化が進み、建物の耐震性や安全対策が叫ばれている中、今

後必要とされる各施設の運営方針や5か年計画などの新築を含めた抜本的な長期整備計画を立てること、目的に合った基金の創設をすることとの要望に対し、当町の学校施設、社会教育施設はいずれも築40年を超える施設であり、老朽化が進んでいる。この施設を今後どのように整備していくべきか、また、予算確保をどうすればよいかは大きな問題であり、早急に取りかかるべき事項である。施設の運営方針や5か年計画など、令和2年度より町の戦略計画、個別施設計画を作成する予定である。また、基金の創設につきましては、中学校の建て替えを見据えた中で、資金確保はもとより重要と考えるとの答弁がありました。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その主な内容を申し上げます。

小学校における水泳指導については何時間必要となるのかとの質疑に対し、年間で10時間が必修化されている。学校での授業は一、二時間連続で実施することが多い。民間に委託した場合も60分の技術指導の時間を確保するとの答弁がありました。

2時間授業とする場合の送迎の回数についての質疑に対し、東浪見小学校については、低学年グループと高学年グループに分けて5回ずつ実施するため、合計10回。一宮小学校については児童数が多いため、各学年に分かれてそれぞれ5回実施するため、合計30回となるとの答弁がありました。

近隣自治体のプール水泳指導の外部委託の導入状況や、今後委託先確保に係る競争が激化した場合に何か問題が生じるかとの質疑に対し、外部委託で懸念されるものは、移動距離や時間、温水施設であること。いすみ市も授業を拡充。茂原市も導入を検討していることから早期に導入を検討しなければ委託先確保について不利に働くことも想定されるため、当町では令和2年度に導入を進めるとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、一般会計予算は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第17号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算について申し上げます。

総務費は3,056万9,000円の予算額で、324万5,000円の増となっております。増額の主な内容は、職員の人件費とオンライン資格確認の実施に伴うシステム改修費による運営事務費の増額によるものです。

保険給付費は10億1,918万4,000円の予算額で、812万7,000円の増となっております。増額の主な内容は、医療給付費によるものであります。

県へ納める国民健康保険事業納付金は、医療給付費分、後期高齢者支援金等分、介護納付

金の3つに分かれており、予算額は合わせて3億8,403万6,000円であります。

特定健康診査等事業費は1,543万1,000円で、70万3,000円の減となっております。減額の主な理由は、被保険者数の減により、健診受診者数も減少する見込みで計上したためであります。

保健事業費は1,095万2,000円の予算額で、106万4,000円の増額となります。増額の主な内容は、国保システムの改修に伴う健診システムの改修委託料によるものです。

以上を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第18号 令和2年度一宮町介護保険特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出の総額は11億91万4,000円であります。予算については、前年度比1,626万円、1.5%の増となっております。

一般介護予防事業費ですが、保健センターや東浪見コミュニティセンターで実施するけんこう運動教室や認知症予防教室の実施、地区社協による地域介護予防活動支援事業など、前年比2.8%減の400万9,000円を計上しております。

包括的支援事業、任意事業費ですが、地域包括支援センター職員人件費及び高齢者の地域における自立した日常生活支援及び虐待防止を含む権利擁護事業などを行うもので、予算額は前年度比4.6%増の2,900万5,000円を計上しております。詳細については、任意事業費645万5,000円、前年度比11.6%増は、グループホーム施設家賃助成事業における利用者増が主な理由となります。

また、認知症総合支援事業費94万1,000円につきましては、複数の専門職による認知症の方やその家族の支援を行う認知症初期集中支援チームの設置が義務づけられたことにより、茂原市長生郡医師会と委託契約し、委嘱したサポート医と自立生活の支援を行っていくものです。

生活支援体制整備事業628万9,000円ですが、昨年引き続き、社会福祉協議会に委託し、地域住民が主体となった生活支援、介護予防サービスの充実が図られるよう、生活支援コーディネーター等が中心となり、地域の支え合いを広め、地域全体で高齢者の生活を支える体制づくりを進めるための事業となっております。

次に、審査の過程で質疑応答がありましたので、その概要を要約して申し上げます。

居宅介護サービス給付は自宅で生活できるサービス、地域密着型介護サービス給付はグループホームなど、施設介護サービス給付は特養かと考えているが、個別の説明とそれぞれの

施設は町民のためだと思うが、給付についても同様かとの質疑に対し、給付費は全て町民のための支出である。居宅介護サービスは居宅で生活できるようなデイサービスやヘルパーなどのサービスである。地域密着型介護サービスは町で指定した5事業所で、施設介護サービスは特別養護老人ホームや介護老人保健施設などの施設サービスになるとの答弁がありました。

以上の質疑を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第19号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算について申し上げます。

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者と65歳以上の一定の障害のある方が対象で、令和2年度の被保険者数は、前年度より25人増の2,069人を見込み、予算を算出いたしました。

総務費につきましては、人件費と運行事務費及び保険料賦課徴収事務費を合わせ922万1,000円です。

後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、徴収した保険料と保険基盤安定拠出金を合わせ1億6,066万3,000円で1,822万8,000円の増となっております。

歳入の後期高齢者医療保険料ですが、令和2年度は1億2,586万円で、1,750万円の増となっております。増額の理由は、被保険者数の増加によるものです。

以上の審議を踏まえ、討論、採決の結果、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、要望事項を申し上げます。

小学校の水泳教育について、将来的な計画を求める。

当町の小学校水泳教育は、大きな岐路に立っている。今年度から、プール施設の老朽化及び水泳教育の向上を理由に、プール施設を含めた民間委託が示された。また、長生郡市の各小学校でも、プール施設を含め民間に委託する教育が始まることが予測される。

近隣市町村内の限られた民間施設を考えれば、生徒の受入先の問題が出てくると考える。そこで、小学校の水泳教育は必修科目であることを考え、当町にプール施設がなくなることで教育に影響を与えないのか。これは別紙として夏季休業中におけるプール利用実績を合わせて提出するので、これらを十分参考にされたい。

以上を踏まえ、再検討を求める。

次に、委託先までの移動については、一時に複数台のバスを使用することを前提に民間運送業者に依頼する計画であるが、一宮号の利用の検討を求める。老朽化しているため、新規

購入も検討をされたい。これは他の教育活動にも資すると考える。

以上が、本委員会に付託された議案の審査過程並びに結果であります。

厚生文教常任委員会の報告を終わります。

令和2年3月16日。

厚生文教常任委員会委員長、鶴沢一男。

一宮町議会議長、小安博之様。

○議長（小安博之君） どうもご苦労さまでした。

以上で各常任委員会の報告が終わりました。

これより各常任委員会の報告に対する質疑に入ります。

なお、一括で行うため、質疑については、何々常任委員会に議案第何号についてという発言をもってお願いいたします。

それでは、質疑のある方どうぞ。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論及び採決は議案ごとに行いますので、ご了承願います。

日程第1、議案第16号 令和2年度一宮町一般会計予算議定に対する討論に入ります。

7番、鶴沢一男君。

○7番（鶴沢一男君） 私は、令和2年度一宮町一般会計予算に反対する立場で討論をいたします。

当予算案には、お買物・観光循環バス運行事業が計上されています。この事業は、当町の公共交通の方向性を検討するための実証実験の位置づけであると考えております。事業の内容は昨年と同じものであり、この事業は問題があると考え、次のとおり示します。

実証実験として4年も継続しているが、内容は同じものであり、既に実験段階ではない。本来であれば、公共交通の方向性が示されなければならないと考える。

2点目として、実証実験のデータが調査されていない点である。これは買物、観光のニーズ、効果の調査がなされていないことであります。

3点目として、公共交通の検討委員会の立ち上げもなされていない点であります。当事業の将来性を考えると疑問であります。

4点目、同じ内容の実証の実験の繰り返しであることは、税の無駄遣いであると考えます。

これは改善され、利便性が向上されなければ、町民の福祉の増進にはつながらないと考えるためであります。

以上の問題点を示し、当事業の改善を求めるものです。

また、他の事業も計画性をもった予算計上を求め、反対するものです。

以上です。

○議長（小安博之君） 3番、小関義明君。

○3番（小関義明君） 3番、小関です。

議案第16号 令和2年度一般会計予算について、賛成の立場から討論いたします。

国は、景気状況が緩やかに回復していると発表しておりますが、回復にはばらつきがあり、地方ではいまだに厳しい財政状況が続いています。このような状況の中での令和2年度予算編成は、大変ご苦労されたものと推察いたします。

新年度予算の特徴としては、予算総額が49億600万円となり、前年度から2億2,500万円の増加となっています。これは東京2020オリンピック競技大会の成功を目指すとともに、さらなる町の発展に向け2年目を迎える上総一ノ宮駅東口整備事業や、大雨による浸水被害から住民の生命と財産を守るため、老朽化した中央ポンプ場整備事業の着手など、大型事業が重なったものであります。

次に、歳入を見ますと、歳入の根幹をなす町税と地方交付税は的確に計上され、各種事業においては国県補助金の積極的な活用や、各基金をその目的に従い財源に充てるなど、財源確保に向けた十分な努力がうかがえます。

また、歳出では、先に述べた上総一ノ宮駅東口整備事業をはじめ、オリンピック競技大会に関連する様々な事業に加え、急速に進む情報化社会に対応するため、小学校ICT環境整備の推進や、町民が防災情報の伝達手段を入手しやすくするための多メディア一斉配信事業など、誰もが安心して暮らすことができるまちづくりへの取組が予算化されております。

このように、新規事業を取り入れながらも、住民ニーズの強い事業は継続させるなど、住民福祉の向上に努められた予算であると思っております。

最後に、今年はいよいよオリンピックが開催されます。これを契機に一宮町がさらに発展することを願い、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（小安博之君） ほかに討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第1、議案第16号 令和2年度一宮町一般会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することに賛成の諸君は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（小安博之君） 起立多数。

よって、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第2、議案第17号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第2、議案第17号 令和2年度一宮町国民健康保険事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第3、議案第18号 令和2年度一宮町介護保険特別会計予算議定に対する討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第3、議案第18号 令和2年度一宮町介護保険特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第4、議案第19号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第4、議案第19号 令和2年度一宮町後期高齢者医療特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

日程第5、議案第20号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定に対する討論に入ります。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより日程第5、議案第20号 令和2年度一宮町農業集落排水事業特別会計予算議定についてを採決いたします。

お諮りいたします。常任委員会報告は原案可決であります。本案を委員会報告のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(小安博之君) 異議なしと認め、本案は委員会報告のとおり可決いたしました。

会議開会后1時間20分程度経過しましたので、ここで20分程度の休憩といたします。

休憩 午後 3時17分

再開 午後 3時40分

○議長(小安博之君) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(小安博之君) 日程第6、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

8番、藤乗一由君。

○8番(藤乗一由君) 8番、藤乗です。

発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。
令和2年3月16日提出。

提出者、一宮町議会議員 藤乗一由。賛成者、一宮町議会議員 袴田 忍、賛成者、一宮町議会議員 森 佐衛、賛成者、一宮町議会議員 大橋照雄。

一宮町議会議長、小安博之様。

提案理由の説明にまいります。

発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について、上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

現在の社会情勢は緩やかな景気回復を受け、民間給与が公務員給与を上回る状況にあります。こうしたことから、人事院及び千葉県人事委員会では、公務員給与や期末手当等の引上げを行うよう勧告がありました。

町ではこれを受け、一般職の給与や期末手当の引上げを行うとともに、特別職においても期末手当の引上げを先日行ったところです。

我々の議員報酬についても検討いたしますと、議員は報酬が目的でなるものではなく、我々の信念や政策の実現など、住民の代表として活動しているもので、住民の利益を第一に考えるべきであると思いますが、議員も生活を営む一個人でもあります。また、近年、全国的な傾向として、議員の成り手不足があり、その要因の一つとして、議員報酬も挙げられております。

これらを考えた場合、議員報酬はある一定の水準にあるべきと考えます。当町のような小さな町の場合には、民間との給与差を比較することは大変難しく、報酬月額を改正する際には、第三者機関である特別職報酬審議会の意見を参考に、また、期末手当等の支給率の改正については、人事院や千葉県人事委員会の勧告に応じて改正を行ってきたところでございます。

今回の勧告では、民間の期末手当が4.50か月に対し、我々は4.45か月であり、この差である0.05か月分を特別職同様に改正することを提案するものです。

改正内容ですが、第1条は、本年度の12月期末手当の支給率を222.5から227.5に改めるもので、年間の支給月数として、現在の4.45か月分から4.50か月分に改正するものです。

第2条は、令和2年度からの支給率を6月の支給222.5と、12月の支給227.5を6月、12月とも同率の225に改めるものです。年間の支給月数としては、令和元年度も、令和2年度以降も、4.50か月分に変更はありません。

附則としまして、この条例は令和元年12月1日から施行するものです。ただし、第2条の規定については、令和2年4月1日からの施行になります。

また、改正後の条例の規定を適用する場合、昨年12月に支給された期末手当は、今回の改正後の条例の規定による内払いとみなすものです。

なお、一言付け加えさせていただきますと、景気が緩やかな回復にあると言われていますが、地方ではなかなか実感できないところである。こうした中での改正は、住民の皆さんの理解が得られるよう、今まで以上に我々議員が住民の付託に答えるべく、より一層精進していかなければならないものと考えます。

以上、よろしくご審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（小安博之君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第6、発議第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小安博之君） 日程第7、発議第2号 千葉外房有料道路の茂原区間の料金の早期無料化に関する意見書についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

提出者、5番、小林正満君。

○5番（小林正満君） 5番、小林です。

それでは、発議第2号について説明をいたします。

発議第2号 千葉外房有料道路の茂原区間の料金の早期無料化に関する意見書。

上記の議案を別紙のとおり一宮町議会会議規則第13条第2項の規定により提出いたします。

令和2年3月16日提出。

提出者、一宮町議会議員 小林正満。賛成者、一宮町議会議員 志田延子、賛成者、一宮町議会議員 鶴沢清永、賛成者、一宮町議会議員 内山邦俊。

一宮町議会議長、小安博之様。

この外房有料道路は、大網街道の慢性的な交通渋滞緩和のために建設されたもので、1980年（昭和55年）誉田区間が供用開始され、1985年（昭和60年）に茂原区間も供用開始となりました。

道路公社では、当初2013年（平成25年）1月に償還を完了する予定でしたが、付近の渋滞状況や建設費を考慮して供用開始の早かった誉田区間を2007年（平成19年）から無料化し、茂原区間を2023年（令和5年）に先延ばしをする事業変更を国土交通省に提出して現在に至っています。

この茂原区間を少しでも早く無料化にしていきたいというのが、この意見書の趣旨です。

それでは、裏面をご覧ください。

意見書を朗読いたします。

千葉外房有料道路の茂原区間の料金の早期無料化に関する意見書。

千葉外房有料道路は、東京、千葉方面と外房方面を連絡する主要地方道千葉大網線の慢性的な交通渋滞緩和のために建設された道路である。

圏央道の開通により、その役割は変化しつつあるものの、今でも東京、千葉方面から茂原市を中心とする外房地域を訪れる多くの方に利用されている。

については、今後、観光振興や企業立地などのさらなる利用促進を図る上でも大変重要な道路であることから、茂原区間の料金の早期無料化を要望するものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

提出先は、千葉県知事となります。

以上、簡単ではございますが、説明を終わります。

○議長（小安博之君） 提案の説明が終わりました。

これより本案に対する質疑に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） なければ、これをもって討論を終結いたします。

これより、日程第7、発議第2号 千葉外房有料道路の茂原区間の料金の早期無料化に関する意見書についてを採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小安博之君） 異議なしと認め、本案は原案のとおり可決いたしました。

◎閉会の宣告

○議長（小安博之君） 以上で、本定例会に付されました案件は全て終了いたしました。

これをもちまして、令和2年第1回一宮町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

閉会 午後 3時52分